

## 第3章

### 応急・復旧対応

## 第3章 応急・復旧対応

### 第1節 県の初動対応と支援・連携

#### 1 県災害対策本部の設置

今回の震災では、地震による揺れのほか、津波、液状化、石油コンビナート火災が発生し、こうした直接的な被害への対応に加え、福島第一原子力発電所事故、東京電力(株)が実施した計画停電の対応、さらには、壊滅的な被害を受けた東北3県への支援など、県は様々な対応が求められた。

県では、地域防災計画に基づき、3月11日14時46分の地震発生とともに災害対策本部を直ちに設置し、出先機関を含め、県の全ての機関で職員を配備した。

また、本庁舎5階大会議室に、事務局員として約100名の職員を配置し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整等に当たった。

なお、災害対策本部事務局には自衛隊、警察及び消防機関の連絡員が駐在した。

16時18分から第1回の本部員会議を開催し、知事(本部長)から全部局に対し、人命救助を第一優先に、各部局連携して対応するよう指示があり、以後20回の本部員会議を開催し、迅速な対応に努めた。



写真 3-1-1 千葉県災害対策本部

表 3-1-1 災害対策本部員会議の開催状況

	開催日時	知事の指示事項等
第1回	3月11日 16時18分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余震に注意すること。</li> <li>・被害状況の把握に努めること。</li> <li>・人命救助を第一優先に活動すること。</li> <li>・各部局連携してこの状況に対応すること。</li> <li>・大津波が予想されているので、住民避難などに注意すること。</li> </ul>
第2回	3月11日 19時20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助を最優先に実施すること。</li> <li>・コスモ石油の火災で、東京都知事に消防艇の支援を要請した。</li> <li>・状況をよく把握して、各々今何をすべきかを確認しながら、間違いのないように気を引き締めて活動し、現地の支援を行うこと。</li> </ul>
第3回	3月12日 8時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報収集に努め、人命救助を第1優先事項として、各部局連携して取り組み、的確に対処すること。</li> <li>・道路、ライフラインの復旧に努めること。</li> <li>・石油コンビナートと火災の鎮圧に全力で対処すること。</li> </ul>
第4回	3月12日 14時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の捜索に全力をあげること。</li> <li>・避難住民のニーズを把握し、遺漏なく適切に支援すること。</li> <li>・倒壊家屋の状況把握を迅速に行うこと。</li> <li>・災害は継続しているので、気を引き締めて行うこと。</li> </ul>
第5回	3月12日 19時45分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日目の夜となって、被災住民はストレスがたまっていると思うので、的確にニーズを把握して対応すること。</li> <li>・災害対策を行っている職員の健康管理に充分留意すること。</li> </ul>
第6回	3月13日 10時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、行方不明者の捜索に全力であたること。</li> <li>・被災家屋の安全性の確認、被災住民の住居確保、ライフラインの復旧等、被災住民の生活再建に取り組む市町村や、関係事業者等への支援に全力で取り組むこと。</li> <li>・今後は、被災住民の生活再建へ重点を移っていくこととなるため、復旧、復興対策に全力で取り組むこと。</li> <li>・明日は雨が降ると予報が出されている。屋根等が破損した住宅へのブルーシートの供与など適切に対処すること。</li> </ul>
第7回	3月13日 18時20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居被害が拡大してきているので、災害救助法の適用について検討すること。</li> <li>・3日目の夜を迎えることとなり、被災住民は大きな不安とストレスがたまっていることと思うので、市町村等から被災住民のニーズを受けたら、各部局連携して、可能な限り早急に対処すること。</li> <li>・余震が頻発しているため、引き続き警戒すること。</li> </ul>
第8回	3月14日 9時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力の計画停電による県民生活の影響を最小限にするように、最大限の努力をすること。</li> <li>・県民の生活再建に最大限の努力をすること。特に断水の解消に全力であたること。</li> <li>・余震が頻発しているため、警戒すること。</li> </ul>

	開催日時	知事の指示事項等
第9回	3月14日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の大きい、旭市、香取市、山武市、九十九里町の4市町について、災害救助法を適用することを決定したので、適切に対応すること。</li> <li>・東京電力の計画停電に係る情報収集に努めるとともに、県民生活の影響を最小限にするように、引き続き努力すること。</li> <li>・県民の生活再建に最大限の努力をすること。特に断水の解消に全力であたること。</li> <li>・余震が頻発しているため、警戒すること。</li> </ul>
第10回	3月15日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画停電に関しては、本日、私から東京電力に、停電対象から被災市町を除くなどの措置を取るよう、強く申し入れた。関係部局においても、情報収集に努めるとともに、県民生活への影響を最小限にするため、引き続き努力すること。</li> <li>・被災者の生活再建と、災害復旧の、特に水道関係のライフラインの復旧の早期実現に向け、努力すること。</li> <li>・福島県原発事故に係る情報収集に努め、県民が落ち着いて行動できるよう、適切に対応すること。</li> <li>・県民の皆様には、本日11時、総理から福島第一原発から20km～30km圏内の方の屋内退避の要請があったが、本県には、影響ありませんので、冷静に平常通りの生活をしてください。今後は、テレビ、ラジオ等による政府や県からの情報をよく聞いてください。</li> </ul>
第11回	3月16日 17時20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震により、住まいを失われた方の住居として、国家公務員宿舎、県営住宅を合計459戸確保し、入居の募集を明日から開始するが、引き続き、被災者の生活再建と公共施設等の復旧の早期の実現に向けて努力すること。</li> <li>・計画停電の実施により、断水やエレベーターに閉じ込められた等の報告がされている。県民生活への影響が最小限となるよう、努力すること。</li> <li>・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、情報の収集及び提供に努めること。</li> <li>・本県でも、本日12時52分に震度5弱の地震があった。余震と思われる地震が続いているので、継続して警戒すること。</li> </ul>
第12回	3月17日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震と津波による死者、行方不明者の合計は、全国で1万人を大きく超え、今後、さらに増えると見込まれている。特に、巨大な津波に襲われた、宮城県、岩手県及び福島県の太平洋沿岸地域の被害は甚大であり、まさに未曾有の大災害となっている。本県でも、大きな被害が生じているが、宮城県など甚大な被害が生じている県に対して、できる限りの支援をしていきたい。</li> <li>・本県では、建物被害を含め、被害の全体像がしだいに明らかになってきた。旭市など災害救助法適用した4市町をはじめ、被害の甚大な市町村からのニーズをよく把握し、重点的に支援をしていくこと。</li> <li>・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。</li> </ul>

	開催日時	知事の指示事項等
第13回	3月18日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11日の地震発生から、今日で1週間が過ぎたが、未だ避難所では、785人の方々が、心身ともに限界に近い状況で生活している。一刻も早く、全員の住居が確保されるよう、引き続き全力で取り組むこと。</li> <li>・今回の地震で甚大な被害がでている東北地方から多くの被災者の皆さんが、周辺の都県へ避難してきている。県としても、市町村と連携し、各部局が協力して、できる限りの対応をすること。</li> <li>・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。</li> </ul>
第14回	3月20日 10時20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今も、500人を超える方々が避難所で生活されており、また、10万戸を超える家庭で、断水や減水により不便な生活を強いられている。引き続き、被災者の方々の住宅の確保や水道の復旧工事に、全力で取り組むこと。</li> <li>・政府は、福島県産の牛乳と茨城県産のハウレンソウから、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたと発表した。県としては、県内の農産物の安全性を確認するため、国の農業環境技術研究所にサンプルを持ち込み、検査を受けるよう、指示した。</li> <li>・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。</li> <li>・原発事故により、福島県から避難してくる方々などの、受け入れについては、受入れ市町村とのコーディネートや、情報提供等を行う（仮称）広域避難者受け入れインフォメーションセンターの設置に向けて準備すること。なお、受け入れにあたっては、避難してくる方々のニーズを踏まえ、千葉のおもてなしの心を最大限に発揮できるように配慮すること。</li> </ul>
第15回	3月22日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭市を中心に、未だ500人を超える方々が、避難所で不安を抱えながら不便な生活をしている。また、浦安市、香取市を中心に、断水で多くの方が不自由な生活を強いられている。住宅を失った方々の住宅の確保や水道の復旧に、引き続き全力で取り組むこと。</li> <li>・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。</li> <li>・県では、本日から、東北地方の被災県からの避難者に対し、一時的な受け入れ施設についての情報提供を行う、「東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター」を開設した。県外からの避難者については、市町村とよく連携して、おもてなしの心で受け入れられるよう努めること。</li> </ul>

	開催日時	知事の指示事項等
第16回	3月24日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法については、先に被害の大きい4市町に対し、適用することとしたところだが、今回、浦安市、我孫子市、習志野市、千葉市美浜区に対して、追加適用することを決定したので、適切に対応すること。</li> <li>・未だ、約400人の方々が、避難所で不安を抱えながら不慣れた生活をしており、また、浦安市、香取市を中心に、1万戸を超える家庭で、断水や減水が続いている。</li> <li>・住宅を失った方々の住宅の確保や水道の復旧に、引き続き全力で取り組むこと。なお、液状化による住宅被害については、被災者生活再建支援制度の対象とならない被害についても、何らかの支援ができるよう検討すること。</li> <li>・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。</li> <li>・東北地方の被災県からの避難者については、市町村等がスムーズに受け入れられるよう調整に努めること。</li> <li>・今回の未曾有の危機にあたり、一刻も早い復旧復興に向けて、災害救助を行う市町村や県内中小企業、農林漁業者を支援するため、62億円の補正予算を、緊急に計上したので、関係事業の所管部局は、迅速、適切に執行すること。</li> </ul>
第17回	3月28日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、被災地域の復旧・復興に向けて取り組んでいく必要があるため、そのための準備に入ること。</li> <li>・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、各部局協力して、引き続き、情報の収集や県民に分かりやすい広報に努めること。また、検査体制の充実についても検討すること。</li> <li>・東北地方の被災県からの避難者については、市町村等がスムーズに受け入れられるよう調整に努めること。</li> <li>・新年度を迎えるにあたり、人事異動等により災害対策に支障が生じることがないように、迅速適確な引き継ぎを行うこと。</li> </ul>
第18回	4月1日 13時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度を迎え、災害対策本部も新しい体制となった。どの分野の仕事も同じだが、災害対応には速さと的確性がより求められる。特に、今回の人事異動により、新しく本部員となった者、部局が変わった者は、本日からただちに職務がまっとうできるよう最大限の努力をすること。</li> <li>・本日で地震発生の日から3週間目を迎えるが、県内では、未だ約300名の方々が避難所で不安を抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。一刻も早く全ての方々が、住宅に住むことができるよう全力を挙げて取り組むこと。</li> <li>・福島第一原発事故による影響は長期化し、予断を許さない状況が続くことが予想される。引き続き、国や他県等からの情報収集に努めるとともに、県民生活に無用の混乱を招くことのないよう、県民に対し迅速かつ正確な情報を提供すること。</li> </ul>

	開催日時	知事の指示事項等
第19回	4月 6日 14時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内では、未だ265名の方々が避難所で不安を抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。また、断水により、不自由な生活を強いられている地域もある。引き続き、避難者の住居の確保や水道の復旧に、全力を挙げて取り組むこと。</li> <li>・福島第一原発の事故による影響は長期化し、予断を許さない状況が続くことが予想される。引き続き、国や他県などからの情報収集に努めるとともに、県民生活に無用の混乱を招くことのないよう、県民の皆様に対し、迅速かつ正確な情報を分かりやすく提供すること。</li> </ul>
第20回	5月26日 9時25分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全ての避難所が閉鎖されたこと、また、5月補正が県議会で可決され、今後、復旧・復興に向けた取組が、復旧・復興本部により本格的に進められることから、本日をもって東日本大震災千葉県災害対策本部を廃止する。</li> <li>・今後も強い余震の発生が懸念されることから、有事の際には、速やかに必要な対応ができる体制をとること。</li> <li>・福島原発事故の影響は長期化が予想されることから、引き続き、各部局連携して、総合的に対応すること。</li> <li>・5月補正予算が可決されたが、復旧・復興本部を中心に、被災者の生活再建支援や産業の再生・復興など復旧・復興事業の推進に全力であたること。</li> <li>・今回の被害状況や県の対応状況等をよく検証し、防災対策の一層の強化を図ること。</li> </ul>



写真 3-1-2 災害対策本部員会議

## 2 県石油コンビナート等防災本部の活動

県の石油コンビナート等防災本部（以下、「石コン本部」という。）は常設しているが、石油コンビナート等特別防災区域である千葉市中央区及び美浜区において震度5強を観測したことから、直ちに非常第2配備体制を敷き、最も大きな事故となったコスモ石油(株)千葉製油所の火災への対応を中心に、コンビナート事故情報の収集と防災関係機関との連絡調整を行った。

表 3-1-2 県石油コンビナート等防災本部の活動状況

月 日	時 間	内 容
3月11日	14時55分	JFEスチール（千葉市中央区）で火災発生 of 通報（18時25分に千葉市消防局から異常現象非該当の連絡あり）
	16時20分	コスモ石油からLPGタンクの脚が折れて倒壊、火災発生により合同事業所従業員3名負傷の通報
	17時03分	県庁執務室にてタンク爆発の炎、煙、爆風を確認
	17時20分	京葉臨海中部地区共同防災協議会と、市原市消防局の協議により大容量泡放射システムの出動を決定。 石コン本部への要請を受けて複数発災の有無を確認。 県警本部に道路状況の確認とパトカー先導を要請
	18時30分	隣接するチッソ石油化学のプラントに延焼火災の通報
	19時50分	千葉市消防局1隻、海上災害防止センター1隻が隣接するタンクに冷却散水開始
	21時00分	震度5強を記録した千葉市中央区、美浜区で異常現象が発生していないため、石コン本部の非常第2配備体制を非常第1配備体制に変更
	23時40分	市原市消防局現地指揮本部が大容量泡放射システム不使用決定の報告
3月12日	1時35分	チッソ石油化学鎮火
	2時35分	タンクエリア隣りの製造装置（丸善石油化学）で火災発生
	10時20分	県副知事が市原市長とともにコスモ石油現地にて事故概要の説明を受ける
	20時40分	コスモ石油の浮き屋根式屋外タンクの屋根上でナフサ漏えいの通報
3月13日	13時00分	市原市消防局からコスモ石油の510番屋外タンクからアスファルトが海上に流出した旨の通報
3月14日	14時00分	コスモ石油の浮き屋根式屋外タンクの屋根上に原油漏えいの通報
3月15日	15時20分	丸善石化の製造装置の鎮火の通報
3月16日	11時00分	石コン本部がコスモ石油の発災場所を視察
3月21日	10時10分	LPGタンク火災の鎮火を確認
5月10日		海上災害防止センターによる海上流出油防除活動を終了
5月26日	9時25分	県災害対策本部廃止と同時に石コン本部非常第1配備体制を解除

### 3 県土整備部震災対策組織の設置

#### ○県土整備部震災対策会議・事務局の初動状況

県災害対策本部の設置と同時に、県土整備部震災対策組織が設置された。

地震発生が勤務時間内だったことから、事務局には事前に参集が定まっている通常職員のほとんどが参集し、パソコン、防災電話、防災FAX、テレビをそれぞれ配置した。事務局の立ち上げは、通年2回程度行っている訓練により約10分程度で完了し、県土整備部震災対策会議第1号指令の伝達により被害状況の収集を開始した。



震災対策組織は、震災対策会議、震災対策会議事務局、各課室震災対策班、現地震災対策班をもって組織されている。

震災対策会議は、災害対策本部との連携を図り、迅速かつ的確に対応することを目的として設置され、県災害対策本部員会議が開催される度に開かれ、知事からの指示事項などの伝達、部内の対応についての協議、部内の情報共有などを行った。

震災対策会議事務局は、震災対策会議の円滑な運営を図るために設置され、各課室震災対策班及び現地震災対策班との連絡調整、被害情報の収集、計画停電の情報提供などを行った。

各課室震災対策班は、各課に設置され、震災対策会議事務局の円滑な対応の支援や現地対策班の応急復旧の支援などを行った。

現地震災対策班は、震災対策会議事務局との連携を図り、現地の情報収集や被害状況の把握、応急対策などを行った。

表 3 - 1 - 3 県土整備部震災対策組織の経過

月 日	時間	内 容
3月11日	14時46分	東北地方太平洋沖地震発生 千葉県災害対策本部設置、千葉県石油コンビナート本部設置 部震災対策組織設置
	21時00分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）2/3の体制に移行
3月12日	17時20分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）1/3の体制に移行
3月13日	12時20分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）第1配備体制（1/10）に移行
3月25日	9時00分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）第1配備体制を解除、夜間連絡員の対応に移行
3月30日	16時40分	部震災対策会議 指令 震災対策会議事務局の規模を縮小（土日祝日の昼間は職員を配置、夜間は連絡員の対応）
5月26日	15時00分	千葉県災害対策本部廃止 部震災対策会議 指令 部震災対策組織体制を解く



写真 3-1-3 県土整備部震災対策会議



写真 3-1-4 県土整備部震災対策会議事務局

## 4 千葉県水道局震災対策本部の設置

### (1) 震災対策本部の設置

給水区域内で震度5強以上を記録したことから、「千葉県水道局震災対策本部」を設置し、17時に第1回対策本部会議を開催した。本部会議では、発災以降の各班の把握している被害状況、対応状況が報告された。

#### ア 各班の報告

- ・総務広報班：広報の準備、関係機関との調整、日本水道協会を通じての県外事業者への応援要請の準備について。
- ・お客様班：お客さまからの問合せに係る対応、情報システムの状況（調査）について。
- ・渉外班：対策本部を設置した幕張庁舎の被害調査について。
- ・応急給水管理班：局全体の被害・断水状況等の把握、情報収集、管工事協同組合への応援要請について。
- ・浄水管理班：各浄水場の被害状況及び対応状況、取水施設の運転状況、配水池貯水量、当面の水運用について。
- ・応急復旧管理班：管路等被害状況の収集、管工事協同組合への被害調査の応援要請、必要な緊急措置の指示について。

その後、同日20時に第2回、12日0時30分に第3回、同日6時に第4回、同日10時に第5回、同日15時に第6回、同日22時に第7回対策本部会議を開催し、その都度各班が把握している被害状況及び対応状況が報告された。（平成23年7月19日9時の第38回対策本部会議まで継続開催）

### (2) 現地対策本部の設置

発災後、速やかに千葉、船橋、市川水道事務所に現地対策本部を設置し、各水道事務所支所及び管内浄水場・給水場を支部とした。

各現地対策本部には、総務班、復旧班、給水班の3班体制を敷き、管内パトロール、被害状況の把握、応急給水、応急復旧の各班を編成するとともに、その後計画停電の対応等に即時従事した。

### (3) 情報通信の状況

対策本部と現地対策本部及び関係機関との連絡については、発災直後固定電話及び携帯電話は不通となったが、局の有する情報連絡手段は次のとおり有効に使用することができた。なお、局が導入している非常時職員参集管理システム及び被害情報収集管理システムは、規模の異なる地震が短時間に頻繁に発生したため、契約業者のサーバが情報発信の対応限界を超え、有効に機能できなかった。

#### ア 局内の連絡

局の基幹ネットワークであるIP電話は通信可能であったので、局内の連絡はIP電話を使用した。

#### イ 給水区域内市との連絡

本局及び水道事務所・支所に配備している防災行政無線設備は、衛星

回線を使用するシステムであることから、発災直後も正常稼働しており、電話・FAXに活用できた。

ウ 応急給水・復旧現場との連絡

対策本部と応急給水及び応急復旧現場との連絡は、災害時優先電話（N T T回線）が使用可能であったため、これを活用した。また、災害時優先番号登録携帯電話がその後使用可能となったことから、千葉県水道管工事協同組合に貸出しを行い、現場の通信網をさらに強化した。

エ 情報ネットワークへの影響

水道局独自の情報通信ネットワークであり、本局のある幕張合同庁舎と各出先機関を結び、各情報システムの利用する基幹系ネットワークは、震災による通信規制を受けることがなかったことから、各情報システムの処理を通常どおり使用できた。

5 支援物資の備蓄・物流

(1) 市町村や関係団体等への主な緊急物資の提供状況

平成23年3月11日の震災発生から4月30日までの間に、38市町村から、飲料水や食料、毛布、仮設トイレや使い捨てトイレ、防水シート等の緊急物資の支援の要請があり、県では、備蓄物資のほか、協定事業者等から必要な物資を調達し、市町村に提供した。

表 3-1-4 主な緊急物資の種類と数量

品 目	合 計	市 町 村		備 考
		県備蓄	調 達	
飲料水	141,360 本	39,528 本	101,832 本	お茶等を含む
食 料	117,070 食	64,350 食	52,720 食	ビスケット、おにぎり、弁当等
毛 布	22,500 枚	15,210 枚	7,290 枚	寝袋を含む
仮設トイレ	182 基	182 基	—	
使い捨てトイレ	23,500 個	20,600 個	2,900 個	
防水シート	20,883 枚	20,883 枚	—	
発電機	22 台	22 台	—	
ダンボール	2,810 枚	—	2,810 枚	間仕切り用
炊飯装置	12 機	12 機	—	
入浴システム	4 セット	4 セット	—	

(2) 緊急物資の要請の状況

震災発生直後から3～4日間は、飲料水や食料、毛布等の要請が中心であったが、時間の経過とともに、避難所で必要なマットレスや寝袋、洋服、入浴セットなどに変化した。

また、震災発生直後は備蓄物資を提供していたが、事業者の事業再開とともに、調達した物資を提供した。特に、食料については、当初は備蓄していたサバイバルフーズを提供していたが、徐々に、事業者から調達したおにぎりや弁当等を提供した。

## (3) 協定企業からの緊急物資の調達等の状況

今回の震災では、物資供給等の協定を締結している10事業者のうち8事業者から物資を調達することができたほか、運送に関しても、協定を締結している(社)千葉県トラック協会の協力を得ることができた。

調達した主な物資は、飲料水や食料、毛布等であるが、特に大量に必要なとなった飲料水や食料については、協定事業者だけでは十分に確保できなかったため、急遽、県内外の協定を締結していない事業者から調達し、対応した。

その結果、食料では、77%を協定事業者から調達することができたものの、飲料水では、その割合は15.4%に留まっている。

表 3-1-5 緊急物資の調達数量

品目	事業者等からの調達数量		
	合計		合計
飲料水	163,992 本	飲料水	163,992 本
食料	52,720 食	食料	52,720 食
毛布・寝袋	8,890 枚	毛布・寝袋	8,890 枚
使い捨てトイレ	2,900 個	使い捨てトイレ	2,900 個
トイレトペーパー	14,640 個	トイレトペーパー	14,640 個

## (4) 関係機関・団体等への救援物資の提供

県西部防災センターに滞在した帰宅困難者に対して、県の備蓄物資から飲料水 240 本や食料 550 食、毛布 70 枚等を提供したほか、成田国際空港(株)に対して、県の備蓄及び日本赤十字社から調達した毛布を合わせて 2,790 枚を提供した。

また、県警察本部、県立佐原病院等の県の機関に対しても、要請を受けて食料や毛布、仮設トイレ、防水シート等を県の備蓄物資から提供した。

表 3-1-6 関係機関・団体等に対する提供状況

品目	帰宅困難者等 ※1	成田空港 ※2	県警 ※3	県関係機関 ※4	合計	備考
飲料水	240	0	0	0	240	
食料	550	0	3,100	0	3,650	
毛布	70	2,790	0	235	3,095	県備蓄 1,495 日赤 1,600
仮設トイレ	0	0	0	12	15	
防水シート	4	0	0	0	4	

※1 帰宅困難者等の食料については、500 食が福島県の避難者用、50 食が県西部防災センターへの避難者用である。

また、食料以外の品目については県西部防災センターへの避難者用である。

※2 成田空港の滞留者に対する毛布提供の内訳は、県備蓄から 1,190 枚、日赤から 1,600 枚である。

※3 県警への提供については、災害従事者(警察官)用の食料である。

※4 県関係機関への提供物資については、以下のとおりである。

毛布：県東金高等技術専門学校 15 枚、県立佐原病院 220 枚

仮設トイレ：県立佐原病院 10 基、県海匝地域整備センター銚子整備事務所 2 基

表 3-1-7 食料・日用品等支援要請表（支援済合計）

	食料等													
	水(本)	水(流通)	食料(食)	食料(流通)	弁当(食)	副食	お菓子	簡易トイレ	使い捨てトイレ	使い捨てトイレ(流通)	発電機	毛布	毛布(日赤)	寝袋
千葉市	0	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌子市	1,200	4,008	7,750	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	1,250	0
市川市	3,600	12,000	0	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	2,304	3,000	700	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	2,700	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	4,080	4,000	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	7,776	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	0	1,000	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
旭市	4,656	7,680	11,300	10,190	600	1,600	2,440	12	100	0	0	2,540	0	240
習志野市	0	8,160	12,000	700	0	0	0	160	5,200	0	0	1,700	0	0
柏市	0	0	0	800	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
勝浦市	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	11,184	41,184	0	6,700	0	0	0	0	15,300	2,900	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	1,200	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	504	0	500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	1	0	1,300	0
匝瑳市	1,440	1,992	3,800	4,500	0	0	0	0	0	0	0	1,170	0	0
香取市	3,312	10,104	4,800	3,500	0	0	0	5	0	6	300	300	0	0
山武市	0	5,040	6,500	3,500	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0
いすみ市	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
東庄町	0	0	500	500	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0
大網白里町	0	1,080	1,800	900	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0
九十九里町	3,840	0	3,400	2,000	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	3,000	600	800	0	0	0	0	0	10	400	800	0	0
一宮町	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	1,050	200	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0
白子町	0	0	350	300	0	0	0	0	0	0	0	700	300	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0
総南町	2,016	0	2,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39,528	101,832	64,350	50,290	830	1,600	2,440	182	20,600	2,900	22	15,210	7,050	240

※色のついていない物資は、千葉県で備蓄していた物資の払い出し分

	マットレス	衣類	ラジオ (日赤)	消毒液	マスク	スポンジ	トイレット ペーパー	ブルシート	ダンボール	投光器	ろうそく	炊飯装置	入浴 システム	給水槽
千葉市	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	2,993	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	900	100	20	0	8,000	0	0	0	10	0	0	12	0	0
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	0	0	0	0	310	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0	2,000	0	14,640	8,000	2,800	10	0	0	4	6
山武市	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	1,830	0	0	0	0	0	0
大網白里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	300	0	10	100	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	296	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉅南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	900	100	65	0	20,500	0	14,640	20,883	2,810	20	396	12	4	6

※色のついていない物資は、千葉県で備蓄していた物資の払い出し分

## 6 市町村支援状況

### (1) 応急危険度判定士

被災建築物の応急危険度判定のため、支援要請のあった旭市、栄町、東庄町に延べ64名の県職員判定士を派遣した。

表 3-1-8 応急危険度判定士支援状況

	危険 (件)	要注意 (件)	調査済 (件)	計 (件)	判定士 (班)	判定士 (人)
旭市	248(80)	535(216)	1,577(417)	2,360(713)	77(22)	185(48)
東庄町	7(7)	8(8)	4(4)	19(19)	2(2)	4(4)

	危険 (件)	要注意 (件)	調査済 (件)	計 (件)	判定士 (班)	判定士 (人)
栄町	15(15)	27(27)	47(47)	89(89)	7(7)	15(12)
成田市	26	62	42	130	54	110
佐倉市	6	64	92	162	19	38
習志野市	12	197	824	1,033	45	90
印西市	6	7	11	24	10	21
香取市	357	725	616	1,698	15	138
計	677(102)	1,625(251)	3,213(468)	5,515(821)	229(31)	601(64)

※ ( ) 書きは、県が支援を行った数

## (2) 災害時における千葉県内市町村間の相互支援

今回の地震に対し、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領」に基づき、関係市町村間の相互応援について対応を行った。

県において、応援要請市町村及び応援要請受諾市町村のとりまとめを実施し、それぞれの市町村を紹介した。

ア 応援要請のあった香取市に対し、四街道市及び南房総市の市町村間支援が決定。また浦安市に対しては、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、松戸市からの市町村間応援が決定し、実施された。

なお4月6日以降は、市長会及び町村会を中心とした、相互応援活動に切り替えを行っている。

イ 旭市は、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物を、市単独での処理は困難と判断し、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、市内仮置場で分別された災害廃棄物の市町村施設での受け入れ及び焼却処分に係る応援を要請した。

### (7) 要請期間

平成23年6月～平成24年3月末

### (4) 相手方【個別要請：千葉市、市川市、市原市】

平成23年5月27日

### (ウ) 旭市と応援市との委託契約日

平成23年8月3日

### (エ) 受け入れ開始

平成23年8月10日

《参考》災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

【締結者】 千葉県内市町村

【締結日】 平成8年2月23日

【目的】 県内の地域に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは対応が困難な場合において、災害対策基本法の規定による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう基本的な事項を定める。

## 【応援の種類】

- ① 食料、飲料水及び生活必要物資等の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受入れ
- ⑦ 遺体火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ 以上のほか、特に要請のあった事項

## 【応援要請の方法】

- ① 個別要請
  - ・個別に他の市町村の長に応援を要請する。
- ② 複数同時要請
  - ・複数の市町村の長に同時に応援を要請する場合は、県知事に応援要請を依頼し、知事は、他の市町村の長に対し要請内容を伝達する。

《参考》災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

【締結者】 千葉県内市町村及び一部事務組合

【締結日】 平成9年7月31日

【目的】 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」第2条第8号（ごみ、し尿処理のための施設の提供）に係る細目を定める。

【協力の要請】 基本協定による。

## (3) 公共下水道

被災市町村への応援としては、3月13日に浦安市からの応援要請を受け、14日に県内近隣7市（市川市、船橋市、松戸市、野田市、市原市、流山市、柏市）に対し応援要請を行い、同日から近隣4市（市川市、船橋市、松戸市、市原市）による被害状況把握や応急復旧工事等の応援を開始、17日に県から職員2名を現地に向かわせ、状況確認や今後の支援について打ち合わせを行い、25日に県において千葉県下水道災害復旧支援本部を設置し、県職員延べ165人の支援を行い、5月26日をもって現地支援を終了した。

また、3月16日に香取市からの応援要請を受け、17日に県内近隣13市町（成田市、佐倉市、東金市、旭市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、栄町、大網白里町、芝山町）に対し応援要請を行い、23日から3市（成田市、八街市、袖ヶ浦市）による被害状況把握や応急復旧工事等の応援を開始、同日に職員2名が現地に向かい、状況確認や今後の支援について打ち合わせを行い、4月7日から下水道課、手賀沼下水道事務所、印旛沼下水道事務所の職員3名による現地支援を開始し、



県職員延べ35人の支援を行い、5月20日をもって現地支援を終了した。

なお、下水道課内に設置された千葉県下水道災害復旧支援本部は、下水道災害査定を終え、本格的な復旧工事に移行可能となったことから、8月10日をもって解散した。

表3-1-9 被災市支援状況（H23.5.31現在）

被災市	支援自治体	支援期間	作業内容及び延べ人数		合計 ( )内は 県職員数
			調査 (一次・二次)	査定設計書 作成	
浦安市	1都1県7市	3/14 ～5/26	207	306	513(165)
香取市	1都1県9市町 1公社	3/23 ～5/20	135	86	221( 35)
合計	1都1県16市町 1公社	—	342	392	734(200)

## 7 千葉県警察の支援対策状況

県警察では、県と同様、発災後直ちに、県内の各警察署、交番・駐在所に対し管轄内の被災状況や被災者の状況等を確認するとともに、県警察本部及び県内全39警察署に災害警備本部を設置し、約7,000人体制で初動対応に当たり、次のような支援対策を実施した。

### (1) 救出・救助活動

旭警察署矢指駐在所勤務員が、自らも津波に呑み込まれながら50歳代の男性を救助するなど、沿岸3警察署で8人の警察官が計8人を救助した。

### (2) 機動隊の活動

旭警察署、浦安警察署及び香取警察署に機動隊を派遣し、行方不明者の捜索活動及びパトロールを実施した。

※ 3月13日から5月22日までの間、延べ2,200人を派遣



写真3-1-5 旭市内における機動隊の支援状況



写真3-1-6 旭市内における夜間パトロールの状況

### (3) 自動車警ら隊及び機動捜査隊によるパトロール

九十九里沿岸被災地域及び浦安、香取地域へ自動車警ら隊及び機動捜査隊を重点運用し治安維持対策に当たった。

※ 延べ約130台、260人を派遣

#### (4) 九十九里支援隊の活動

移動交番車を運用し、3月12日から5月24日までの間、銚子、旭、匝瑳、山武及び香取の各警察署へ女性警察官を含めた九十九里支援隊を派遣し、被災地域への巡回活動を行った。

また、旭警察署管内の仮設住宅居住被災者等の安心感の醸成を図る目的で、8月29日から9月5日までの間、九十九里支援隊を再運用し仮設住宅への巡回活動を行った。

※ 延べ約270台、600人を派遣

#### (5) 被害者支援隊の活動

生活安全部から旭警察署へ女性警察官を派遣し、独居老人21人の安否確認や高齢者に対する声かけ活動を実施した。

#### (6) 県外からの避難者に対する支援

移動交番車、交番・駐在所員等による立ち寄り警戒を実施するとともに、積極的な声かけ活動を実施し、県外からの避難者に対する支援を実施した。

### 8 他県、関係機関への応援要請

#### (1) 公共土木施設関係

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」、「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務細目協定」及び「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、(社)千葉県建設業協会、(社)千葉県電業協会、(社)千葉県造園緑化工事業協会、(社)千葉県測量設計業協会、(一社)千葉県地質調査業協会、(一社)千葉県建設コンサルタント業協会及び(社)建設コンサルタンツ協会関東支部に応急措置・応急復旧工事、測量・地質調査・設計業務等の応援要請を行った。

#### (2) 橋梁調査

「地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定」に基づき、(社)日本橋梁建設協会に橋梁の緊急点検の応援要請を行った。

#### (3) 公共土木施設の点検・災害申請支援

「災害時における業務協力に関する協定」に基づき、特定非営利活動法人防災千葉に対し、県及び市町村管理の道路、河川、急傾斜地について、緊急点検と被災箇所（浦安市、神崎町、東庄町）の災害申請の支援の応援要請を行った。

#### (4) 下水道関係

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県内市町村及び関東ブロック幹事県に対し、被災市（浦安市、香取市）に対する人的支援要請及び機材（高圧洗浄車・バキューム車・調査用TVカメラ等）とその作業員支援の応援要請を行った。

#### (5) 建築関係

(社)千葉県建築士会、(社)千葉県建築士事務所協会及び(一社)日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 J S C A ・千葉に対し、被災建築物の

被災度区分判定と復旧に係わる相談対応の応援要請を行った。

(6) 応急仮設住宅関係

ア 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設に関する住宅建設業者及び資材提供者の斡旋並びに技術指導等の応援要請を行った。

イ 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、(社)千葉県宅地建物取引業協会及び(社)全国日本不動産協会千葉県本部に対し、及び応急仮設住宅の建設を補完するため、民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、応急仮設住宅として提供する応援要請を行った。

(7) 水道関係

水道局間と災害時応援協定を締結している関係機関について、手続きとして協定の規定に基づいた要請方法で行った。

また、千葉県内の市町村へ応援要請する千葉県水道災害相互応援協定については、千葉県内水道災害時対処要領による体制で連絡を行い、千葉県知事あて要請書を送付した。

ア 応急給水

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

平成 23 年 3 月 11 日付け、日本水道協会関東地方支部

(災害協定により神戸市、阪神水道企業団、  
横浜市、川崎市)

平成 23 年 3 月 13 日付け、千葉県知事

(千葉県水道災害相互応援協定)

イ 応援復旧

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

平成 23 年 3 月 15 日付け、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市

ウ 資機材

平成 23 年 3 月 16 日付け、東京都

平成 23 年 3 月 16 日付け、日本ダクタイトイル鉄管協会

平成 23 年 3 月 17 日付け、コスモ工機(株)・大成機工(株)

エ 被害調査

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

(8) 災害廃棄物処理関係

旭市は、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物を、市単独での処理は困難と判断し、県と(社)千葉県産業廃棄物協会が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定」に基づき、市内仮置場の災害廃棄物に係る分別、運搬・処分等及び全体管理業務に係る支援を要請。

ア 要請期間

災害廃棄物の処理完了まで。

(処理に目処が付いたため、平成 24 年 5 月末に要請に基づく協力体制

を解除)

イ 相手方

(社)千葉県産業廃棄物協会

ウ 旭市から県への支援要請日

平成 23 年 4 月 7 日

エ 県から産業廃棄物協会へ協力要請日

平成 23 年 4 月 7 日

オ 産業廃棄物協会から県へ協力可能な協会員状況報告書提出

平成 23 年 4 月 8 日

カ 県から旭市へ協力可能な協会員状況報告書通知

平成 23 年 4 月 8 日

キ 分別作業開始

平成 23 年 4 月 11 日

《参考》地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定

【相手方】 (社)千葉県産業廃棄物協会

【締結日】 平成 15 年 9 月 11 日

【趣旨】 地震等の大規模災害が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における災害廃棄物の撤去、運搬及び処分に関し、千葉県が(財)千葉県産業廃棄物協会に協力を求める。

【協力要請内容】 ① 災害廃棄物の撤去  
② 災害廃棄物の収集・運搬  
③ 災害廃棄物の処分  
④ 以上に伴う必要な事業

【手続きの流れ】 ① 支援要請：被災市町村 ⇒ 県  
② 協力要請：県 ⇒ (社)千葉県産業廃棄物協会  
③ 協力可能な協会員の状況報告書：  
(社)千葉県産業廃棄物協会 ⇒ 県 ⇒ 市町村

#### (9) 交通対策関係

東京電力(株)から計画停電の実施が公表されたことに伴い、多くの鉄道が運休等になり、利用者がバスやタクシーに集中したことから、鉄道駅をはじめ主要なバス・タクシー乗り場での混乱を避けるため、(社)千葉県バス協会会長及び千葉県タクシー協会会長に鉄道駅等主要なバス又はタクシー乗り場における案内、誘導等及びバス車内における利用者の円滑な乗降に係る誘導等の協力を求めた。

#### (10) 災害救助法関係

ア 災害救助法の適用

県では、平成 23 年 3 月 14 日に県北東部に津波等による被害が生じ、また今後被害が増加する見込みがあることから、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号の規定により旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里

町の3市1町について発災日より災害救助法を適用し県が救助を実施することとした。

また、平成23年3月24日には、液状化による家屋の被害が判明し住家の被害が多数に及び継続して救助が必要となるため、災害救助法施行令第1条第1項第1号の規定により千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市の3市1区について発災日より災害救助法を適用し県が救助を実施することとした。

なお、救助を迅速に実施する必要があることから、災害救助法を適用した市町に対し、災害救助法第23条第1項各号に掲げる救助のうち、応急仮設住宅の供与、医療及び助産、死体の処理等を除く救助について各市町長に対し委任した。

#### イ 災害救助法に基づく応援要請

県内6市1町1区に災害救助法が適用されたこと及び他の都道府県へ避難している被災者が多数であることから、各都道府県知事に対し災害救助法に基づく応援要請を行った。

#### (11) ペットの避難・救護

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、(社)千葉県獣医師会、千葉県飼鳥獣商組合及び(財)千葉県動物保護管理協会と連絡調整のうえ、千葉県動物救護本部及び千葉県動物救護センターを設置したほか、千葉県動物愛護ボランティアに対し、被災動物の一時預かり協力を依頼した。

また、緊急災害時動物救護本部（事務局：(財)日本動物愛護協会内）に対し、動物救護活動に使用する物資（ドッグフード、キャットフード、ペットシート、ケージ、リード、鎖等）の支援を要請した。

## 第2節 市町村の初動対応と支援・連携

### 1 市町村の災害対策本部等の活動状況

県内の全市町村において災害対策本部等が設置され、初動体制がとられた。

表 3-2-1 市町村災害対策本部の設置状況

市町村名	災害対策本部等配備名	設置日時	廃止日時
千葉市	災害対策本部	3月11日15時30分	現在継続中
銚子市	災害対策本部	3月11日15時10分	9月30日12時00分
市川市	災害対策本部	3月11日15時45分	6月30日23時59分
船橋市	災害対策本部に準じた 警戒本部体制	3月11日15時10分	平成24年4月30日17時15分
館山市	館山市災害対策本部	3月11日15時33分	3月12日14時13分
木更津市	警戒配備	3月11日15時00分	3月13日8時30分
松戸市	警戒本部	3月11日14時55分 ※3月14日8時30分より 松戸市東北地方太平洋 沖地震対策本部へ移行	9月30日16時30分
野田市	野田市災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日15時30分
茂原市	第2 配備	3月11日14時49分	3月12日18時00分
成田市	成田市災害対策本部	3月11日15時00分	4月28日12時00分
佐倉市	佐倉市災害対策本部	3月11日15時30分	3月13日11時30分
東金市	東金市災害対策本部	3月11日14時46分	3月13日12時00分
旭市	災害対策本部	3月11日15時10分	6月10日16時00分
習志野市	習志野市災害対策本部	3月11日14時55分	12月28日17時00分
柏市	柏市災害対策本部	3月11日14時46分	現在継続中
勝浦市	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時30分
市原市	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日12時30分
流山市	流山市災害対策本部	3月11日16時00分	5月31日11時00分
八千代市	災害対策本部	3月11日14時46分	3月12日14時46分
我孫子市	災害対策本部	3月11日15時55分	8月11日14時46分
鴨川市	地震による災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日15時30分
鎌ヶ谷市	災害対策本部	3月11日17時00分	平成25年1月16日8時30分
君津市	災害対策本部	3月11日16時00分	3月11日23時00分
富津市	富津市災害対策本部	3月11日16時09分	3月12日14時50分
浦安市	浦安市災害対策本部	3月11日15時50分	5月2日より 浦安市災害復興本部へ移行
四街道市	四街道市災害対策本部	3月11日18時40分	5月18日10時15分
袖ヶ浦市	警戒配備	3月11日14時46分	3月13日7時30分
八街市	八街市災害対策本部	3月11日15時00分	6月21日14時00分
印西市	印西市災害対策本部	3月11日14時46分	5月10日17時00分
白井市	白井市災害対策本部	3月11日16時00分	3月13日9時40分
富里市	地震対策本部	3月11日15時45分	6月10日17時00分

市町村名	災害対策本部等配備名	設置日時	廃止日時
南房総市	災害対策本部	3月11日15時30分	3月12日14時20分
匝瑳市	3月11日地震による 災害対策本部	3月11日14時50分	4月1日8時30分
香取市	香取市災害対策本部	3月11日14時50分	5月23日9時00分
山武市	災害対策本部	3月11日15時00分	6月1日10時00分
いすみ市	いすみ市災害対策本部	3月11日15時05分	3月12日14時15分
酒々井町	警戒配備	3月11日15時50分	3月12日22時00分
栄町	栄町災害対策本部	3月11日18時10分	5月23日17時00分
神崎町	神崎町災害対策本部	3月11日14時47分	平成24年12月31日17時15分
多古町	多古町災害対策本部	3月11日14時48分	5月11日17時15分
東庄町	東庄町災害対策本部	3月11日14時50分	4月25日17時00分
大網白里町	災害対策本部	3月11日16時00分	3月12日18時00分
九十九里町	九十九里町災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日16時30分
芝山町	第2配備	3月11日15時15分	3月12日21時12分
横芝光町	横芝光町災害対策本部	3月11日15時00分	4月1日8時30分
一宮町	一宮町災害対策本部	3月11日14時55分	3月12日17時20分
睦沢町	睦沢町災害対策本部	3月11日16時00分	3月11日22時00分
長生村	東北地方太平洋沖地震 災害対策本部	3月11日14時55分	3月12日14時08分
白子町	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時00分
長柄町	第3配備	3月11日15時00分	3月11日19時15分
長南町	警戒配備	3月11日15時00分	3月11日19時30分
大多喜町	第1配備	3月11日15時00分	3月11日22時00分
御宿町	御宿町災害対策本部	3月11日15時18分	3月12日14時30分
鋸南町	震度5強の地震による 鋸南町災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時00分

## 2 避難勧告と避難指示

海岸線を有する27市町村のうち、12市町村で避難勧告、6市町村で避難指示を行った。

避難勧告を行った市町村：銚子市、旭市、市原市、南房総市、いすみ市、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町

※市原市にあっては石油コンビナート火災に伴う避難勧告

避難指示を行った市町村：館山市、勝浦市、匝瑳市、山武市、大網白里町、九十九里町

表 3-2-2 避難勧告状況

市町村名	地区名	勧告日時	解除日時
銚子市	市内全域	3月11日15時10分	3月12日16時30分
旭市	市内全域	3月11日15時25分	3月13日18時45分

市町村名	地区名	勧告日時	解除日時
市原市	五井地区全域	3月11日17時15分	3月12日7時00分
南房総市	海岸部・河川部	3月11日16時20分	3月12日13時50分
いすみ市	海岸地域	3月11日15時20分	3月12日14時15分
横芝光町	町内全域	3月11日15時14分	3月12日15時35分
一宮町	町内全域	3月11日14時55分	3月12日14時08分
睦沢町	寺崎地区・川島地区	3月11日16時30分	3月11日21時30分
長生村	一松地区	3月11日14時55分	3月12日14時05分
白子町	海岸地域	3月11日15時00分	3月12日14時00分
御宿町	海岸地区	3月11日16時35分	3月12日14時30分
鋸南町	町内全域	3月11日15時00分	3月12日14時00分

表 3-2-3 避難指示状況

市町村名	地区名	指示日時	解除日時
館山市	市内海岸部全域・河川周辺	3月11日16時13分	3月12日14時13分
勝浦市	勝浦地区・興津地区	3月11日16時10分	3月12日13時50分
匝瑳市	海岸地域全域	3月11日15時00分	3月13日0時10分
山武市	海岸地域全域	3月11日16時17分	3月12日16時30分
大網白里町	白里地区	3月11日15時01分	3月12日13時35分
九十九里町	海岸区域住民	3月11日15時00分	3月12日14時00分

### 3 避難所の開設数と避難者数

避難所については、3月12日7時00分調査時点が最も多かったものと推定され、48市町村で593カ所開設され、47,270人が避難した。表3-2-4、表3-2-5はそれぞれの日時における開設施設数と人数である。

※ 酒々井町、長柄町、長南町、睦沢町、大多喜町、君津市では避難所の開設はなし

表 3-2-4 避難所開設状況 (施設)

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
千葉市	42	60	60	10	9	2
銚子市	20	23	17	23	7	1
市川市	18	43	14	2	2	0
船橋市	21	57	12	10	9	9
館山市	15	6	2	0	0	0
木更津市	16	16	4	2	1	0
松戸市	22	27	11	3	3	2
野田市	0	1	1	1	1	1
茂原市	1	2	2	0	0	0
成田市	16	15	15	15	12	3
佐倉市	39	39	38	38	3	0
東金市	8	8	2	2	2	0
旭市	8	10	10	10	10	10



市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
習志野市	12	16	16	12	2	0
柏市	7	19	12	3	4	1
勝浦市	12	12	12	2	0	0
市原市	19	14	3	2	0	0
流山市	4	6	6	0	0	0
八千代市	18	19	9	2	2	0
我孫子市	8	8	5	4	4	4
鴨川市	3	3	2	0	0	0
鎌ヶ谷市	3	4	4	1	1	0
君津市	2	0	0	0	0	0
富津市	16	10	5	0	0	0
浦安市	49	33	33	33	29	29
四街道市	2	2	1	1	1	1
袖ヶ浦市	1	1	0	0	0	0
八街市	1	1	1	1	0	0
印西市	22	17	15	8	6	2
白井市	7	7	7	0	0	0
富里市	1	2	1	1	1	0
南房総市	26	19	7	4	0	0
匝瑳市	8	7	8	2	1	1
香取市	5	4	4	4	4	4
山武市	15	15	11	6	5	1
いすみ市	11	9	8	8	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0
栄町	1	1	0	0	0	0
神崎町	1	1	1	1	1	1
多古町	1	1	0	1	1	0
東庄町	4	4	4	4	2	0
大網白里町	9	9	10	2	1	0
九十九里町	4	4	4	1	0	0
芝山町	16	1	0	0	0	0
横芝光町	9	9	6	2	1	1
一宮町	14	14	14	1	1	1
睦沢町	2	0	0	0	0	0
長生村	3	1	1	0	0	0
白子町	4	4	5	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0
御宿町	4	4	4	0	0	0
鋸南町	6	5	2	0	0	0

表 3-2-5 避難者状況

(人)

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
千葉市	414	5,000	1,048	60	90	0
銚子市	3,500	4,100	1,691	4,391	102	15
市川市	100	2,000	70	49	47	0
船橋市	2,639	5,414	238	120	45	4
館山市	352	238	26	0	0	0
木更津市	27	49	27	3	4	0
松戸市	403	1,071	133	86	44	16
野田市	0	18	4	1	1	1
茂原市	5	131	0	0	0	0
成田市	1,376	1,169	511	152	116	55
佐倉市	250	321	130	28	11	0
東金市	638	548	32	33	23	0
旭市	2,170	2,963	2,963	1,763	1,295	1,134
習志野市	3,000	3,100	730	640	11	0
柏市	826	914	127	12	19	1
勝浦市	385	95	122	26	0	0
市原市	1,142	857	36	25	0	0
流山市	200	351	351	0	0	0
八千代市	800	1,060	190	85	100	0
我孫子市	140	140	68	14	14	2
鴨川市	51	43	39	0	0	0
鎌ヶ谷市	67	291	64	10	8	0
君津市	16	0	0	0	0	0
富津市	1,386	580	267	0	0	0
浦安市	5,000	5,000	3,300	3,300	215	215
四街道市	23	39	0	0	0	0
袖ヶ浦市	50	50	0	0	0	0
八街市	30	40	40	0	0	0
印西市	250	440	372	64	41	0
白井市	214	292	127	0	0	0
富里市	6	1	2	0	0	0
南房総市	1,275	451	113	75	0	0
匝瑳市	1,564	1,500	791	14	16	4
香取市	300	590	590	590	300	300
山武市	2,000	2,000	739	380	197	25
いすみ市	552	409	76	76	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0
栄町	12	17	0	0	0	0
神崎町	80	30	87	87	30	10
多古町	14	16	0	3	4	0
東庄町	550	557	77	77	95	0

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
大網白里町	843	843	98	19	5	0
九十九里町	1,940	1,940	304	13	0	0
芝山町	15	15	0	0	0	0
横芝光町	800	800	170	29	13	13
一宮町	927	927	116	1	0	0
睦沢町	150	0	0	0	0	0
長生村	210	210	5	0	0	0
白子町	700	310	90	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0
御宿町	90	106	36	0	0	0
鋸南町	894	234	60	0	0	0

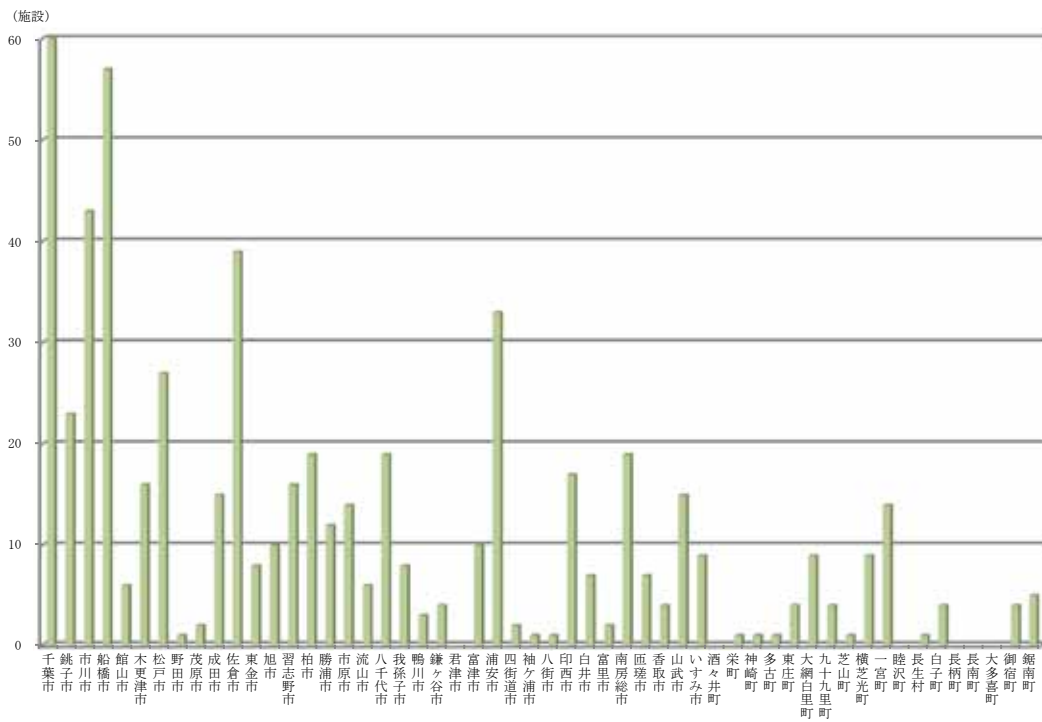


図 3-2-1 市町村別避難所開設数 (最大時)

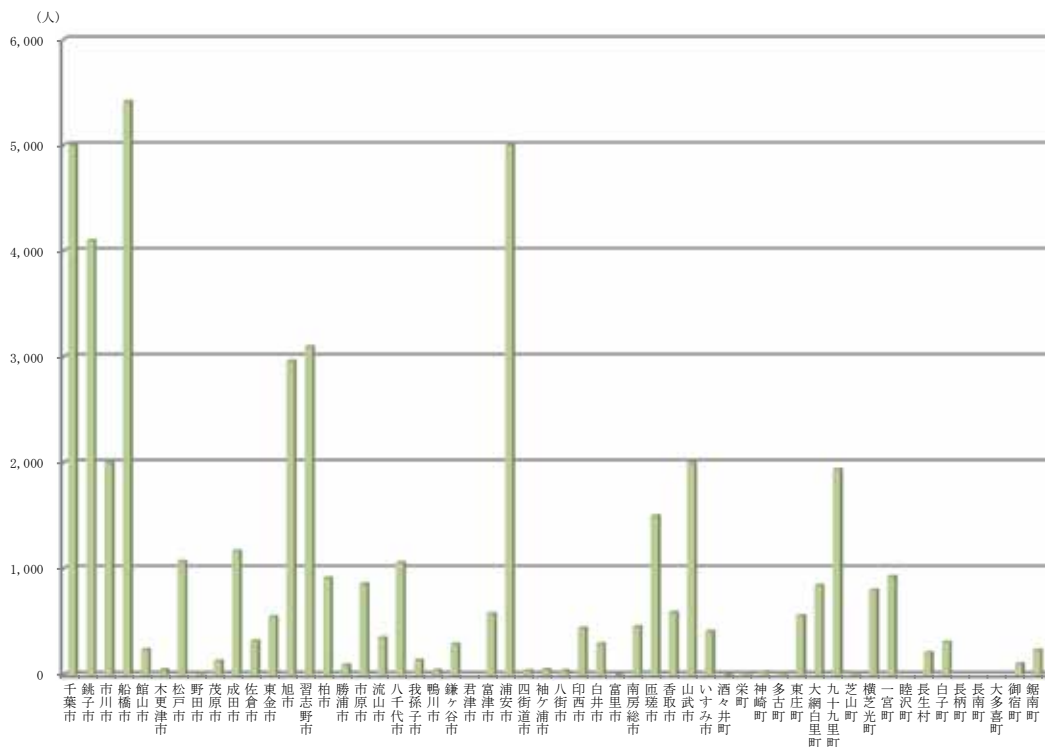


図 3-2-2 市町村別避難者数 (最大時)

## 4 り災証明の発行

### (1) り災証明の発行

り災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものである。

この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理等様々な被災者支援措置を受ける際に必要となる。

り災証明書を発行する場合は、内閣府が示している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に、市町村において被災した住宅の被害の程度（全壊、半壊等）を認定する被害認定が行われる。

東北地方太平洋沖地震の発生により、被害のあった各市町村では被災者からの申請を受け、被害認定及びり災証明書の発行が進められたが、様々な応急復旧対策を迫られるなかで大変時間を要した。

平成 23 年 3 月 31 日には内閣府から、迅速に認定を実施し、速やかにり災証明書を発行するため、津波及び地震による住家被害について、東北地方太平洋沖地震に限定した簡便な調査方法が示された。

### (2) 被災者生活再建支援法での支援

大震災前の被災者生活再建支援法の基準では、県内の東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地などで発生した、液状化被害による住家の沈下、抜け上

がりといった被害まで想定されておらず、多くの世帯が支援を受けられない状況であった。そこで、県は住宅地盤の復旧工事費や半壊と認定された世帯の住宅の補修費を助成する液状化等被害住宅再建支援事業を検討するとともに、平成23年4月15日に国に対してこのような世帯に積極的な支援を行うよう緊急要望を行った。

その後、内閣府が平成23年5月2日に地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法を作成したことで、助成対象が拡大され、液状化等被害住宅再建支援事業についても、平成23年6月から各被災市町村において順次実施された。

市町村におけるり災証明書の発行件数は以下のとおりである。

○平成23年6月1日現在	56,405件	(地震発生から約3カ月後)
○平成23年9月1日現在	91,792件	(同 約6カ月後)
○平成24年3月1日現在	128,662件	(同 約1年後)
○平成24年9月1日現在	139,268件	(同 約1年半後)

## 第3節 国の初動対応と支援・連携

### 1 自衛隊の支援状況

県では、3月12日午前1時00分、自衛隊に対し災害派遣要請を行い、広範囲にわたり甚大な被害が発生した地域に対し、応急給水支援、食料・毛布等の物資を輸送する支援活動を実施した。

陸上自衛隊による給水支援は、3月12日から4月5日までの間、習志野市、浦安市、印西市、香取市、旭市、山武市に対し行った。

また、浦安市においては、海上自衛隊よる水船が横須賀から派遣され、給水支援に当たった。

#### (1) 陸上自衛隊

##### ア 災害派遣要請

- 災害派遣期間 3月12日～4月5日
- 物資搬送（毛布等）4市5町（成田市、香取市、南房総市、旭市、いすみ市、勝浦市、一宮町、白子町、御宿町、九十九里町、横芝光町）
- DMATの搬送（成田空港→福島空港）
- 給水（給水車）7市（習志野市、浦安市、印西市、香取市、旭市、東金市、山武市） 計約1,600t



写真 3-3-1 陸上自衛隊による習志野市における給水活動（自衛隊提供）

##### イ 救援物資の搬送依頼要請

- 被災地への物資搬送（市町村、県内法人・個人の大口の救援物資）
- 活動期間 3月17日～4月8日



写真 3-3-2 陸上自衛隊による物資輸送（自衛隊提供）

## (2) 海上自衛隊

### ア 災害派遣要請

○災害派遣期間 3月13日～3月22日

○給水（水船による給水車への給水支援）1市（浦安市）計約1,500t



写真 3-3-3 海上自衛隊による浦安市における給水活動（自衛隊提供）

## 2 国土交通省の支援状況

国土交通省では、大規模自然災害が発生した際に、被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧など、被災地方公共団体が行う災害応急対策に対する技術的支援を行うために、TEC-FORCE（テックフォース）と呼ばれる緊急災害対策派遣隊を編成している。

今回の震災では、道路、橋梁、河川、下水道等の復旧支援のため、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、香取市、東庄町及び千葉市に対し、延べ人数365人のTEC-FORCEが派遣された。

## 第4節 防災関係機関の初動対応と支援・連携

### 1 水道事業者の初動状況

#### (1) 応急給水

7事業体からの応急給水の要請に基づき、3月12日から4月19日まで、給水車延べ656台を派遣した。

表 3-4-1 応急給水の状況

	事業体名	応援内容	延べ台数	応援期間	要請根拠等
1	山武郡市広域水道企業団	県水道局 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	千葉県協定
		自衛隊 給水車	6台	H23. 3. 12~3. 14 (3日)	災対本部から
2	香取市	八千代市 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	千葉県協定
		鴨川市 給水車	4台	H23. 3. 13~3. 21 (4日)	〃
		成田市 給水車	1台	H23. 3. 14 (1日)	〃
		東庄町 給水タンク	15台	H23. 3. 16~3. 30 (15日)	〃
		所沢市 給水車	3台	H23. 3. 13~3. 15 (3日)	日水協協定
		深谷市 給水タンク	10台	H23. 3. 16~3. 25 (10日)	〃
		埼玉県 給水車	22台	H23. 3. 16~4. 6 (22日)	〃
		民間企業 給水車	12台	H23. 3. 16~3. 27 (12日)	企業からの申出
		自衛隊 給水車	120台	H23. 3. 12~4. 4 (24日)	災対本部から
3	旭市	東総広域水道企業団給水タンク	39台	H23. 3. 12~4. 19 (39日)	千葉県協定
		長生郡市広域市町村圏組合給水車	13台	H23. 3. 19~3. 31 (13日)	〃
		トラック協会海匝支部タンク	1台	H23. 3. 12 (1日)	協会からの申出
		自衛隊 給水車	22台	H23. 3. 12~3. 19 (8日)	災対本部から
4	八匠水道企業団	八千代市 給水車	1台	H23. 3. 12 (1日)	千葉県協定
5	東庄町	市原市 給水車	2台	H23. 3. 12~3. 13 (2日)	千葉県協定
		県水道局 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	〃
6	県水道局	柏市 給水車	9台	H23. 3. 14~3. 22 (9日)	千葉県協定
		千葉県 給水車	8台	H23. 3. 13~3. 20 (8日)	自主応援
		給水タンク	8台	H23. 3. 13~3. 20 (8日)	
		横浜市 給水車	20台	H23. 3. 13~3. 22 (10日)	日水協協定
		川崎市 給水車	11台	H23. 3. 12~3. 22 (11日)	〃
		神戸市 給水車	18台	H23. 3. 13~3. 18 (6日)	〃
		阪神水道企業団 給水車	6台	H23. 3. 13~3. 18 (6日)	〃
自衛隊 給水車	299台	H23. 3. 12~3. 24 (13日)	災対本部から		
7	印西市	自衛隊 給水車	3台	H23. 3. 12~3. 13 (2日)	災対本部から

※ 千葉県協定：「千葉県水道災害相互応援協定」（総合企画部水政課所掌）

日水協協定：「(社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（千葉県水道局所掌）



ア 拠点給水

千葉県水道局では、地震による断減水に伴い3月11日から以下の浄水場及び給水場で応急給水を開始した。

地震による浄水・給水施設への影響が少なかったため、震災直後から拠点給水を開始した。また、妙典給水場は本来無人施設ではあるが、職員及び委託業者により拠点給水及び給水車両への給水を行った。

これらの拠点給水は、3月31日をもって閉鎖した。

表 3-4-2 拠点給水機場と給水区城市

拠点給水機場	給水市
柏井浄水場、誉田給水場	千葉市
船橋給水場、北船橋給水場	船橋市
妙典給水場	市川市
栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場	松戸市
松戸給水場	〃
福増浄水場	市原市
北総浄水場	印西市
成田給水場	成田市

イ 運搬給水

千葉県水道局の運搬給水は、給水車と1t給水タンクを搭載したトラックで行った。

災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の協力を得て、給水車等79台により市の指定する医療施設及び小学校等へ水道水を運搬給水した。運搬給水には、県外の神戸市、阪神水道企業団、横浜市、川崎市及び県内の柏市、千葉市の各水道事業体並びに自衛隊の応援も得た。

市川市及び浦安市においては、発災直後から3月31日の応急給水終了までの間、医療施設及び小学校等の合計43ヶ所で応急給水を行った。

また、被災当初は、透析を行っている病院へ給水車が巡回して応急給水を行った。

ウ 仮配管及び仮設給水栓による給水

液状化による漏水被害の多い浦安市の舞浜地区と今川地区において、仮設配水管を地区の外周に設置するとともに、等間隔で共同給水栓を設置し、地区住民への応急給水を行った。

エ アルミボトル水の提供

千葉県水道局では、3月16日に、浦安市の要請を受けてアルミボトル水(375ml缶)を10,000本送った。

### オ 非常用飲料水袋の提供

給水車等による応急給水においては、各水道事務所・支所及び幕張倉庫に備蓄している非常用飲料水袋（6ℓ, 10ℓ）約 39,000 枚を小学校等の給水場所で被災者に配付した。

表 3-4-3 応急給水活動の概要

項目	活動内容
応急給水期間	平成 23 年 3 月 12 日～3 月 31 日
断水・減水戸数	全体で 178,000 戸（うち市川市 83,000 戸、浦安市 77,000 戸）
応急給水対応	11 の浄水場・給水場での拠点給水、給水車等 79 台による運搬給水
動員数	局職員及び管工事協同組合員で延べ 1,500 人

### (2) 応急給水の応援状況（千葉県水道局）

応急給水における他水道事業者からの応援状況は下表のとおりで、他水道事業者の応援給水が終了した以降も応急復旧の進展に伴い、応急給水の規模は縮小しながら 3 月 31 日まで応急給水を継続した。

表 3-4-4 応急給水における他水道事業者からの応援状況

事業者	応援期間	日数	人数	給水車両等	給水場所
川崎市	3/12～22	11	3	給水車(2m <sup>3</sup> -1台)	浦安市
横浜市	3/13～22	10	6	給水車(2m <sup>3</sup> -2台)	浦安市
神戸市	3/13～18	6	8	給水車(2m <sup>3</sup> -1台) 給水車(3m <sup>3</sup> -2台)	浦安市
阪神水道 企業団	3/13～18	6	9	給水車(2m <sup>3</sup> -1台) ライトバン(2台)	浦安市
千葉市	3/13～20	8	4	給水車(2m <sup>3</sup> -1台) 給水タンク(2m <sup>3</sup> -1台)	千葉市美浜区幸町 稲毛海岸
柏市	3/14～22	9	2	給水車(2m <sup>3</sup> -1台)	市川市・浦安市

※ この他に、海上自衛隊の応援を得た（水船による給水車への応援）：3 月 13 日から 3 月 21 日まで。

## 2 公共土木施設等の協力機関の初動状況

### (1) (社)千葉県建設業協会

#### ア 葛南土木事務所・葛南港湾事務所等（建設業協会京葉支部）

##### 【概要】

被害が甚大だった葛南土木管内では、建設業協会京葉支部の各社が大震災の直後から災害時の協力体制に基づき支部内のパトロールの実施、被害情報の報告、通行確保のための応急措置等に努めた。

特に東京湾沿岸地域においては、液状化による土砂の噴出や施設被害が多く発生したため、地元の事情に精通している協会会員の協力を得て、通行確保のための作業を行った。

##### 【活動状況】（京葉支部）

○ 人的対応

(ア) 日別

3月11日	24社	44人
3月12日	10社	70人
3月13日	2社	8人
3月14日	6社	52人
3月15日	2社	20人

※以降も実施

(イ) 全体

30社 延べ約384人



写真 3-4-1 土砂撤去 葛南港湾事務所

○ 対応内容

(ア) 主な対応内容

- 道路・河川・海岸等の公共施設の点検パトロール
- (一)西浦安停車場線等の液状化噴出土砂撤去、及び段差、陥没箇所等の応急復旧
- 堤防亀裂部におけるブルーシート等による保護
- 中央地区臨港道路等の液状化噴出土砂撤去、舗装版撤去

(イ) 復旧箇所

- 葛南土木事務所
  - ・(一)西浦安停車場線、(一)船橋埠頭線
  - ・(一)境川、(二)猫実川、浦安・浦安海岸
- 葛南港湾事務所
  - ・船橋市潮見町・栄町・日の出・高瀬町

イ 柏土木事務所（建設業協会 東葛支部）

【概要】

地震発生直後から電話が不通になったことから、建設業協会に対しぐさまパトロールの依頼はできなかったが、職員がパトロールの際、口頭で指示したり、協会自らパトロールを行い、結果報告をするために直接事務所に来るなど、協会の迅速な対応により初期段階の被害の把握が比較的早期に行えた。

管内の道路では(主)千葉竜ヶ崎線及び(国)356号(我孫子市布佐地先)の液状化による被害が甚大であり早期に通行止めをする必要があった。完全に通行止めとなったのは3月11日19時からであるが、事務所からの指示により東葛支部による交通誘導及び現場の応急対応を進めた。(国)356号について3月25日に完全通行解放するまでの間に延べ約500人により交通誘導や噴砂の清掃、舗装の復旧などの復旧作業を行った。また、(主)千葉竜ヶ崎線については各占用機関等との調整を図りながら

東葛飾支部による復旧作業を進め、完全開放が4月18日となった。

【活動状況】（東葛支部）

○ 人的対応

日別

3月11日 5社 73人

3月12日 6社 59人

3月13日 4社 42人

※以降も実施

全体

9社 延べ約500人



写真 3-4-2 (一)白井流山線 舗装工

○ 対応内容

主な対応内容

- ・我孫子市布佐の液状化箇所への復旧対応
- ・定期的な道路パトロール
- ・被災箇所の軽微な復旧対応

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所2箇所  
 (主)千葉竜ヶ崎線、(国)356号我孫子市布佐  
 (一)白井流山線、柏市逆井

ウ 印旛土木事務所（建設業協会北総支部）

【概要】

印旛土木事務所と千葉県建設業協会北総支部とは、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」に基づき、あらかじめ道路、河川等についてパトロール等を担当する建設会社及び箇所が具体的に決められていることから、震災時に迅速に対応することができた。

地震発生により、(国)356号（印旛郡栄町西地先外）では、道路盛土法面崩壊による路面亀裂など被害が発生した。印旛土木事務所からの要請により、北総支部では、ただちに3月12日法面崩壊部をブルーシートで保護するとともに、3月16日夜には法面崩落亀裂の拡大が確認されたことから、車道片側規制及び歩道部通行止めの対策を講じた。

さらに3月19日夜には、平岡交差点（印西市平岡）から若草大橋（栄町北）まで、車道の全面通行止めの処置及び迂回路確保とともに安全施設、看板設置、ガードマン配置等の対策を講じ、交通の安全を確保した。

【活動状況】（北総支部）

○ 人的対応

日別

3月11日 15社 48人

3月12日 15社 61人

3月13日 15社 57人

※以降も実施

全体

15社 延べ約650人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・(国)356号及び(主)鎌ヶ谷本埜線の全面通行止め、迂回路確保の処置と安全対策
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・河川堤防亀裂等における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所9箇所  
(国)356号、(国)464号、(主)鎌ヶ谷本埜線、(主)佐倉印西線等
- ・河川における緊急対応箇所20箇所  
(一)北印旛沼、(一)西印旛沼、(一)鹿島川、(一)高崎川等

エ 成田土木事務所（建設業協会 北総支部・香取支部）

【概要】

成田市花崎町において震度6弱を記録した。直ちに北総・香取支部各社は11日から12日にかけて担当する道路河川急傾斜地のパトロールを実施し、国県道7箇所、河川12箇所、がけ地3箇所の亀裂・沈下・崩壊等を確認した。

特に緊急輸送路国道464号は盛土部100mに渡り沈下亀裂と1m近い段差が発生、全面通行止め・迂回路設置を行い、年度末とプラント被災による復旧資材調達がままならない状況だったが、8日後の19日には全面開通することができた。

【活動状況】

○ 人的対応

日別

3月11日 11社 39人

3月12日 15社 82人

3月13日～30日 18社 135人

※以降も実施

全体



写真 3-4-3 (国)356号  
法面崩壊による路面亀裂



写真 3-4-4 (国)356号  
法面崩壊による路面亀裂



写真 3-4-5 (国)464号  
路床崩壊による段差状況

[北総支部] 15社 延べ約1500人

[香取支部] 3社 延べ約50人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・道路、河川、がけ地の公共施設の点検パトロール
- ・(国)464号甚兵衛大橋取り付け道路の復旧
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・通行止め箇所バリケード等の安全施設の設置管理
- ・堤防亀裂部における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・国県道における緊急対応箇所7箇所  
(国)464号 成田市北須賀、大袋 等
- ・河川における緊急対応箇所12箇所  
(一)根木名川、(一)栗山川 等

オ 香取土木事務所(建設業協会香取支部)

【概要】

香取土木事務所と協会支部との間には、あらかじめ道路、河川、急傾斜地をパトロールする担当路線や箇所が決められており、これにより震災時について、迅速に対応することができた。

小野川では、最下流部(香取市佐原地先)において周辺地盤の液状化により河道閉塞が生じたが、3月17日に水上施工も可能な泥上掘削機によって、同日中に河道を確保した。

(国)356号においては、利根川沿い(香取市篠原外)において段差・亀裂が生じたが3月12日に碎石、砂を充填することによって緊急対策を施し、3月29日には仮舗装をすることにより応急復旧した。

【活動状況】(香取支部)

○ 人的対応

日別

3月11日 10社 20人

3月12日 12社 63人

3月13日 4社 34人

※余震が続いたため、その後も継続的に実施。

全体

25社 延べ約250人

○ 対応内容

主な対応内容



写真3-4-6 (一)小野川 河道掘削

- ・(国)356号の各橋梁の橋台背面の沈下による段差の解消
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・通行止め箇所バリケード等の安全施設の設置
- ・(一)小野川、(一)上八間川の河道掘削
- ・堤防亀裂部における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所約20箇所  
(国)356号 香取市篠原、香取市飯島 外
- ・河川における緊急対応箇所4箇所  
(一)小野川、(一)上八間川

カ 海匠土木事務所（建設業協会 八日市場支部・銚子支部）

【概要】

被害が甚大だった海匠土木管内では、建設業協会八日市場支部及び銚子支部の各社が大震災の直後から災害時の協力体制に基づき支部内のパトロールの実施、被害情報の報告、通行確保のための応急措置等に努めた。

特に津波被害が大きかった旭市飯岡地区においては、緊急輸送道路である(主)飯岡一宮線も、津波の引き潮で3~4kmにわたり倒壊家屋等のがれきにより道路が通行止めとなった。

現地に入れるようになった3月13日から16日にかけて、銚子支部(延べ約100人)が復旧に当たり、その後、3月17日から八日市場支部が合流し、がれきの作業に当たり、3月20日までに作業関係者の通行が確保されるに至った。

地元の事情に精通している協会会員の作業(延べ約500人)により、がれきの撤去作業も3月23日にはほぼ終了した。

【活動状況】(八日市場支部、銚子支部)

○ 人的対応

日別

3月11日 11社 15人

3月12日 14社 16人

3月13日 12社 26人

※以降も実施

全体

[八日市場支部] 18社 延べ約159人 写真3-4-7 (主)飯岡一宮線 倒壊物撤去

[銚子支部] 4社 延べ約392人



○ 対応内容

主な対応内容

- ・(主)飯岡一宮線の津波による倒壊物の撤去  
復旧箇所
  - ・(主)飯岡一宮線、旭市下永井～中谷里
- キ 夷隅土木事務所（建設業協会 夷隅支部）

【概要】

緊急（災害）時における各社担当エリアのもと、夷隅土木事務所からの依頼及び必要に応じての対応を行った。

3月11日15時から管内の緊急輸送道路1次路線等のパトロールを実施した。

3月12日には、7時から若潮棧(いすみ市岬町三軒屋)付近の津波被災箇所バリケードを設置するとともに、8時30分から和泉浦海岸の津波被災箇所バリケードを設置した。さらに、15時から道路パトロール及び県道九十九里一宮大原自転車道路に防砂板等の崩落物のためバリケードや交通止め看板を設置した。3月14日15時には、交通止め看板を撤去し交通開放が出来た。

また、3月14日8時から管内のトンネル前後に「トンネル照明消灯・注意」の貼り紙の設置をした。

【活動状況】（夷隅支部）

○ 人的対応

日別

3月11日	4社	6人
3月12日	3社	8人
3月14日	11社	24人

全体

18社 延べ約38人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・(国)128号、(国)297号、(国)465号等の道路パトロール
- ・若潮棧付近の津波被災箇所のバリケード設置
- ・県道九十九里一宮大原自転車道路等の看板、バリケード設置
- ・和泉浦海岸の津波被災箇所のバリケード設置
- ・管内トンネル前後に「トンネル照明消灯・注意」の貼り紙の設置

復旧箇所

- ・若潮棧(いすみ市岬町三軒屋)
- ・県道九十九里一宮大原自転車道路(いすみ市岬町和泉)
- ・和泉浦海岸(いすみ市岬町和泉)

- ク 千葉港湾事務所（建設業協会千葉支部）



写真 3-4-8 和泉浦海岸 バリケード設置



【概要】

3月17日に海上保安部より、液状化により沈下した市原防波堤について、船舶航行の安全確保の依頼があり、同日中に、資材置場にあった浮標灯を設置するよう建設業協会に要請した。3月21日には浮標灯の設置作業を開始し、設置することが出来た。



写真 3-4-9 堤防の沈下（被災状況）



写真 3-4-10 浮標灯設置

【活動状況】（千葉支部）

○ 人的対応

日別

3月21日 1社 8人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・市原防波堤に浮標灯の設置

復旧箇所

- ・千葉港八幡地区 市原市八幡海岸通 市原防波堤

(2) (一社)千葉県電業協会

【概要】

震災発生後速やかに公共土木施設の自主点検を実施し、安全確認を行った。また、柏土木事務所などの要請により、電力不足による節電対策として道路照明灯の消灯作業を実施した。さらに、東葛飾土木事務所からの要請により、(一)松戸三郷線（上葛飾橋）において、地震により破損した照明灯灯具の撤去を実施した。

【活動状況】

○ 人的活動

- ・照明灯の撤去 2社 延べ 6人  
(東葛飾土木)
- ・照明灯の消灯 26社 延べ52人
- ・自主点検活動 40社 約80人



写真 3-4-11 (一)松戸三郷線 照明灯灯具撤去

## (3) (社)千葉県造園緑化工事業協会

## 【概要】

千葉土木事務所などからの要請により液状化及び津波による被害が発生した幕張海浜公園において、被災状況を確認し、危険箇所の閉鎖及び園路・広場の応急復旧、液状化による土砂撤去を行った。

ア 千葉土木事務所（造園緑化工事業協会）

## 【概要】

地震の液状化現象により、幕張海浜公園内の園路広場等に多数の亀裂・隆起・陥没が発生したため、噴き上げた土砂の撤去、破損した園路広場の仮復旧、危険箇所のバリケード設置等を実施した。

## 【活動状況】

## ○ 人的対応

日別

3月11日	1社	4人
3月12日	1社	28人
3月16日	2社	13人
3月17日	2社	13人

※以降も実施

全体

2社 延べ約219人

## ○ 対応内容

主な対応内容

- ・噴砂の撤去
- ・インターロッキングブロック等の園路広場の仮復旧
- ・危険箇所のバリケード設置

復旧箇所

- ・都市公園 幕張海浜公園 ABブロック
- ・都市公園 幕張海浜公園 EFGブロック



写真 3-4-12 幕張海浜公園 噴砂撤去

## (4) (社)千葉県測量設計業協会

## 【概要】

地震により被災した河川や道路などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、また、被害状況を確認するため、海匠土木事務所など13の出先機関からの要請により、測量設計業務や被害状況の調査を行った。

## 【その他】

- 東日本大震災の対応を踏まえ、災害対応能力の向上を目的に、災害査定官を経験した講師等による研修会を協会独自に平成23年8月8日に開催した。

(5) (一社)千葉県地質調査業協会

【概要】

地震により被災した道路や河川などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、成田土木事務所など11の出先機関からの要請により、ボーリングや土質試験などの調査を行った。

(6) 関東地質調査業協会千葉県支部

【概要】

地震により被災した港湾施設の災害復旧事業を実施するため、千葉港湾事務所からの要請により、海上ボーリングや土質試験などの調査を行った。  
※千葉県建設地質調査業協会では対応が困難であった箇所を実施した。

【活動状況】

○ 人的活動

2社 延べ180人

(7) (一社)千葉県コンサルタント業協会

【概要】

地震により被災した河川や道路などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、また、県管理の橋梁の交通に影響を及ぼす大きな損傷を受けたかどうかを確認するため、道路環境課や千葉土木事務所など11の出先機関等からの要請により、設計業務や橋梁の緊急点検を行った。

併せて、可能な限り千葉県内の被災状況を記録（写真撮影）するよう全社に指示した。

【災害復旧支援の流れ】

○3月12日、緊急連絡網にて、協会全社に、千葉県との災害協定に基づき、全面支援体制を整えるよう指示した。

○3月13日、県より、災害応急業務に関する支援要請があった。

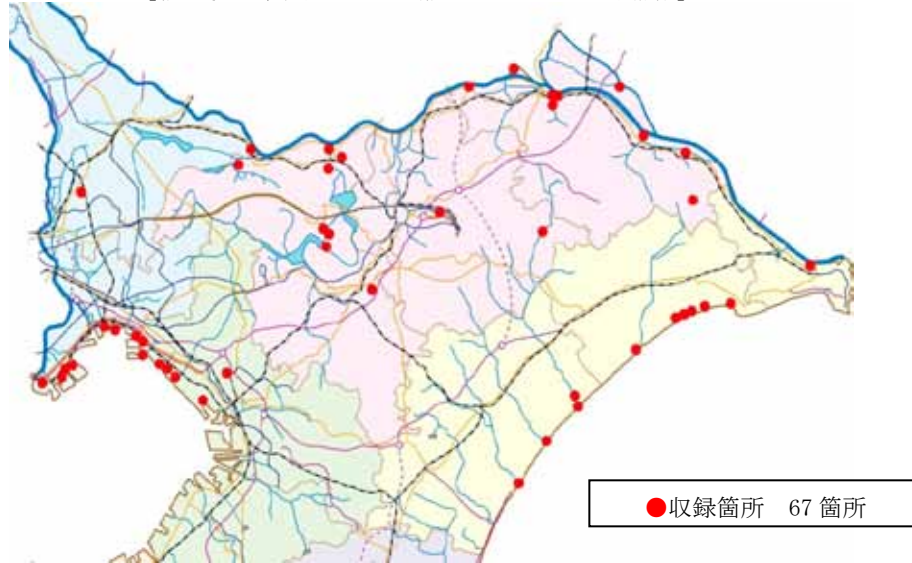
○3月14日、県より、災害応急業務に関する支援要請があり、災害緊急橋梁点検を行い、3月22日までに完了させた。

○4月8日、千葉県道路公社より、同様の支援要請があり、緊急橋梁点検を行い、4月15日までに完了させた。

この結果、千葉県発注の河川、道路、港湾並びに橋梁緊急点検等の災害復旧関係の委託業務を全33社中22社が携わり、協会全体で支援に取り組んだ。

このように撮影した写真を基に75頁にわたる「2011年3月11日 東日本大震災 千葉県内被災レポート」をまとめた。

【被災状況撮影記録地点（被災レポート収録箇所）】



【被災状況の主な記録写真】



写真 3-4-13 マンホールの異常隆起（浦安市）



写真 3-4-14 傾いたバス停と電柱等（浦安市）



写真 3-4-15 液状化と側方流動による噴砂と護岸倒壊  
小野川（香取市）



写真 3-4-16 津波による被災  
銚子マリーナ（銚子市）

(8) (社)建設コンサルタント協会関東支部

【概要】

地震により被災した道路、河川、港湾などの公共土木施設の災害復旧事

業を実施するため、香取土木事務所など7の出先機関からの要請により、復旧方法の検討や設計を行った。

※ 千葉県建設コンサルタント業協会での対応が困難であった箇所を実施した。

表 3-4-5 その他団体の活動

団体等の名称	活 動 内 容
特定非営利活動法人 防 災 千 葉	県や市町村管理の道路、河川などの被害状況の調査、応急工事や災害復旧の工法相談、及び土砂災害危険箇所の緊急点検などを行った。
(社)千葉県建築士会	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
(社)千葉県建築士 事 務 所 協 会	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 浦安市内の市民からの地震災害（液状化含む）に係る相談に応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
千葉県建築家協会	被災建築物の被災状況及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
(一社)日本建築構造 技 術 者 協 会 関 東 甲 信 越 支 部 J S C A ・ 千 葉	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 千葉県建築士事務所協会と共に千葉県液状化相談会に協力した。
全日本不動産協会 千 葉 県 本 部	県の要請を受け、会員へ民間賃貸住宅の協力を依頼し取りまとめをした。
千葉県宅地建物 取 引 業 協 会	県の要請を受け、会員へ民間賃貸住宅の協力を依頼し取りまとめをした。
プレハブ建築協会	協定に基づき住宅建設業者の斡旋をした。 ※斡旋を受けたことにより速やかに応急仮設住宅を建設できた。
千葉県道路公社	職員を派遣し、査定設計書作成補助、また災害査定当日は現場及び査定設計書修正補助などを行った。
日本橋梁建設協会	県管理橋梁の内113橋について、緊急点検を行った。

※ 災害協定によらない活動も含む。

### 3 成田国際空港(株)の初動対応

地震により一部天井の落下、配管の破裂等の被害が生じたが、成田国際空港(株)(NAA)により避難誘導等の対応が取られ、空港利用者に怪我人は発生しなかった。

鉄道やバス等、空港からの交通機関の停止により、ターミナルビル内に多数の滞留者が生じたことを受け、寝袋・軽食・水が配布されるなどの対応が取られた。

運航においては、滑走路や給油タンク等の空港施設を点検した後、発災当日中に一部運航が再開された。

表 3-4-6 県空港地域振興課による震災直後の情報収集状況

時刻	確認方法	確認内容
16:00	県からNAAに電話確認	・成田空港のパイプラインについて被害情報なし。 ・目視により確認中。
16:05	NAA(地域共生部)から連絡	15:45 現在、人的被害、空港施設・滑走路とも被害情報なし。引き続き確認中。
17:50	NAA(地域共生部)から連絡	・お客様は1Fロビーに集められている模様。 ・毛布配布等、お客様対応のため職員が集められている。
18:30	空港地域振興課職員から連絡 ※当日出張先から空港へ向かったもの	・第1、第2ともターミナル内の空調機が故障しており徐々に寒くなっている。 ・運航再開の見込みは立っていない。
20:00	NAA(給油事業部)から連絡	・空港内の給油タンクを確認したところ、2基について浮き蓋の上に燃料が滞留していることが確認された。 ・備蓄があるので給油事業には問題ない。
20:45	空港地域振興課職員から連絡	・第1ターミナルビルの滞留者が多い。 ・NAAが寝袋を配付している。
22:00	NAA(地域共生部)から連絡	21:50 現在、フィリピン航空ほか計10便が出発済み。また、本日、カーフェュー(離着陸禁止時間帯)内運航を実施する可能性があることを関係市町に連絡済み。
22:10	NAA(給油事業部)から連絡	その後、3基の給油タンクを調査したところ、3基とも浮き蓋の上に染み出していることを確認。浮き蓋の上の燃料についてはふき取り、タンク内の燃料については、先ほどの2基も含めて、通常の検査をしてから使用する。
22:20	NAA(地域共生部)から連絡	その後、中国国際航空とモンゴル航空が1便ずつ出発し、現在デルタ航空の1便が出発準備中である。
23:38	NAA(地域共生部)から連絡	・本日の運航再開後の出発便は15便で終了(うちカーフェュー内運航は23時22分の大韓航空1便のみ) ・明日は通常運用を予定している。
0:44	NAA(地域共生部)から連絡	これから自衛隊のヘリが医師を仙台に送るため、整備地区のヘリポートを利用する。(カーフェュー内運航となる。)

#### 4 各鉄道事業者の初動対応

地震発生当日は、各事業者とも地震発生に対応して列車を緊急停止させ、まず指令と列車・駅間で列車脱線や死傷者の有無等について連絡、避難路の安全を確認した上で、乗客の降車・避難誘導等を行った。

次に路線・駅をはじめとする鉄道施設の点検を実施し、鉄道施設に被害が生じている箇所については復旧作業を開始した。点検で運転再開が可能と判断された区間については、当該区間の被害状況を踏まえて列車本数・速度等を決めた運行計画を策定し、関係機関と連絡調整を行った上で、順次運行を

再開させた。

3月11日中に東京地下鉄東西線の一部、都営地下鉄新宿線、流鉄流山線の運行が再開され、それ以外の鉄道についても3月12日以降、順次運行を再開させた。

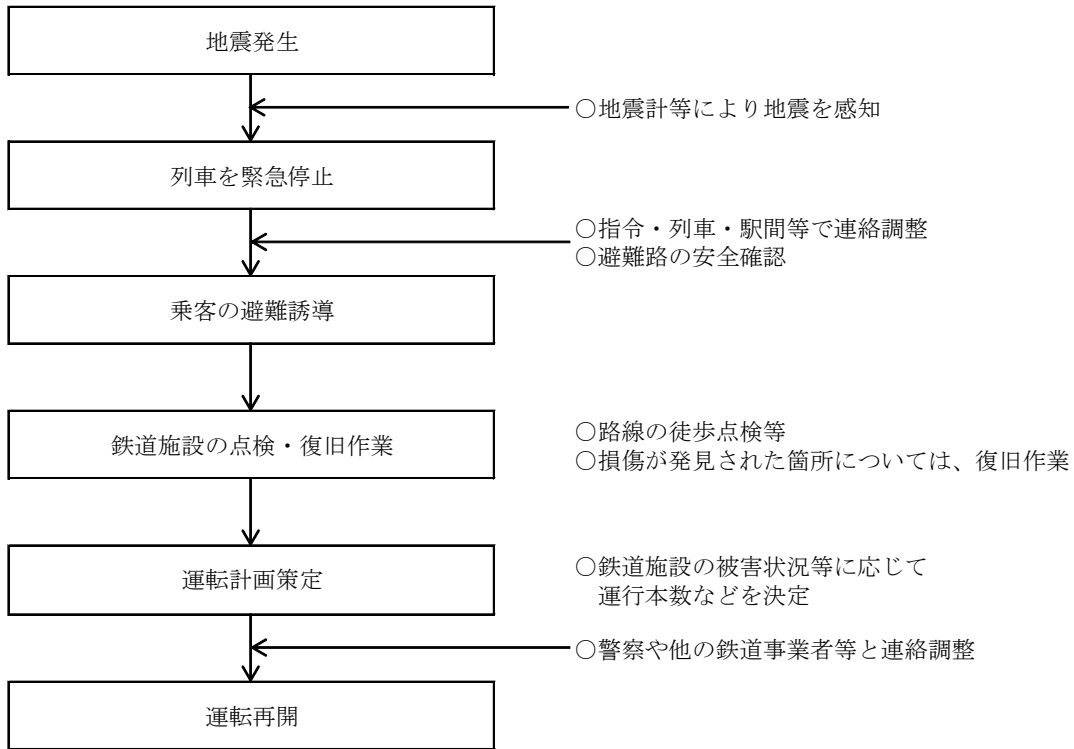


図 3-4-1 運転再開までのフロー

## 第5節 広報活動、情報の発信

### 1 県民等への情報の提供状況

本部員会議の公開や、記者会見の開催などにより、新聞、テレビ、ラジオなど様々なメディアを通じての情報提供に努めるとともに、県民だより、県のホームページ、県の広報番組を活用し、積極的な情報提供を行った。

#### (1) ちば県民だより

ちば県民だよりの4月号の記事を急遽全面差し替えして震災特集を発行した。



図 3-5-1 「ちば県民だより」による広報の実施

#### (2) 千葉テレビとベイエフエムの県広報番組

千葉テレビの県広報番組「ウィークリー千葉県」を生放送による震災特番に切り替えて3月19日及び26日に放送し、インフラ情報（交通・水道・電気など）や被災者への支援情報などを伝えた。4月以降も交通安全対策、救援・ボランティア活動、放射能対策等、県民が求めている震災関連情報を特集して放送した。

また、ベイエフエムにおけるCM枠も生放送に切り替えて、最新の震災関連情報を伝えた。

#### (3) 千葉県ホームページのトップページ

発災直後に千葉県ホームページのトップページ（携帯版ホームページ含む）に「災害・危機管理情報」コーナーを設置、翌12日には「平成23年東北地方太平洋沖地震関連情報」ページを設置した。殺到する問い合わせを受け「お問い合わせの多い質問と答え」を掲載するとともに、アクセス数の急増に対応するため、ミラーサイトのサービスを活用しアクセスの分



散化を図ったほかトップページを簡易版に切り替えることでアクセスしやすい環境を整えた。



図 3-5-2 千葉県ホームページによる広報の実施

(4) 税関係の情報提供

- ・ 災害を受けた場合の納税の猶予、減免及び免除の制度について
- ・ 自動車税の抹消及び移転登録の遅延による自動車税の取扱いについて
- ・ 県税の申告、納付等の期限について
- ・ 被災代替自動車の非課税措置について
- ・ 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税について
- ・ 自動車税の災害減免について
- ・ 原子力災害に伴う自動車税の課税除外について（H23.9.6）
- ・ 原子力災害に伴う代替自動車の非課税措置について（H23.9.6）

(5) 県内在住外国人への情報提供等

ア 「在住外国人への情報提供について」

市町村に対し、在住外国人への震災に係る情報提供の依頼、及びその情報源について下記の英語サイトを紹介した（3月14日）。

- (ア) NHKワールドニュース
- (イ) 首相官邸
- (ウ) 東京電力(株)
- (エ) 気象庁地震情報
- (オ) 千葉県防災ポータルサイト

イ 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」

県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に、ちば国際コンベンションビューローが開設した「東日本大震災に関する主な外国語情報」のリンクを貼り付けた（3月15日）。

ウ 「多言語防災情報翻訳システム」

市町村に対し、在住外国人への震災に係る外国語での情報提供に役立

- つ、愛知県国際交流協会が提供している「多言語防災情報翻訳システム」のサイトを紹介した（3月22日）。
- エ 【お知らせ】（財）自治体国際化協会クレアが多言語ホットライン「韓国・朝鮮語」を開設した（3月25日）。
- オ 市町村に対し、東北地方太平洋沖地震多言語支援センターで開設している、多言語ホットラインを紹介した（3月25日）。
- カ 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に、東北地方太平洋沖地震多言語支援センターが開設した「多言語ホットライン」のリンクを貼り付けた（3月25日）。
- キ 「震災に係る在住外国人向け相談等のための情報提供」  
市町村に対し、在住外国人への震災に係る外国語での情報提供に役立つ、下記サイトを紹介した（3月29日）。
- (ア) 県民からお問い合わせの多い質問と答え一覧
  - (イ) 「千葉県防災ポータルサイト」
  - (ウ) 東北地方太平洋沖地震外国人被災者のための「多言語ホットライン」（東北地方太平洋沖地震多言語支援センター）
  - (エ) 多言語防災情報翻訳システム（（財）愛知県国際交流協会）
  - (オ) 東北地方太平洋沖地震に関する主な外国語情報（（財）ちば国際コンベンションビューロー）
  - (カ) 千葉県内外国人公的相談窓口一覧（（財）ちば国際コンベンションビューロー）
- ク 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に放射能情報掲載  
県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に日本語及び英語による放射能情報（大気、上水、農産物、水産物）を掲載（5月20日から随時更新）。
- ケ メールマガジン「Chiba Nanohana News」（英語）  
メールマガジン「Chiba Nanohana News」（英語）による、計画停電、放射能等に関する情報提供をした（3月中は随時で、16、17、24、25、28日に発信）。
- (6) 中小民鉄事業者及びバス事業者への情報提供  
東京電力(株)からの各鉄道事業者への情報提供は、JRや京成電鉄などの大手事業者のみに行われ、県内の中小民鉄事業者及びバス事業者への情報提供は実施されていない模様であったことから、東京電力(株)から県に対し提供された情報をFAXにより、これらの事業者に提供した。
- (7) 女性相談窓口の案内
- ア 市町村に対し、女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等に係る情報を提供した（4月6日）。
  - イ 旭市に対し、避難所掲示用の国及び県の「女性相談窓口」に係る情報

を提供した（4月21日）。

(8) 民間宿泊施設の協力・活用による被災者受入れ

ア 被災・避難者に対する特別優待料金を設定する宿泊施設を取りまとめ、県ホームページで公表した（3月24日）。

協力施設数：189施設

イ 「宿泊インフォメーションダイヤル」の設置

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合及び千葉県民宿組合連合会の協力により、避難者に対し特別料金を設定する宿泊施設の案内サービスを実施した。

相談件数 12件（平成23年3月24日～4月30日）

(9) 労働関係の情報提供

労働関係情報誌「労政ちば」に震災関連労働関係情報を掲載した。

ア 「2011年度5月号」

(ア) 震災被災者支援について

(イ) 震災により休業を余儀なくされている事業主・労働者へのお知らせ  
～震災に伴う場合の失業給付、雇用調整助成金の取扱いについて～

(ロ) 東日本大震災による緊急雇用対策

(エ) 東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

(オ) 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A

(カ) 未払い賃金の立替払制度のご案内 東日本大震災による被災者の皆様へ

イ 「2011年度9月号」

震災により被災された方へ、県の非常勤職員を募集

ウ 「2011年度1月号」

除染業務に従事する労働者の放射線障害防止のための省令の公布及びガイドラインの制定

エ 「2011年度3月号」

第2回千葉県「日本はひとつ」しごと協議会開催

(10) 千葉県水道局の広報

ア 応急給水の広報

多くのお客様にリアルタイムで情報提供できるホームページを活用し、また、携帯電話からも情報伝達ができるようホームページに掲載した情報を集約し、水道局モバイルサイト（携帯電話用ホームページ）にも掲載することで対応した。

東北地方太平洋沖地震が発生した当初、この地震に伴う当局給水区域内の管路被害や断減水状況等は、管内各所で発生した交通渋滞等の影響により、その全容を把握することが難しい状況だった。このことから、

3月11日付けでホームページには『地震に伴う応急給水のお知らせ』を掲載し、断減水が発生していた地域への対応として、当局は柏井浄水場他10の浄水場及び給水場で拠点給水を行っていることを最初にお客様へ情報提供をした。

#### イ 放射性物質の広報

放射性物質の測定に関する広報は、東日本大震災に関連する情報として3月11日から継続してホームページに掲載していたことから、この震災関連情報の一部として、引き続きホームページ及び水道局モバイルサイトを活用してお客様に情報提供を行った。

#### (11) 海水中の放射能の測定結果（千葉港）

（週1回1地点、千葉港港湾区域内（千葉航路）、H23.8月～）

#### (12) 私立学校等への情報提供

私立学校等への災害備蓄品の配付に関する情報提供

## 2 相談窓口の設置、相談状況

### (1) 災害対策本部の設置に伴い、総合相談窓口を開設

3月11日の発災後、災害対策本部の設置に伴い、同日16時、広聴室内に災害対策本部 総合相談窓口を設置し、24時間体制で県民からの電話での問い合わせ等に対応した。

4月11日までの1か月間の電話相談件数は3,342件となっており、内訳は、

- ・地震関係（被害状況、安否確認、交通情報、ライフライン）が952件
- ・電力制限（東京電力による計画停電）が1,019件
- ・原発・放射能関係（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う健康被害、避難、農産物・水道水への影響等）が427件
- ・その他（ボランティア活動、液状化、物資・ガソリン供給不足、水道水等）が944件となっている。

#### <相談体制>

3月11日～3月24日	24時間体制
3月25日～3月28日	8時30分～21時
3月29日～4月6日	8時30分～20時
4月7日～	8時30分～17時15分

### (2) 移動自動車相談所の開催（旭市）

### (3) 震災特例法相談会の開催（香取・海匝地域：～6月29日）

### (4) 県内の中小企業の皆様からの金融や経営などの相談に応じるため、「金融・経営相談窓口」を設置

県及び「チャレンジ企業支援センター」((公財)千葉県産業振興センター)に相談窓口を設置。設置期間は平成23年3月14日～9月30日、震災相談件数は993件であった。

(5) 放射能に関する相談に対して、「放射能に関する総合電話窓口」を設置

(6) 水道関係相談窓口

震災時のお客様からの問い合わせ受付体制は、営業時間内は、お客様センター及び水道事務所・支所で対応し、営業終了後は、受付等を委託している(株)水道センターに加え水道事務所・支所も、発災後1週間は夜間待機し、その後も3月27日まで時間外待機することにより、問い合わせの受付を行った。

また、災害時お客様支援業務を、(株)水道センターに委託しており、今回発災後にセンター内に現地対策本部を設置して、問合せや宅内漏水修繕などの相談業務に対応した。委託期間は、水道センターの所在する地域により異なるが、最長は被害の大きかった浦安市を区域としている市川水道センターであり、3月31日までであった。

(7) 生活関連物資の購買に関する相談

震災後の消費者の不安や生活への影響を最小限にするため、消費者センターにおける通常の消費生活相談に加え、県において3月14日から4月3日までの間、夜間や土、日も含め県民からの電話相談を受け付けた。

また、震災に便乗した募金や義援金詐欺、自宅損壊に伴うリフォーム詐欺、さらには、悪質商法等に対して、県のホームページや新聞紙面、県民だよりを通じていち早く県民に注意喚起を促した。

(8) 心のケアコールセンター

被災者及びその家族、支援機関の関係者に対して、心の健康について無料電話相談を設置した。(千葉県臨床心理士会に委託)

・期間 平成23年8月3日～24年3月30日

・実績 相談延べ件数 113件

(9) 放射能に関する健康相談の実施

健康福祉センター(保健所)等において、放射能による健康影響等について電話相談を実施した。

表3-5-1 月別電話相談件数 (件)

月		H23 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
件数	健康福祉センター	2,231	371	95	99	97	44	21	59	27	16			
	健康づくり支援課	—	—	—	4	17	11	3	17	2	9			
月		H24 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	健康福祉センター	12	6	12	84	21	5	5	3	1	3	2	5	3,219
	健康づくり支援課	6	1	4	1	2	5	1	5	1	—	3	2	94

## 第6節 県外からの避難者への対応・支援

### 1 東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター

#### (1) 設置目的等

東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県域を越えて避難しようとしている岩手県、宮城県、福島県の方々を支援するため、県及び市町村、協力の得られた千葉県内の民間宿泊施設事業者が連携して、一時的な受入れ施設の情報提供を行う。

ア 設置日 平成23年3月22日

イ 業務内容

- 市町村が設置した避難所等の情報の提供
- その他避難者等からの問い合わせへの対応

#### (2) 運営体制

ア 問い合わせ対応の体制

問い合わせ対応の体制は、以下の表3-6-1のとおりである。

表3-6-1 問い合わせ対応の体制

期間	場所	受付時間	人員	備考
3月22日 ～31日	本庁舎2階 報道広報課 広聴室内	9時～ 20時	職員4名	勤務時間外及び休日 も職員4名で対応
4月1日 ～18日			職員1名 臨時職員2名	勤務時間外及び休日 は職員2名で対応
4月19日 ～21日		9時～ 17時	職員1名 臨時職員2名	勤務時間外及び休日 は留守電対応
4月22日 ～28日			臨時職員2名	同上
5月2日 ～7月31日	本庁舎9階 政策企画課内	執務室内で随時 対応		
9月1日 ～12月28日	中庁舎6階 防災危機管理課内	臨時職員1名		

イ 一時避難所開設状況、避難者受入状況のとりまとめ

3月22日から5月2日までの間、県内各市町村別の一時避難所開設状況、避難者受入状況をとりまとめ、報道発表、ホームページ掲載、国への情報提供等を実施した。

千葉県インフォメーションセンターへの問い合わせ状況は以下の表3-6-2のとおりである。

表3-6-2 問い合わせ状況 (人)

相談内容	3月	4月	5～7月	8～12月	計
一時避難所に関する相談	47	23	0	0	70
長期滞在に関する相談	99	65	18	0	182

相談内容	3月	4月	5～7月	8～12月	計
民間施設貸出に関する相談	27	9	0	2	38
個人の家への貸出に関する相談	47	15	7	0	69
その他	255	142	30	2	429
計	475	254	55	4	788

## 2 一時避難所開設状況、避難者受入状況の推移

一時避難所の開設と避難者の受入状況は以下の表 3-6-3、3-6-4 のとおりである。

表 3-6-3 一時避難所施設数（受入市町村数） (施設)

3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
48 (18)	96 (21)	97 (22)	99 (22)	101 (23)	100 (23)	104 (23)	104 (24)	108 (23)	108 (23)	107 (23)
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/11	4/12	4/13	4/14
107 (22)	107 (23)	107 (23)	107 (23)	107 (22)	109 (23)	111 (24)	112 (24)	113 (24)	112 (24)	111 (24)
4/15	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/25	4/26	4/27	4/28	5/2
113 (25)	111 (24)	109 (21)	104 (20)	106 (20)	105 (18)	102 (17)	103 (18)	101 (19)	99 (18)	84 (14)

表 3-6-4 県外からの避難者数 (人)

3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
796	814	834	862	932	894	808	829	790	755	733
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/11	4/12	4/13	4/14
710	661	590	581	566	581	600	550	521	532	535
4/15	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/25	4/26	4/27	4/28	5/2
541	488	477	471	469	452	437	439	453	449	306

### ※ 県の青少年教育施設を提供

県外被災者を受け入れることとした市に、県の青少年教育施設を提供することとした。

表 3-6-5 青少年教育施設の受入状況

施設名	受入れ市町村	受入れ者数※	受入れ期間
東金青年の家	東金市	12名	H23年4月7日～21日
鴨川青年の家	鴨川市	375名	H23年4月5日～H24年2月11日

※ 受入れ期間中の最大の人数

※ 鴨川青年の受入者数は表 3-6-4 の避難者数に含まれていない

## 3 県内公立学校の受入れ（転入学等）状況

被災地域の生徒等の受入れについては、就学機会の確保等の観点から、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかな受入れに努めることとした。

平成 24 年 5 月 1 日現在、公立高等学校で 73 名、公立特別支援学校で 2 名、公立小・中学校で 448 名、合計 523 名が県内の公立学校に在籍して

いる。このうち、約 83%が福島県からの受入れとなっている。

表 3-6-4 県外からの避難者数 (人)

公立学校	H23年5月1日現在	H23年9月1日現在	H24年5月1日現在
高等学校	104	104	73
特別支援学校	35	34	2
小学校	462	423	304
中学校	164	171	144
計	765	732	523

#### 4 県内医療施設への患者の受入状況

東北被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）の医療機関や行政機関等からの要請により受入れた入院患者の延べ人数は、一般的な内科系 100 名、外科系 29 名、小児科 2 名、産科 19 名、さらに頭頸部 7 名、精神 22 名、ALS 2 名、療養 18 名、人工透析 58 名の合計 257 名である。

#### 5 災害救助法に基づく宿泊施設借上げによる避難所の提供

主に県外からの被災者に対して、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合等の宿泊施設と協定を結び平成 23 年 3 月 28 日から平成 24 年 3 月 31 日まで災害救助法に基づく避難所として県内のホテル・旅館等を提供した。

<ホテル・旅館の提供実績（実人員）>

- ・福島県：165 名
- ・宮城県： 4 名

#### 6 災害救助法に基づく民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

東北被災 3 県及び茨城県からの被災者に対して、市町村と連携し民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を提供した。

<民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅提供実績>

- ・福島県 1,054 世帯 2,288 人
- ・宮城県 34 世帯 73 人
- ・岩手県 14 世帯 23 人
- ・茨城県 2 世帯 6 人

#### 7 被災動物及び岩手県、宮城県、福島県から避難された方々の飼育動物に関する支援

被災動物への支援物資の提供、飼育・健康相談等の受付けのほか、千葉県動物愛護ボランティアによるペットの一時預かりについて、千葉県動物救護本部でボランティアと避難者の仲介を行った。



## 第7節 東日本大震災に係る県の予算措置

3月23日、緊急に必要な経費として約62億円の補正予算の専決処分を行った。その後、平成23年度5月、6月、9月、12月及び2月補正予算、更には平成24年度当初予算及び9月補正予算で累計約1,064億円が承認された。

- (1) 22年度（知事専決処分） 約62億円
  - ア 災害復旧関連事業（道路・河川等）
  - イ 災害救助法に基づく災害救助事業
  - ウ 災害弔慰金・見舞金・災害援護資金貸付金
  - エ 庁舎・公の施設等の補修・修繕等
- (2) 23年度5月補正予算 約436億円
  - ア 被災者の生活再建支援
  - イ インフラの復旧
  - ウ 産業の再生・復興
  - エ 学校施設・社会福祉施設等の復旧・修繕
  - オ 原子力発電所の事故・電力供給不足への対応、震災に係る調査等
- (3) 23年度6月補正予算 約328億円
  - ア 放射性物質の総合監視体制の整備
  - イ 電力供給不足・省エネルギー対策
  - ウ 被災者や商工業者・農業者等へのさらなる支援
  - エ 医療施設等の復旧
  - オ 震災に係る調査や災害の予防等
- (4) 23年度9月補正予算 約103億円
  - ア 原子力災害・電力供給不足・新エネルギー対策
  - イ 被災者支援、インフラ等の復旧
  - ウ 市町村の復興支援、災害の予防等
- (5) 23年度12月補正予算 約123億円
  - ア 東日本大震災市町村復興基金の創設
  - イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金等
  - ウ 国の第3次補正予算に係る事業等
- (6) 23年度2月補正予算 約17億円（約172億円の減額補正）
  - ア 災害廃棄物処理促進支援事業
  - イ （仮称）千葉産業復興機構の設立等
- (7) 24年度当初予算 約218億円
  - ア 市町村及び被災者への支援
  - イ 放射性物質対策
  - ウ 新エネルギー対策
  - エ インフラの復旧
  - オ 災害の予防等
- (8) 24年度9月補正予算 約28億円
  - ア 被災者支援
  - イ 放射性物質対策
  - ウ インフラ復旧・災害予防等

## 第8節 放射性物質の対応

### 1 大気環境中の放射能モニタリングについて

#### (1) 空間放射線量測定器（モニタリングポスト）による測定

県では、市原市にある県環境研究センターにおいて、平成2年からモニタリングポストにより大気環境中の放射線量を測定しており、東京電力福島第一原子力発電所事故の翌日から、毎正時の測定結果を公表している。

また、モニタリングポストを東京電力福島第一原子力発電所に近い旭市に増設して、平成23年8月29日から測定を開始し、その結果についても公表している。



写真 3-8-1 環境研究センターの  
モニタリングポスト



写真 3-8-2 旭市に設置した  
モニタリングポスト

環境研究センターにおける地震後の測定結果では、平成23年3月15日17時に最高値となる0.313マイクロシーベルト／時を観測したが、その後、減少傾向にあり、平成24年9月末現在では0.04マイクロシーベルト／時程度で推移している。

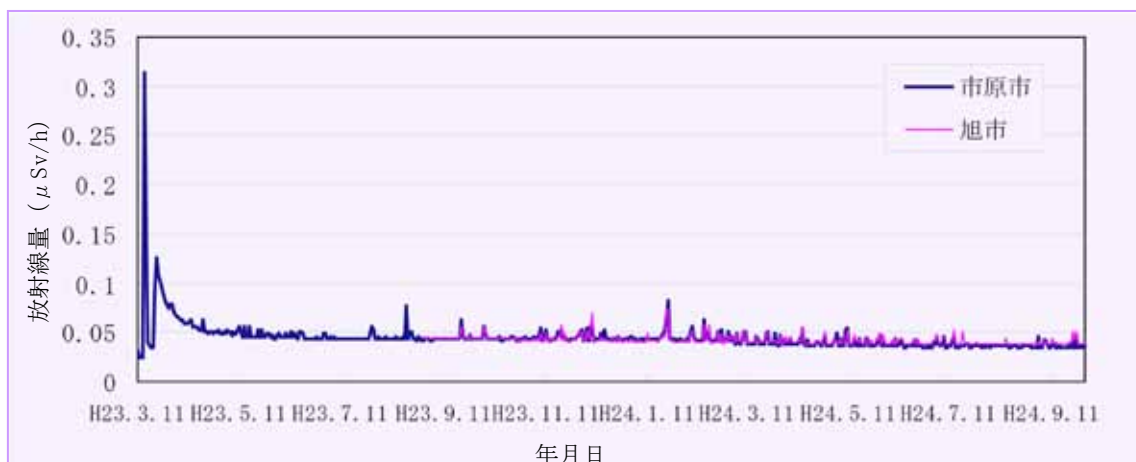


図 3-8-1 市原市及び旭市に設置したモニタリングポストによる大気環境の空間放射線量推移（日最大値）

さらに、県では平成24年3月29日に、新たに6基のモニタリングポストを、放射線量が比較的高い地点があり人口も多い、県北西部の印西市、柏市、市川市に、全県的な監視の観点から香取市、茂原市、館山市に各1台設置し、既設を含めた8基のモニタリングポストの測定結果を専用ホームページで

アルタイムに公表するシステムを構築し、県内全域でのモニタリング体制を整えた。新たに設置したモニタリングポストの測定値はいずれも減少傾向にあり、平成24年9月末現在では、印西市、柏市、市川市において、それぞれ0.14、0.11、0.09マイクロシーベルト／時程度で推移している。



写真 3-8-3 印西市に設置したモニタリングポスト  
※地上1mの高さに設置

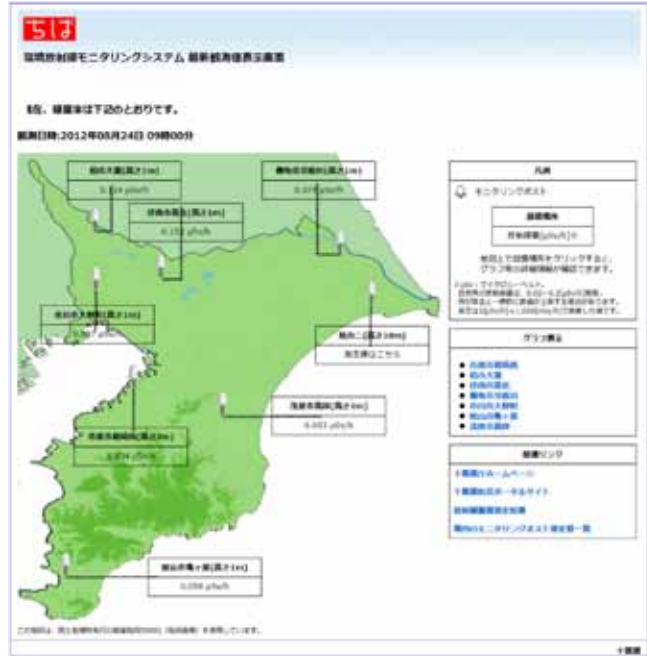


図 3-8-2 県ホームページの環境放射線モニタリングシステム

URL:<http://www1a.biglobe.ne.jp/chiba-monitoringpost/pc/>

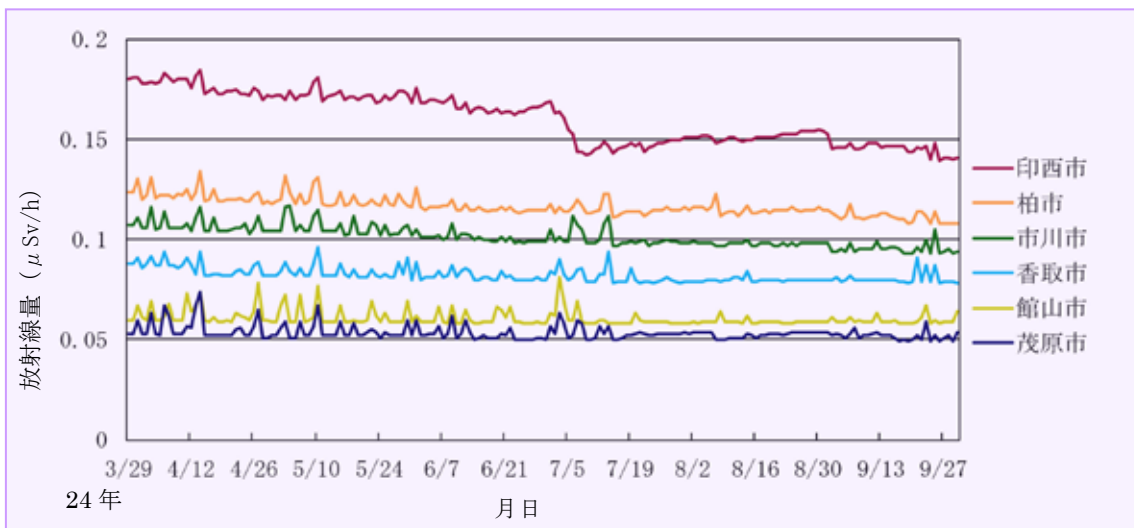


図 3-8-3 新たに設置したモニタリングポストによる大気環境の空間放射線量推移（日最大値）

## (2) 市町村と連携した監視体制の強化

モニタリングポストで測定した結果は、最大値を含め健康に影響のある数値ではないが、身近な地域や生活空間の放射線量を知りたいとの県民からの要望に答えるため、平成23年5月31日から全市町村の協力を得て、114地点で可搬式空間放射線量測定器（サーベイメータ）を用いて空間放射

線量の測定を行い、その結果を公表している。

また、県ではサーベイメータを新たに35台整備し、23年7月21日から市町村に貸与し、地域の実情に即したきめ細かな放射線量を測定する監視体制を整備した。

市町村においては、このサーベイメータを用い、23年7月下旬から24年9月末までに延べ約14,600地点で測定が行われており、現在も市町村へのサーベイメータの貸与を継続している。

なお、各地域振興事務所及び県環境研究センターにおいては、同一地点での測定を継続して実施している。



写真 3-8-4 空間放射線量測定器  
(サーベイメータ)

### (3) 関係機関との連携

(独)放射線医学総合研究所の協力を得て、車載型放射線量モニタリングシステムを用い、23年7月11日から7月14日までの間、県内の幹線道路を走行し、各地域の放射線量の測定を実施して、その結果を公表した。

また、国（文部科学省）が広域の放射性物質による影響を把握することを目的に、23年9月8日から9月12日までの間、千葉県に係る航空機モニタリングを実施した。その結果は、県ホームページに掲載するなど、情報提供した。

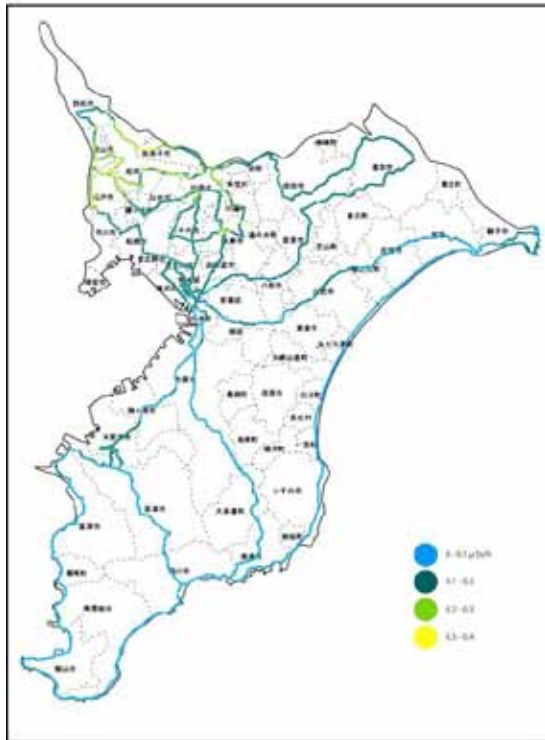
さらに、国（文部科学省）が県及び市と連携し、車載型放射線量モニタリングシステムを用い、23年12月及び24年3月に比較的空間放射線量が高い地域を中心に幹線道路及び生活道路周辺等の放射線量の測定を実施し、その結果が公表されている。

表 3-8-1 環境生活部における放射性物質検査機器・測定器の整備状況

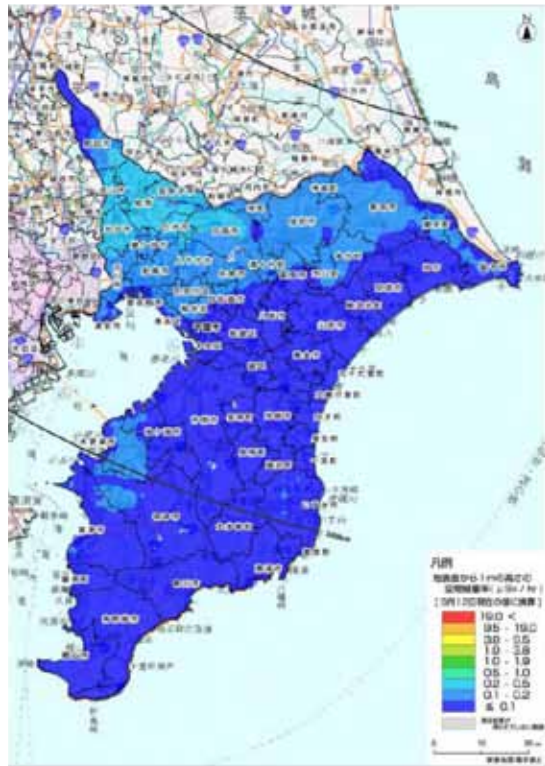
機器等名称	設置・配備場所
ゲルマニウム検出器	千葉県環境研究センター2台(文部科学省委託事業) 千葉県環境研究センター1台(県整備)
モニタリングポスト	千葉県環境研究センターほか6台(文部科学省委託事業) (館山市, 茂原市, 香取市, 柏市, 印西市, 市川市各1台) 千葉県海匝地域振興事務所1台(県設置)
可搬型モニタリングポスト	千葉県環境研究センター1台(県整備)
可搬式空間放射線測定器 (サーベイメータ)	千葉県環境研究センター4台(文部科学省委託事業) 防災計画課2台(県整備) 大気保全課・各地域振興事務所33台(県整備・市町村貸出用)
ベータ線自動測定装置	千葉県環境研究センター1台(文部科学省委託事業)

放射線医学総合研究所の協力による  
空間放射線量の連続測定結果

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、国版発行の数値地図25000（地図情報）を利用したものである。  
（承認番号 平14地保、測57号）



国が実施した航空機モニタリングの測定結果



国が実施した空間放射線量の連続測定結果  
(23年12月実施分)



国が実施した空間放射線量の連続測定結果  
(24年3月実施分)

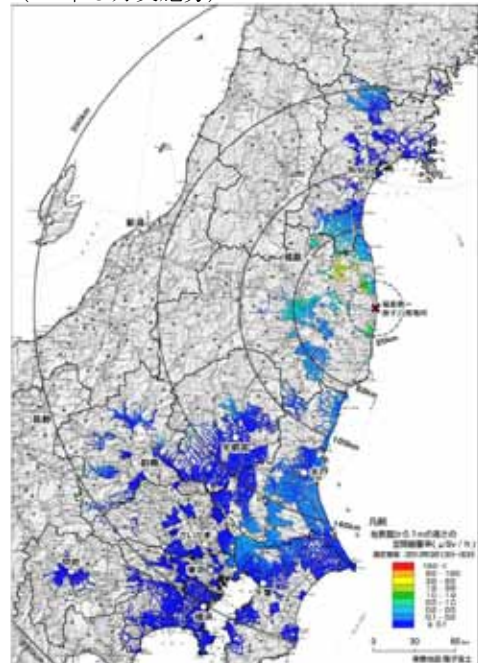


図3-8-4 国等が実施した放射線量測定結果

## 2 水環境中の放射能モニタリングについて

千葉県公共用水域における放射性物質の概況を把握し、県民に的確な情報を提供するため、平成23年度から海水浴場等の海水中の放射能濃度の測定調査を実施するとともに、平成24年6月からは、印旛沼・手賀沼流域及び東京湾（千葉県域分）の放射性物質モニタリング調査を実施し、その結果を公表している。

また、国では、平成23年10月からは、県北西部の河川・湖沼及び東京湾における放射性物質モニタリングを実施しており、国と連携した監視体制により、県内の公共用水域の状況の継続的な把握を行っている。

### (1) 海水浴場の海水中の放射能濃度測定調査

#### ア 「水浴場の放射性物質」に関する指針に基づく調査

国は、平成23年6月に開設の目安、「水浴場の放射性物質に関する指針」を公表し、海水中の放射性物質（放射性ヨウ素と放射性セシウム）の濃度や砂浜等の空間線量率について示した。（平成24年6月改定）

県では、指針に基づき、県内すべての海水浴場について、開設前と開設中の海水中の放射性物質濃度の測定を実施し、その結果を公表している。

#### <平成24年度の実施状況>

調査地点 県内の67海水浴場69地点（千葉市は除く）

調査期日（開設前）平成24年5月14日から5月21日まで

（開設中）平成24年7月2日から8月1日まで

#### イ 海水浴場等放射能濃度モニタリング調査（平成23年4月～翌年3月）

海水浴場や潮干狩場等の海水中の放射性物質の継続的な監視と、海水浴場等を利用される方々に的確な情報を提供することを目的として、年間を通じて定期的なモニタリング調査を実施し、その結果を随時公表している。

#### <平成24年度の実施状況>

調査地点 県内の海水浴場27地点（千葉市は除く）

調査期日 平成24年4月23日から平成25年3月まで

### (2) 手賀沼・印旛沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

手賀沼・印旛沼流域における放射性物質の実態や移動などの状況をより詳細に把握するため、国の調査とは別に、測定地点等を充実させ、水質・底質のモニタリング調査を実施し、その結果を公表している。

#### <平成24年度の実施状況>

- ・手賀沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査



写真 3-8-5 放射能の測定装置  
(ゲルマニウム半導体検出器)



写真 3-8-6 砂浜の空間線量率の測定

調査地点 手賀沼及び流入河川(手賀沼8地点、流入河川11地点 計19地点)

調査時期 平成24年5月24日から6月6日まで

- ・印旛沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

調査地点 印旛沼及び流入河川(印旛沼5地点、流入河川18地点 計23地点)

調査時期 平成24年7月2日から17日まで

- ウ 東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

東京湾全体の放射性物質の状況を把握するために、県独自で調査地点を追加して、国(文部科学省・環境省)と連携をとりながら調査を実施し、その結果を公表している。

<平成24年度の実施状況>

調査地点 ① 流入河川河口部 5地点(水質・底質)(国調査地点)

② 湾北部・中央部 10地点(水質・底質)(国・県調査地点)

2地点(水質・底質)(国調査地点)

③ 内房海域等 8地点(水質・底質)(県調査地点)

調査期間 平成24年6月13日から28日まで



写真 3-8-7 東京湾の底質のサンプリング状況

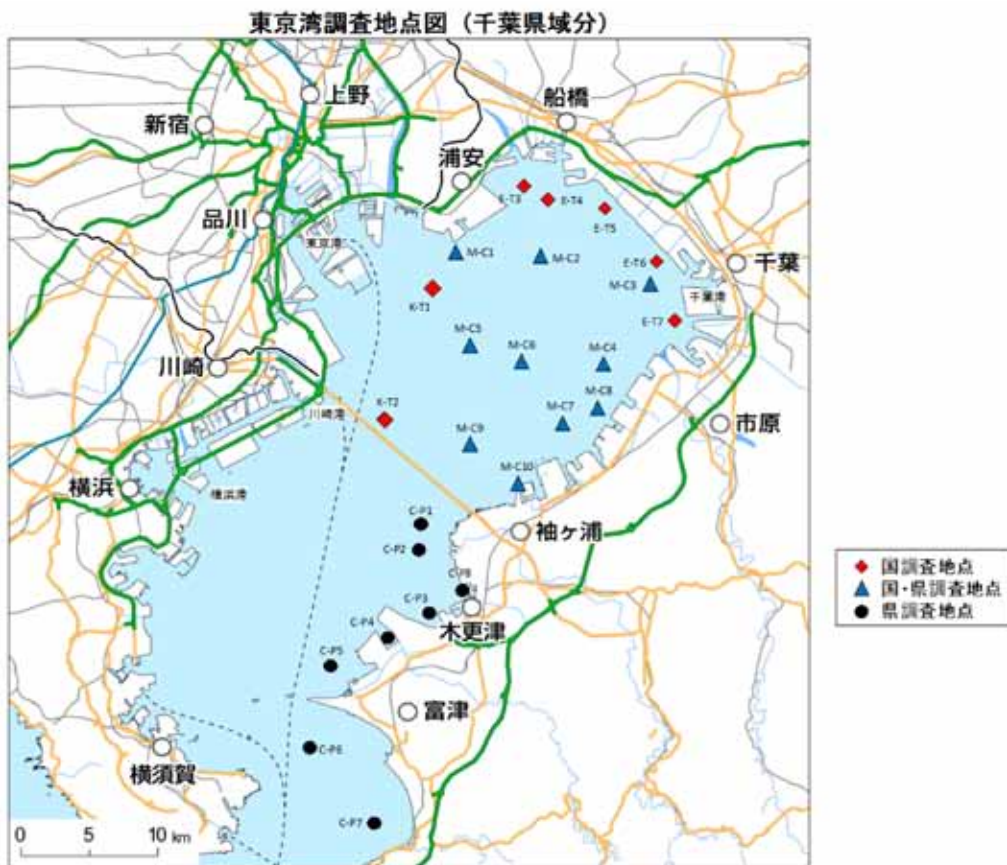


図 3-8-5 東京湾調査地点図（千葉県域分）

### 3 農林水産物のモニタリング検査

県産農林水産物の安全性を確認するため、計画的に放射性物質検査を実施し、検査結果を平成23年3月21日から公表することにより、生産者・消費者に対する食の安全・安心の確保に努めている。

また、検査体制を強化するため、県に分析装置を整備するとともに、市町村や食肉センターの簡易検査機器導入を支援している。

表 3-8-2 千葉県等におけるモニタリング検査件数（平成 24 年 12 月 26 日時点）

検査対象	モニタリング件数		
	H23実績	H24実績	計
農産物（米、野菜、茶、大豆など）	2, 585件	3, 375件	5, 960件
畜産物（牛肉、原乳など）	8, 110件	9, 687件	17, 797件
林産物（しいたけ、たけのこなど）	189件	290件	479件
水産物	708件	1, 234件	1, 942件
飼料（牧草、飼料用稲わらなど）	97件	153件	250件
堆肥（牛ふん堆肥、雑草・稲わら堆肥など）	305件	—	305件
農地土壌（水田、畑）	103件	—	103件
野生鳥獣肉（イノシシ肉、シカ肉）	—	29件	29件
合計	12, 097件	14, 768件	26, 865件



表 3-8-3 県農林水産部における放射性物質検査機器の設置状況

設置場所	簡易検出器	ゲルマニウム検出器
千葉県農林総合研究センター	－	1 台
(株)千葉県食肉公社【畜産課管理】	1 台	－
千葉県水産総合研究センター	1 台	－
千葉県水産総合研究センター銚子分室	1 台	－
計	3 台	1 台

※簡易検出器：NaI簡易検出器（NaIシンチレーション検出器）

- ・ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶（タリウム含む）を検出器として利用したもので、原理は、放射線が結晶のなかで発する蛍光を測定する放射線測定器。主としてガンマ線の測定に用いられる。

※ゲルマニウム検出器：ゲルマニウム半導体検出器

- ・NaIシンチレーション検出器より分解能に優れているので、ガンマ線スペクトル測定によって放射能の種別（放射性核種）毎の定量が可能

表 3-8-4 関係団体における放射線物質検査機器の設置状況

設置場所	簡易検出器	備 考
(株)千葉県食肉公社	3台	農水省交付金（2） 独自整備
南総食肉センター	1台	農水省交付金
横芝光町営東陽食肉センター	1台	農林水産省無償貸与
農業協同組合（富里市、いんば）	2台	独自整備（富里市は市補助あり）

表 3-8-5 国（農林水産省）の交付金による放射性物質検査機器の設置状況

設置場所		設置数
1	市 川 市	1
2	松 戸 市	1
3	野 田 市	1
4	柏 市	1
5	流 山 市	1
6	我 孫 子 市	1
7	鎌 ケ 谷 市	1
8	印 西 市	1
9	白 井 市	1
10	栄 町	1
11	睦 沢 町	1
12	袖 ケ 浦 市	1
計		12台





## 4 河川

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、一部の県管理河川施設で放射性物質の影響が懸念されたことから、空間放射線量の測定を実施した。

また、一級河川大堀川（柏市呼塚新田地先）において、周辺より比較的高い空間放射線量が観測されたことから、当該地点に立入禁止措置を講じるとともに、空間放射線量を定期的に測定しホームページで公表している。

表 3-8-7 河川施設の空間放射線量（平成 24 年 11 月 16 日）

測定施設名 (地先名)	1m高さの空間放射線量 ( $\mu$ Sv/h)	地面の形状	測定日 (天候)
大堀川 高田緑地前護岸 (柏市高田)	0.19	コンクリート 土	11月16日(晴)
富士川浄化施設 (松戸市東平賀)	0.15	アスファルト コンクリート	11月16日(晴)
大金平浄化施設 (松戸市大金平)	0.16	アスファルト	11月16日(晴)
中根河川浄化施設 (松戸市中根)	0.18	コンクリート	11月16日(晴)
大津川河川浄化施設 (柏市戸張)	0.19	コンクリート	11月16日(晴)
大堀川浄化施設 (柏市篠籠田)	0.20	土	11月16日(晴)
逆井河川浄化施設 (柏市逆井)	0.17	アスファルト 土	11月16日(晴)
野々下浄化施設 (流山市野々下)	0.18	アスファルト コンクリート	11月16日(晴)

表 3-8-8 一級河川大堀川と大堀川左岸第 2 号雨水幹線（地金掘（じがねぼり））の合流点における空間放射線量（平成 24 年 9 月 12 日）

測定箇所	空間放射線量 ( $\mu$ Sv/h)		地面の形状	調査日 (天候)	
	1.0m	0.5m			
大堀川地金掘合流点	①左岸上流堤防	0.35	0.36	草地	9月12日(晴)
	②左岸上流水際	0.59	0.66	草地	9月12日(晴)
	③左岸下流堤防	0.39	0.40	草地	9月12日(晴)
	④左岸下流水際	0.99	1.1	草地	9月12日(晴)
	⑤右岸堤防	0.38	0.39	草地	9月12日(晴)
	⑥右岸水際	0.96	1.2	草地	9月12日(晴)

## 5 港湾

東日本大震災による風評被害対策として、国土交通省から平成23年4月22日付けで「港湾における放射線対策について」のガイドラインが示された。

県においてはこのガイドラインに基づき、千葉港港湾区域の海水について、

週1回1地点の放射能を測定し、県ホームページで公表するなどの対策を講じている。

## 6 土地区画整理地内

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、柏北部中央地区土地区画整理区域内において、周辺より比較的高い空間放射線量が観測されたことから、当該地点に立入禁止措置を講じた。

表 3-8-9 県測定 都市計画道路高田若柴線の暫定供用区間における空間放射線量  
(平成24年3月26日)

調査箇所	測定値 (μSv/h)		地面の形状	調査日 (天候)
	1.0m	0.5m		
1 車道脇 (南側)	1.11	1.78	草むら	3月26日 (晴)
2 車道脇 (中央)	0.81	1.12	集水桝	3月26日 (晴)
3 車道脇 (北側)	0.89	1.32	草むら	3月26日 (晴)
4 歩道 (南側)	0.44	0.35	アスファルト	3月26日 (晴)
5 歩道 (北側)	0.37	0.33	アスファルト	3月26日 (晴)

## 7 都市公園

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県立都市公園においても放射性物質の影響が懸念されたことから、プール水の放射性物質調査や空間放射線量の測定を実施した。

除染目標 (毎時0.23マイクロシーベルト) を超える値が測定された、柏の葉公園 (柏市: 45ha)、手賀沼自然ふれあい緑道 (柏市: 25.1ha)、北総花の丘公園 (印西市: 36.1ha) の3公園については、除染対象施設となったことから、詳細な空間放射線量測定を実施し、その結果に基づき除染工事を行っているところである。

表 3-8-10 県立都市公園プール等の放射性物質調査 (平成23年7月6日)

施設名	調査箇所	放射性ヨウ素 I-131	放射性セシウム Cs-134	放射性セシウム Cs-137
蓮沼海浜公園	みずうみ 湖 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	うず 渦 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	とろ 瀬 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	うみ 海 プール	検出せず	検出せず	検出せず

施設名	調査箇所	放射性ヨウ素 I-131	放射性セシウム Cs-134	放射性セシウム Cs-137
富津公園 ジャンボプール	りゅうすい 流水プール	検出せず	検出せず	検出せず
	きょうえい 競泳プール	検出せず	検出せず	検出せず
	直線スライダー	検出せず	検出せず	検出せず
	ちびっこプール	検出せず	検出せず	検出せず
	ぞうは 造波プール	検出せず	検出せず	検出せず
青葉の森公園	水の広場	検出せず	検出せず	検出せず

表 3-8-11 県立都市公園の空間放射線量（平成 23 年 9 月 5 日～12 日）

公園名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ( $\mu$ Sv/h)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
柏の葉公園 (柏市)	芝生広場	0.40	0.42	芝生	9月6日 晴
	冒険のトリデ	0.23	0.22	土	
	総合競技場	0.41	0.43	芝生	
	野球場	0.38	0.42	芝生	
手賀沼自然 ふれあい緑道 (柏市)	園路①	0.32	0.32	アスファルト	9月5日 晴
	園路②	0.25	0.27	アスファルト	
	ハスの群生地	0.25	0.28	コンクリート	
北総花の丘公園 (印西市)	花と緑の文化館前	0.31	0.34	芝生	9月5日 曇
	芝生広場	0.30	0.30	芝生	
	北総花の丘	0.27	0.29	芝生	
印旛沼公園 (印西市)	ちびっこ広場	0.12	0.13	土	9月5日 曇
	自由広場	0.17	0.19	芝生	
	展望台	0.14	0.14	石	
羽衣公園 (千葉市)	広場	0.11	0.11	コンクリート	9月5日 曇

公園名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
青葉の森公園 (千葉市)	中央博物館前	0.09	0.08	コンクリート	9月7日 晴
	スポーツプラザ	0.09	0.08	コンクリート	
	わんぱく広場	0.07	0.07	芝生	
幕張海浜公園 (千葉市)	Aブロック	0.13	0.14	芝生	
	Bブロック	0.10	0.09	芝生	
	Cブロック	0.12	0.12	土	
	DEブロック	0.09	0.09	アスファルト	
	Fブロック	0.08	0.08	コンクリート	
	Gブロック	0.08	0.09	芝生	
行田公園 (船橋市)	東側芝生広場	0.16	0.16	芝生	9月9日 晴
	わんぱく広場	0.14	0.14	土	
	西側芝生広場	0.15	0.16	芝生	
蓮沼海浜公園 (山武市)	テニスガーデン	0.10	0.10	人工芝	9月8日 晴
	いこいの広場	0.08	0.09	芝生	
	展望塔広場	0.08	0.09	コンクリート	
長生の森公園 (茂原市)	野球場	0.05	0.06	土	9月7日 晴
	庭球場	0.07	0.07	芝生	
	ゲートボール場	0.07	0.07	芝生	
館山運動公園 (館山市)	野球場	0.05	0.05	芝生	9月12日 晴
	芝生広場	0.05	0.05	芝生	
	少年野球場	0.04	0.05	土	
富津公園 (富津市)	遊戯広場	0.09	0.09	芝生	
	樹林広場	0.10	0.10	芝生	
	明治百年記念展望塔	0.06	0.07	土	

表 3-8-12 柏の葉公園芝生広場除染工事結果 (平成 24 年 7 月～9 月)

場 所	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		地面の形状	除染方法
	除染前	除染後		
芝生広場	0.35	0.15	芝生	芝生の深刈り
桜の広場 (東側)	0.37	0.15	芝生	
桜の広場 (西側)	0.36	0.10	芝生	

## 8 下水道

千葉県流域下水道事業では、終末処理場から発生する下水汚泥焼却灰についてはセメントの副原料などへの有効利用を行ってきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されたことから、処分ができなくなった。

このため、下水汚泥焼却灰の飛散・流出の防止等の対策を講じて終末処理場内に一時保管をしている。

また、終末処理場での、放射性物質及び空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表しており、今後も継続していく。

表 3-8-13 汚泥への影響と対応状況（平成 24 年 12 月 31 日現在）

処理場名	生成物名	処理方法	処分場所	保管状況	残容量 (保管等)	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度 (12月17～19日)	発生量 (H22実績より)	備 考
花見川終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量2,450t）	4,800t (455日)	3,770 Bq/kg	460 Bq/kg	7.1t/日	処分できないため、場内保管中。今後とも、国の基準を下回る焼却灰は、関係機関と協議を進め、早期に処分できるよう努める。
花見川第二終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量 990t）		5,750 Bq/kg	740 Bq/kg	3.5t/日	
手賀沼終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量2,320t）	3,700t (820日)	20,500 Bq/kg	2,700 Bq/kg	4.5t/日	
江戸川第二終末処理場	脱水汚泥	再利用や理立処分	中間処理及び管理型処分場	—	—	549 Bq/kg	17 Bq/kg	172.0t/日	

## 9 上水道

### (1) 水道事業体及び水道用水供給事業体

県内の水道事業体及び水道用水供給事業体では、測定可能な検査機関に委託して測定を行った。

また、検査体制の取れない水道事業体に対し、県では、厚生労働省と協議し、香川大学研究推進機構を紹介するなどの調整を行った。

一方、北千葉広域水道企業団では平成23年6月20日より、君津広域水道企業団では平成23年12月1日より検査機器を購入し、独自に測定を行った。

なお、当時は専門の検査機関が少なく、その検査機関に多くの検体が集中したため、一時的に測定が実施できなくなるという事態となったが、県では、検査機関に要請し、県水道局及び5水道用水供給事業体(※)について毎日測定を実施できるよう調整した。

#### ※ 5水道用水供給事業体

北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団、東総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団

(印旛郡市広域市町村圏事務組合については、県水道局から受水しているため独自測定は行わなかった)

### (2) 千葉県水道局

千葉県水道局では、浄水場から発生する全ての脱水汚泥を、セメント原料等へ再資源化してきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により汚泥から放射性物質が検出され、再資源化できなくなったことから、これらについては、飛散・流出の防止等の対策を講じ場内に保管した。その後、法令に基づき、基準を下回った再利用可能な汚泥は再利用を再開する一方、



8,000Bq/kg以下の汚泥については管理型最終処分場に埋立て処分を行うこととしている。

平成24年8月以降、すべての浄水場で発生している汚泥について、放射性物質の濃度が低下傾向となったことから、セメント原料として搬出している。

また、汚泥に含まれる放射性物質及び浄水場の空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表している。

表 3-8-14 汚泥への影響と対応状況（県水道局）

H24年12月31日現在

	生成物名	処理方法	処理場所	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度	発生量 (H22実績より)
柏井浄水場（東側）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,293 Bq/kg (H23. 5. 16採取)	172 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	16.0t/日
柏井浄水場（西側）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,391 Bq/kg (H23. 6. 8採取)	95 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	26.2t/日
北総浄水場（PFI事業）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	2,650 Bq/kg (H23. 5. 17採取)	224 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	15.0t/日
ちば野菊の里浄水場 栗山浄水場（PFI事業）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	5,390 Bq/kg (H23. 5. 17採取)	245 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	16.0t/日
福増浄水場	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	135 Bq/kg (H23. 10. 4採取)	44 Bq/kg (H24. 12. 10採取)	11.9t/日

## 1.0 工業用水

千葉県の上水道事業では、浄水場から発生する脱水汚泥や乾燥汚泥については、培養土等への再資源化へと有効利用してきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により汚泥から放射性物質が検出されたことから、培養土への再資源化を中断した。

このため、再資源化できない汚泥については管理型最終処分場に法令に基づき適切に埋立て処分を行った。なお、直ちに処分できない場合は、飛散・流出の防止等の対策を講じて浄水場内に一時保管した。

また、汚泥に含まれる放射性物質及び浄水場の空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表した。

表 3-8-15 汚泥への影響と対応状況（工業用水）

H24年12月31日現在

浄水場名	生成物名	処理方法	処理場所	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度	発生量 (H22実績より)
南八幡浄水場	脱水汚泥	埋立て処分	管理型処分場	6,400 Bq/kg (H23. 6. 1採取)	1,098 Bq/kg (H24. 12. 27採取)	1.7t/日
佐倉浄水場	脱水汚泥	埋立て処分	管理型処分場	3,730 Bq/kg	613 Bq/kg	8.6t/日
人見浄水場	乾燥汚泥	埋立て処分	管理型処分場	5,220 Bq/kg	542 Bq/kg	6.2t/日
印旛沼浄水場	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,269 Bq/kg	243 Bq/kg	8.3t/日

※「放射能濃度」：放射性セシウム 134 と 137 の、汚泥 1kg あたりのベクレル値の合計

## 1.1 県営住宅

県営住宅内の児童公園については、平成24年4月に放射線量の測定を行い、松戸、野田、柏、流山、我孫子の5市にある9団地で、国の汚染基準である0.23マイクロシーベルト／時以上の空間放射線量が確認された。

平成24年10月に改めて空間放射線量の測定を実施したところ、全体的に数値が下がり、基準値以上の放射線量が確認されたのは、柏市の柏中原県営住宅、柏逆井県営住宅、我孫子市の我孫子新木県営住宅の3団地のみとなった。

当該3団地については、表土のはぎ取り、除草、遊具の高圧洗浄等の除染を実施することとしている。

表 3-8-16 県営住宅内の児童公園の空間放射線量（平成 24 年 4 月 11 日～26 日）

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
鎌ヶ谷井草県営住宅 (鎌ヶ谷市)	児童公園 (集会所横)	0.17	0.19	芝地	4月11日 曇り
	児童公園 (27-1号棟横)	0.14	0.16	土、草	
白井県営住宅 (白井市)	児童公園 (10号棟横)	0.20	0.22	芝地、土	4月12日 晴れ
	児童公園 (5号棟横)	0.18	0.20	芝地	
初富県営住宅 (鎌ヶ谷市)	児童公園	0.14	0.15	土、草	
沼南高柳県営住宅 (柏市)	児童公園	0.20	0.23	芝地、土、砂場、 インターロッキング	
六高台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.21	0.23	土、草、砂場	
松戸高柳県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.18	0.19	土、砂場	
胡録台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.22	0.25	土	
金ヶ作県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.22	0.26	砂	
我孫子新木県営住宅 (我孫子市)	児童公園 (9号棟横)	0.26	0.29	芝地、砂場	
	児童公園 (2号棟横)	0.23	0.25	土、芝地、砂場	
我孫子日秀県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.17	0.18	土	
湖北台県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.17	0.19	土、砂場	
岡発戸県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.20	0.22	土、芝地、砂場	

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
柏中原県営住宅 (柏市)	児童公園	0.29	0.33	芝地、砂場	4月13日 曇り
柏逆井県営住宅 (柏市)	児童公園	0.22	0.23	芝地、コンクリート、 砂場	
東初石県営住宅 (流山市)	児童公園	0.21	0.23	土、砂場、 インターロッキング	4月16日 晴れ
野田山崎県営住宅 (野田市)	児童公園	0.19	0.23	芝地、砂場、 コンクリート	
野田山崎第2県営 住宅(野田市)	児童公園	0.20	0.22	草、土、砂場	
野田柳沢県営住宅 (野田市)	児童公園	0.09	0.10	土、芝地、 コンクリート、砂場	4月26日 曇り
野田中野台県営住宅 (野田市)	児童公園	0.09	0.09	土、砂、砂場	
野田花井県営住宅 (野田市)	児童公園	0.08	0.10	砂	

表 3-8-17 県営住宅内の児童公園の空間放射線量 (平成 24 年 10 月 1 日～2 日)

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
胡録台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.17	0.18	草	10月1日 晴れ
六高台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.16	0.18	土、草	
金ヶ作県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.17	0.20	砂	
野田山崎県営住宅 (野田市)	児童公園	0.18	0.20	芝地、コンクリート	
柏中原県営住宅 (柏市)	児童公園	0.22	0.26	草、芝地	
柏逆井県営住宅 (柏市)	児童公園	0.19	0.23	芝地、砂場	
東初石県営住宅 (流山市)	児童公園	0.18	0.20	土、 インターロッキング	
沼南高柳県営住宅 (柏市)	児童公園	0.18	0.20	芝地、土	10月2日 曇り
我孫子新木県営住宅 (我孫子市)	児童公園 (9号棟横)	0.20	0.23	芝地	
	児童公園 (2号棟横)	0.20	0.23	芝地、草	

## 第9節 計画停電・燃料不足

### 1 計画停電

#### (1) 難病患者への対応

東京電力(株)が計画停電を実施すると発表したことを受けて、県では在宅で人工呼吸器を使用する80名の特定疾患患者が、停電に備え機器の予備バッテリー等を確保しているかどうかの確認を行い、確保できていない7名については、東京電力(株)から自家発電機の借受の斡旋を行った。

また、各難病医療拠点・協力病院に対し、同患者から相談があった場合は、受入れについて配慮するよう要請した。

さらに、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への対応として、希望する難病医療拠点・協力病院に非常用自家発電機を整備した。

#### (2) 電力需給対策に対応した休日保育等特別事業

電力需給対策に伴う保護者の就業時間等の変更により、新たに生じたニーズに対応するため、保育所や放課後児童クラブ等が開所時間を延長する場合又は新たに休日に開所する場合の経費の一部を市町村に対し補助した。

##### ア 取組状況

平成23年5月に国の実施通知を受け、市町村へ要望調査。

##### イ 補助内容

実施期間：平成23年7月から9月

補助率：国1/2（安心こども基金）、県1/4、市町村1/4

（国1/2、政令中核市1/2）

表 3-9-1 電力需給対策に対応した休日保育等特別事業の執行状況

市町村名	保育所：休日保育			放課後児童クラブ等		
	箇所数	実利用児童数	補助額(千円)	箇所数	実利用児童数	補助額(千円)
千葉市	3	4	112	休日 1 延長 6	1 6	50
柏市	1	3	18	—	—	—
市川市	2	2	54	—	—	—
市原市	2	7	480	休日 2	4	213
浦安市	1	1	27	—	—	—
山武市	1	1	9	—	—	—

※保育所：延長保育は実施なし

#### (3) 県管理道路の対応

電力不足に対する政府の方針を受け、国土交通省では直轄国道の道路照明灯の一部について消灯を行うこととした。県においても県管理の道路

照明灯等の一部について、消灯を行った。

(4) 県立病院の対応

県佐原病院において、平成23年3月14日午後5時頃から1時間30分程度停電したため、自家発電装置により対応した。

他の県立病院では計画停電は実施されなかった。

## 2 燃料不足

(1) 計画停電による医療機関の自家発電装置用燃料確保のための対応

ア 石油連盟への要請（平成23年3月14日）

石油連盟広報グループに対し、医療機関の自家発電装置用の燃料について優先供給してもらうよう依頼した。

イ 国への報告（平成23年3月15日）

厚生労働省より自家発電装置等の燃料の供給が必要な医療機関について照会があったため、県内の全病院（282病院）及び有床診療所（287診療所）に照会を行い、176の医療機関が燃料供給を希望している旨を報告した。

ウ 石油商業組合等への要請（平成23年3月16日）

千葉県石油協同組合及び千葉県石油商業組合に対し、医療機関が使用する自動車、暖房、自家発電装置用の燃料について、優先供給するよう要望書を提出した。

エ 燃料供給の実施（平成23年3月20日）

自家発電装置の燃料がひっ迫しており、燃料供給の緊急要請のあった2病院に対して燃料供給を実施した。

(2) 千葉県水道局の対応

ア 燃料確保

契約しているガソリンスタンドから調達が困難であることから、別途燃料費を予算措置し、調達可能なガソリンスタンドを探し、本局及び出先機関の自家発電用軽油や出先機関の公用車用ガソリンを給油した。

3月13日、幕張庁舎では、計画停電が実施されたときに備え、自家発電設備用の燃料である軽油、給油ポンプ及び携行缶3缶を近隣の店で急遽購入した。

3月14日、燃料（ガソリン、軽油等）不足が深刻化している状況から、千葉県石油協同組合に軽油の手配を依頼したが、入手することは困難であった。

イ ガソリン不足による影響

震災後、ガソリンに関しても多くのスタンドで行列ができ、入手が困難であったため、工事車両の燃料確保もままならない状態であった。

## 第10節 被災者の生活支援

### 1 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村等の行う災害弔慰金及び災害見舞金の支給に対し補助を実施した。

表3-10-1 災害弔慰金・見舞金支給状況（平成24年12月31日現在）

市町村名	災害弔慰金		災害障害見舞金	
	生計維持者	その他	生計維持者	その他
銚子市	0	1	0	0
流山市	1	0	0	0
八千代市	0	2	0	0
鎌ヶ谷市	1	1	0	0
旭市	5	9	0	0
山武市	1	0	0	0
東庄町	0	1	0	0
白子町	0	1	0	0
市川市	0	1	0	0
松戸市	0	1	0	0
野田市	1	0	0	0
習志野市	0	1	0	0
柏市	0	1	0	0
千葉市	1	0	0	0
船橋市	0	2	0	0
香取市	0	0	0	1
計	10	21	0	1

他県での死亡者数も含む

### 2 千葉県災害見舞金等の支給

東日本大震災による被災者及びその遺族に対し災害弔慰金及び見舞金を支給した。

表3-10-2 千葉県災害弔慰金、見舞金の支給状況（平成24年12月31日現在）

種類	区分	人数等
弔慰金	死亡	29名
見舞金	行方不明者	2名
	重傷	29名
	家屋の全壊	779棟

他県での死亡者数も含む

### 3 千葉県災害義援金の募集及び支給

#### (1) 義援金の募集

被災者の生活再建支援の一環として、平成23年3月22日から平成24年3月31日まで千葉県災害義援金を募集した。

受入額は8,692件で1,758,125,301円であった。

※国の義援金の期間は、平成24年9月に、平成24年9月末から平成25年3月31日に延長された。

#### (2) 千葉県災害義援金配分委員会

これまでに、5回の配分委員会が開催され、下記のとおり配分基準が決定された。

なお、一部損壊に係る申請受付は平成24年2月末で終了している。

表 3-10-3 千葉県災害義援金配分基準

		第1次 配分額	第2次 配分額	第3次 配分額	合計
人的 被害	死亡・行方不明者	500千円	500千円	—	1,000千円
	重傷者	100千円	400千円	—	500千円
住家 被害	全壊（焼）	500千円	500千円	—	1,000千円
	半壊（焼）	200千円	300千円	—	500千円
	一部損壊	—	—	15千円	15千円

〔開催実績〕

- 平成23年 4月19日 第1回 第1次配分基準決定
- 平成23年 6月13日 第2回 第2次配分基準決定
- 平成23年 9月 6日 第3回 第3次配分方針決定
- 平成23年12月15日 第4回 第3次配分基準決定
- 平成24年12月20日 第5回 配分申請期限・最終配分方針決定

(3) 義援金額（平成24年12月31日現在）

9,523,366,381円

（県義援金1,758,125,301円 国からの配分7,765,241,080円）

#### 4 長期避難生活に関する支援

長期避難所生活者のリフレッシュのため、4月29日から4月30日まで県内のホテル・旅館等を借上げ1泊2日のリフレッシュ支援事業を実施した。

参加人数は22名であった。

#### 5 被災者に向けた住宅の提供

県内被災者及び県外被災者（岩手県・宮城県・福島県）に対して、下表のとおり、住宅を提供した。なお、下表中の「市町村営住宅」については、県（住宅課）が募集窓口となり提供した戸数であり、市町村が窓口となり提供した戸数は含まない。

表 3-10-4 県内被災者等向け（災害救助法によらないもの）平成24年12月20日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	県内被災者 入居戸数
県営住宅	67戸 (28戸) 〈16戸〉 うち旭市 1戸 香取市 2戸	(第1次) 旭市・香取市・山武市・九 十九里町 平成23年3月17日～22日	3月25日以降 順次入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅 17戸</li> <li>・市町村営住宅 0戸</li> <li>・国家公務員 宿舎 0戸</li> </ul>
市町村営住宅	8市町村から 28戸 (6戸) 〈3戸〉	(第2次) 千葉県内 3月23日～25日		
国家公務員 宿舎	千葉県内 392戸 (35戸) 〈17戸〉	(第3次) 千葉県内 3月26日～31日		
計	487戸 (69戸) 〈36戸〉			17戸

表 3-10-5 県内被災者等向け（災害救助法によるもの：応急仮設住宅）

種別	提供戸数 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	入居戸数
建設タイプ	旭市 200戸 香取市 30戸 計 230戸 〈230戸〉	旭市・香取市 平成23年3月22日～31日	香取市 5月10日以降 旭市 5月11日及び 18日以降	香取市 27戸 旭市 126戸 小計 153戸
借上げタイプ	災害救助法適用6市1区1 町及びその周辺市町 608戸 〈31戸〉	旭市・香取市・山武市・九 十九里町 3月22日～31日	4月15日以降 順次入居	香取市 6戸 旭市 9戸 山武市 1戸 小計 16戸
計	838戸 〈261戸〉			169戸

※3月24日に災害救助法が適用された3市1区については、3月28日の期限までに要望がなかった。

表 3-10-6 県外被災者等向け（県内被災者も応募可）

種別	提供戸数 (入居決定戸数) 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	県外被災者 入居戸数
県営住宅	66戸 (46戸) ※ 〈37戸〉 ※ ※ 内2戸は 県内被災者	平成23年4月7日～14日	4月28日以降 順次入居	・ 県営住宅 23戸 ・ 市町村営住宅 9戸 ・ 県職員住宅等 1戸
市町村営住宅	25戸 (16戸) 〈14戸〉			
県職員住宅等	56戸 (22戸) ※ 〈11戸〉 ※ ※ 内1戸は 県内被災者			
計	147戸 (84戸) ※ 〈62戸〉 ※ ※ 内3戸は 県内被災者			33戸

## 6 災害救助法に基づく民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

宮城県、岩手県及び茨城県において住家を失った方及び福島県に居住していた方で千葉県へ避難される世帯に対して、市町村と連携し平成23年7月1日より民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を提供した。

〈民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅提供実績〉

- ・ 福島県 1,054世帯 2,288人
- ・ 宮城県 34世帯 73人
- ・ 岩手県 14世帯 23人
- ・ 茨城県 2世帯 6人



## 第11節 上水道関係の応急・復旧対応

### 1 水道の応急・復旧対応

#### (1) 上水道（水道事業体）の被害及び復旧の状況

##### ア 応急復旧の支援

香取市から「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応急復旧の支援要請があったので、3月22日から4月8日まで応援職員等を派遣した。

八千代市から延べ484人（H23.3.22～4.8）

柏市から 延べ203人（H23.3.24～4.8）

計 延べ687人

##### イ 本復旧の状況

9水道事業体で浄水場や配水管等の被害が大きく、本復旧に取り組んでいる。

表3-11-1 主な被害及び復旧の状況

水道事業体名	主な被害の状況	復旧状況
神崎町	浄水場施設等の損傷	平成26年度完成見込み
香取市	配水管等の損傷	平成25年度完成見込み
長門川水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成
銚子市	配水管等の損傷	平成23年度完成
旭市	配水管等の損傷	平成23年度完成
我孫子市	配水管等の損傷	平成24年度完成
東総広域水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成
九十九里地域水道企業団	送水管の損傷	平成23年度完成
南房総広域水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成

#### (2) 千葉県水道局の応急・復旧の対応

千葉県水道局給水区域内においては、全体で926件の漏水が発生し、その内、導送配水管が548件、公道部等の給水管が378件、特に浦安市においては全て埋立地の漏水で、給水区域全体の漏水の約3分の2を占めた。漏水原因は、地盤の液状化による管の継手部の離脱やゆるみが主な原因であった。

口径300mm以下の配水管及び公道部等の給水管の復旧は、4月7日までに終了した。一方、口径350mm以上の大口径管は20件漏水があり、破損箇所は、他系統のバックアップ等により通水を確保したうえ、順次復旧を行った。

表3-11-2 漏水件数（平成24年4月末現在）

地区名	漏水件数等	内訳		導送配水管	給水管		
		埋立地	埋立地以外		公道	宅内	計
千葉市	81	56	25	59	20	2	22
市原市	18	2	16	9	9	0	9
船橋市	83	43	40	49	22	12	34
習志野市	30	29	1	25	4	1	5

地区名	漏水件数等	内訳		導送配水管	給水管		
		埋立地	埋立地以外		公道	宅内	計
鎌ヶ谷市	5	0	5	1	4	0	4
成田市	3	0	3	3	0	0	0
市川市	71	29	42	31	31	9	40
浦安市	607	607	0	360	102	145	247
松戸市	28	0	28	11	16	1	17
合計	926	766	160	548	208	170	378
	100%	83%	17%	59%	(22%)	(18%)	41%

※ 宅内：敷地内で公道からメータ又は第1止栓までのもの（当局修繕区分）

### ア 漏水調査

千葉県水道局職員による管路パトロールや、お客様からの問い合わせによる情報を基に漏水調査を行ったが、液状化地域については、液状化により噴出した地下水と漏水との判別が困難であり、音聴棒やDPD試薬を使用して行ったが漏水箇所の特定に時間がかかった。



写真 3-11-1 漏水調査の状況



写真 3-11-2 漏水の状況

### イ 応急復旧工事の状況

応急復旧では、千葉県水道局職員延べ約2,000人を動員するとともに、千葉県水道管工事協同組合の会員企業101社の協力と、東京都、横浜市、川崎市及び神奈川県内の4水道事業者の応援を得て、4月7日で大口径管を除く漏水の復旧を終えた。



写真 3-11-3 修繕前の状況



写真 3-11-4 修繕後の状況

表 3-11-3 応急復旧活動概要

項目	活動内容
復旧期間	平成23年3月12日～4月7日（一部大規模工事を除く）
動員数	千葉県水道局職員延べ約2,000人、管工事組合員101社

ウ 仮配管工事の状況

液状化による被害が顕著であった浦安市では、一部の地域において仮配管を敷設した。中でも舞浜地区と今川地区では漏水箇所が多く、断水区域が広いだけでなく洗浄作業を行う際の排水先である下水道の復旧が遅れて水道管の使用ができないため、地区の外周に仮配管を設置し、50m間隔で共同給水栓を設置し応急対応したが、その総延長は約5.3kmに及んだ。

エ 応援復旧工事の状況

今回の震災は、被害が甚大であり、復旧に緊急を要したため、下記の4事業体に応援を要請した。

表 3-11-4 他事業体応援状況

事業体名	応援期間	日数	延べ人数		応急復旧場所
			職員	施工業者	
東京都	3/16～22	7	45人	84人	富岡、日の出の一部
横浜市	3/17～22	6	42人	77人	弁天2丁目
川崎市	3/16～22	7	21人	70人	弁天1・4丁目
神奈川県(企)	3/17～22	6	24人	72人	日の出



写真 3-11-5 仮配管敷設状況



写真 3-11-6 応援復旧状況

オ 基幹管路の復旧

千葉県水道局における口径500mm以上の基幹管路の耐震化率は、平成22年度末時点で約52.5%に達しており、今回の地震による漏水等の被害も小口径管路に比べて少なかった。

基幹管路の主な被害は、経年化の進んだ管路本体の漏水が給水区域内全体で10件発生し、その他に空気弁等の付帯施設からの漏水も多く発生した。

修繕については、他系統のバックアップ等により通水を確保した上で、順次復旧を開始した。



写真 3-11-7 南行徳～高洲線 φ 500 漏水写真（浦安市今川地先）



写真 3-11-8 南行徳～高洲線 φ 500 修繕写真（浦安市今川地先）

## 2 上水道等における放射性物質への対応

### (1) 水道事業体等の対応

河川や湖沼などの表流水を原水とする水道事業体及び水道用水供給事業体の一部では、水道水中の放射性物質による影響の軽減を図るため、降雨時において取水停止等の措置や、放射性物質の除去に効果があるとされる粉末活性炭の注入量の増加などの対応を行った。

また、摂取制限の広報を実施した水道事業体（※）では、備蓄水や給水車などにより対応するとともに、ホームページや防災無線、広報ビラなどにより、住民に周知を図った。また、水道用水供給事業体からの受水と、地下水など自己水源をあわせて活用する事業体のうち、一部の事業体では水道用水供給事業体からの受水を一時的に停止した。

※ 摂取制限を実施した事業体（県水道局を除く）

松戸市：3/23～26	野田市：3/23～24
柏市：3/23～27	流山市：3/23～27
八千代市：3/23～28	我孫子市：3/23～27
山武郡市広域水道企業団：3/23～25	
三芳水道企業団：3/23～25	
印西市：3/24	長門川水道企業団：3/24～31
白井市：3/24～25	八匝水道企業団：3/23～27
大多喜町：3/23～25	いすみ市：3/24～28
御宿町：3/23～27	鴨川市：3/23～25
南房総市：3/23～28	鋸南町：3/23～25

### (2) 千葉県水道局の対応

#### ア 放射性物質の測定

##### (ア) 放射性物質の測定体制

全浄水場で外部委託による測定を平成23年3月21日から開始した。9月9日以降は、水質センターに導入した放射性物質測定器により、全浄水場の水道水に含まれる放射性物質量を局独自で測定している。

##### (イ) 検出状況

平成23年3月21日から放射性物質のモニタリングを開始したが、乳児用の指標値を超えた3月23日から25日までの各浄水場検出最高値は表3-11-5のとおりである。

4月16日以降は、すべての浄水場において放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出である。

表 3-11-5 3月23日から25日までの各浄水場検出値最高値（配水池出口の浄水）

	<sup>131</sup> I		<sup>134</sup> Cs		<sup>137</sup> Cs	
	採水日	Bq/kg	採水日	Bq/kg	採水日	Bq/kg
ちば野菊の里浄水場	3/23	220	3/23	11	不検出	
栗山浄水場	3/23	180	不検出		不検出	
柏井浄水場東側施設	3/25	130	不検出		不検出	
柏井浄水場西側施設	3/23	85	不検出		不検出	
北総浄水場	3/24	93	不検出		不検出	
福増浄水場	不検出		不検出		不検出	

表 3-11-6 放射性物質指標値

制定機関	放射性物質	指標値	対象
原子力安全委員会の飲食物に関する指標値	放射性ヨウ素	300 Bq/kg以下	飲料水
	放射性セシウム	200 Bq/kg以下	飲料水
食品衛生法の暫定指標値	放射性ヨウ素	100 Bq/kg以下	乳児用

## イ 浄水場の対応

## (7) 取水制限

降雨に伴い利根川水系の放射性物質濃度が上昇する傾向にあったため、雨の降り始めから取水停止を実施した。

表 3-11-7 取水制限の状況

機 場 名	実 施 日 時	対 応
ちば野菊の里浄水場	3/24～3/26, 4/19, 5/3, 5/11, 5/13, 5/17, 5/22, 5/28, 6/5, 6/11, 6/13, 6/21, 7/1	取水減量 (4/19は取水停止)
栗山浄水場	3/24～3/26, 4/19, 5/11, 5/13, 5/22, 5/28, 6/5, 6/11, 6/13, 6/21, 7/1, 7/19, 7/20	取水減量
柏井浄水場	4/19西側設備停止 3/26～3/27, 4/20東側設備停止	取水停止
北総浄水場	4/19 (4/22より活性炭注入による対応)	取水停止
福増浄水場	実施せず	—

## (i) 水運用

降雨による原水の放射性物質濃度の上昇への対応として、取水停止時間を翌朝の配水池水位を60～70%程度確保出来る範囲とするともに、関係機場との配水圧力・送水量の調整を行い、減量分をバックアップした。

また、県内の高滝ダムを水源とする福増浄水場においては、放射性物質の影響が軽微で取水停止は実施されなかったため、取水停止が行われた他の浄水場に応援送水をした。

(ウ) 活性炭注入

粉末活性炭の注入により、原水中の放射性物質除去が期待できるという知見が報告されている事から、ちば野菊の里浄水場・栗山浄水場・北総浄水場・福増浄水場において5～20mg/ℓの活性炭増量注入を行った。

表 3-11-8 活性炭対応状況

機 場 名	通常時	放射性物質対応
ちば野菊の里浄水場	—	10～20mg/ℓ注入
栗山浄水場	5mg/ℓ	10～20mg/ℓ注入
柏井浄水場	注入	通常どおり
北総浄水場	注入	8mg/ℓ増量注入
福増浄水場	5mg/ℓ	10mg/ℓ注入

ウ 応急給水の状況

表3-11-5のとおり3月23日及び25日に採水した原水について、ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場及び柏井浄水場東側施設において、乳児用の指標値を超えたため、その対応としては、各市の行政側でペットボトルの配布を行う一方、応急給水について当局と給水区域内市と協議のうえ、3月25日には松戸市において松戸市営水道と連携し、3月27日朝からは局単独で千葉市の区部、習志野市、市川市及び浦安市の指定する場所で応急給水活動を行った。乳児用限定であるため、乳児1人あたりペットボトル2本までとし、母子手帳で確認しながらの作業となった。

応急給水は、県内の高滝ダムを水源としている福増浄水場系の水道水を、千葉水道事務所の消火栓から給水車等に充水し、各市へ運搬した。

放射性ヨウ素関連の応急給水は、29日をもって終了した。

エ 放射性物質の測定及び汚泥の処理状況

(ア) 浄水汚泥中の放射性物質濃度

各浄水場の浄水汚泥中に含まれる放射性物質濃度（セシウム134及び137の合計）を、5月16日以降、概ね1週間毎に測定している。

(イ) 浄水場における空間放射線量

各浄水場の敷地境界及び汚泥仮置き場付近における空間放射線量を、7月4日以降、概ね1週間毎に測定している。

(ウ) 保管及び処理の状況

平成23年6月16日付けで原子力災害対策本部から示された「上下水道処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（以降「考え方」という。）に従い、当局の浄水汚泥は、100Bq/kg以下である福増浄水場を除き、他の4浄水場では187から5,390Bq/kgの範囲で、いずれも8,000Bq/kg以下であるため、柏井浄水場は8月29日から、ちば野菊の里浄水場及び北総浄水場はそれぞれ10月11日、10月21日から、管理型最終処分場への埋立て処分を開始した。

埋立て処分が開始されるまでの間、放射性物質を含有する浄水汚泥

は、フレコンバック(大型土のう袋)に収納し、シートを敷いた浄水場内の仮置き場に置き、更に上部をシートで覆う飛散防止措置を施した上で、保管した。保管の様子を以下の写真に示す。

表3-11-9 原子力災害対策本部の「考え方」の概要

セシウム134及び 137合計濃度	処分等の基準
・10万Bq/kg超	県内の遮蔽できる施設で保管
・10万Bq/kg以下	濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き
・8千Bq/kg以下	管理型処分場に埋立処分(跡地を居住等の用途に供しない)
・クリアランスレベル 以下	他の原材料との混合・希釈等により一定レベル以下は再利用可能(コンクリートは100Bq/kg)



写真3-11-9 浄水汚泥保管状況(北総浄水場)

表3-11-10 各浄水場における汚泥処分等の状況

浄水場名	搬出停止日	埋立て開始日	再利用再開日
柏井東側	5月17日	8月29日	8月29日
柏井西側	5月9日		10月3日
北総(PFI)	5月23日	10月21日	H24年6月18日
ちば野菊の里(PFI)	5月23日	10月11日	H24年6月19日
福増	5月17日	—	6月15日



## 第12節 土木関連公共施設の応急・復旧と支援

### 1 道路

県管理道路において、段差、亀裂及び陥没などの被災を受け、通行に支障が生じた箇所については、速やかに安全な交通を確保するため、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき(一社)千葉県建設業協会各支部へ協力を要請し、段差解消などの応急措置を行い、早期の交通開放に努めた。



写真 3-12-1 被災状況



写真 3-12-2 応急工事後



写真 3-12-3 被災状況



写真 3-12-4 応急工事後

### 2 河川・海岸

#### (1) 応急復旧の状況

##### ア 一級河川 北印旛沼

(一)北印旛沼では、地震による液状化により堤防の沈下・亀裂等の被災を受けた。この内、被害が甚大であり災害復旧事業の申請を行ったのは10ヶ所であった。被災形態が様々であったことから、被災パターンを整理し、図3-12-2のように堤防の亀裂が河川の計画高水位(以下「H.W.L」という。)以深まで達し、堤防天端高がH.W.L以下となっている箇所は、大型土のうによる応急仮工事を行った。

なお、応急工事については、「査定前に緊急に施行する必要がある箇所」として国土交通省水管理・国土保全局防災課との事前打合せが必要であることから、被災後直ちに打合せを行い応急仮工事に着手した。

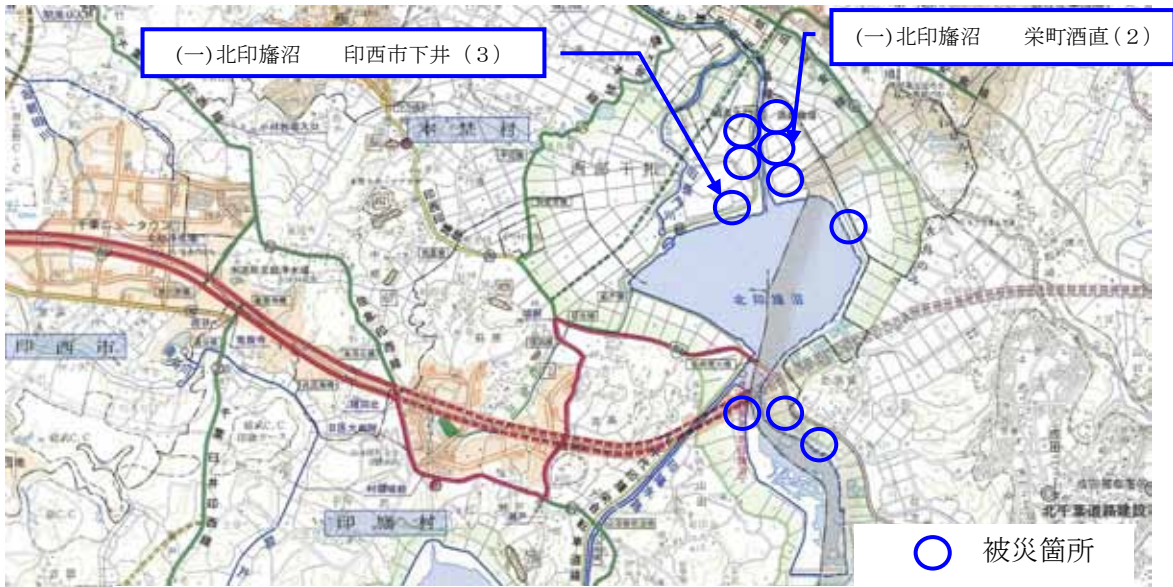


図 3-12-1 (一)北印旛沼被害状況図

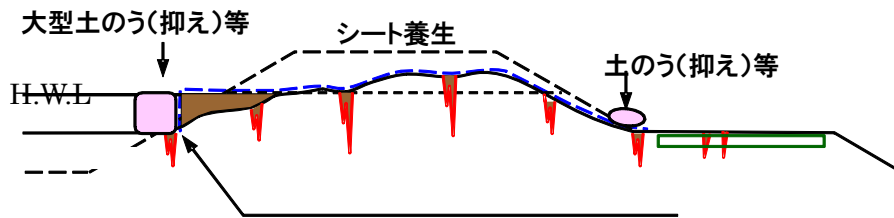


図 3-12-2 応急仮工事 標準横断面

(一)北印旛沼 印西市下井(3)  
堤防の亀裂・沈下状況



(一)北印旛沼 印西市下井(3)  
応急仮工事 完成後



(一)北印旛沼 栄町酒直(2)  
堤防の亀裂・沈下状況



(一)北印旛沼 栄町酒直(2)  
応急仮工事 完成後



写真 3-12-5 (一)北印旛沼 応急復旧状況写真

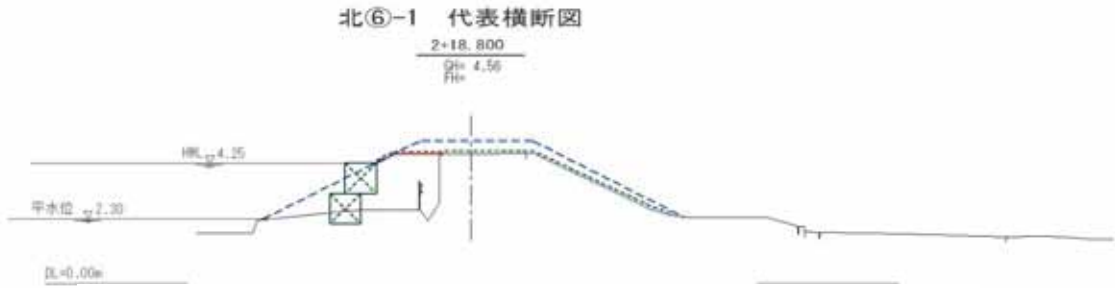


図 3-12-3 応急仮工事 代表横断図

イ 一級河川 小野川

(一)小野川では、地震に伴う液状化による側方流動により護岸が倒壊し、河幅は最大約4m狭くなり、河床は最大約2m隆起し大規模な河道閉塞が発生した。

この河道閉塞により、河川の流下能力が著しく低下したことから、河道閉塞を解消するため、滞筋を設置する応急仮工事を実施した。

また、余震により護岸に変状が現れていたことから、大型土のうにより補強を行う等の応急仮工事を実施した。



図 3-12-4 小野川の被災箇所

河道閉塞の状況



応急仮工事 河道掘削完成後



右岸護岸の倒壊状況



応急仮工事 大型土のう設置



左岸護岸の倒壊状況



応急仮工事 大型土のう設置



第3章

写真 3-12-6 (一)小野川応急復旧状況写真

ウ 二級河川 木戸川

(二)木戸川では、地震による津波遡上により、左岸3ヶ所、右岸2ヶ所で堤防が決壊し、浸水面積360ha、床上浸水800戸等の甚大な被害が発生した。

津波遡上により決壊した堤防の早期復旧は次期出水による浸水被害を防止するためにも急務であった。

このため、図3-12-7のように堤防が決壊した箇所は、大型土のう等による応急仮工事を行った。

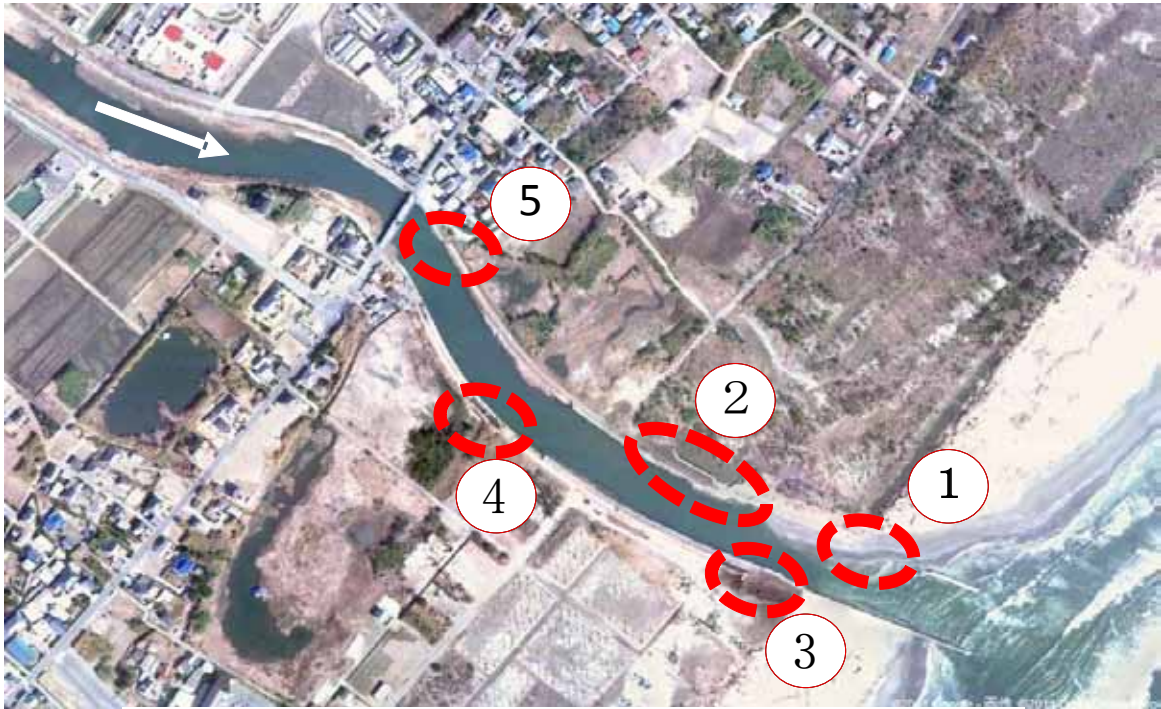


写真 3-12-7 木戸川の堤防決壊箇所

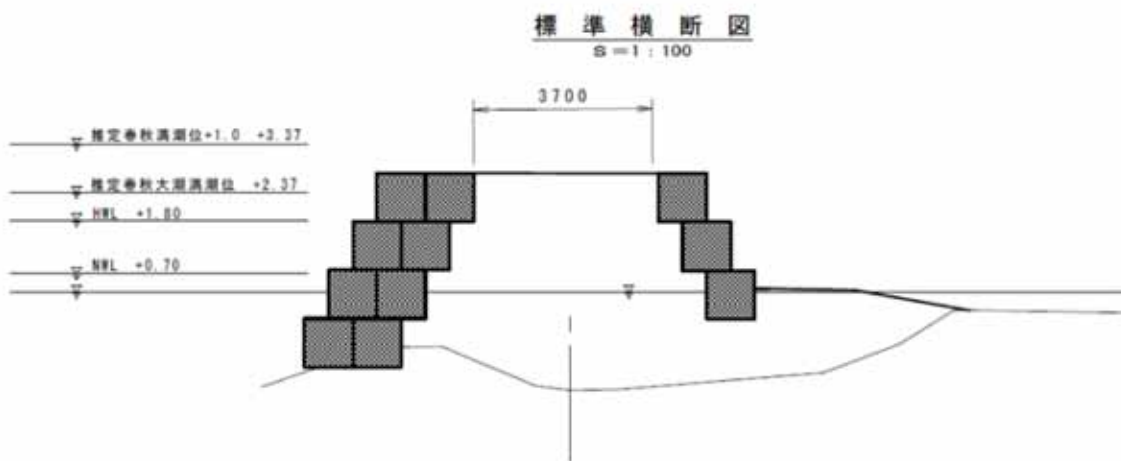


図 3-12-5 応急仮工事 標準横断面図

右岸③堤防決壊状況



応急復旧 完成後



左岸⑤堤防損壊状況



応急復旧 完成後



写真 3-12-8 (二)木戸川応急復旧状況写真

## (2) 復旧工法の基本方針

### ア 基本方針

河川・海岸施設の災害復旧は原形復旧を基本とした。ただし、被災原因が液状化、津波によるものと判断され、原形復旧することが不適当な場合には以下のとおり、査定申請するものとした。

#### (7) 液状化により被災した自立式構造の特殊堤

地震被害を受けた場合に、早急な復旧は困難であり、本復旧にも多くの時間を要することから、地震により多少の変形は許容するものの、浸水による二次災害となるような大変形、破壊はしないような所要の安全率を有する必要がある。

耐震性の評価にあたっては、地震時慣性力及び地盤の液状化の双方を考慮し、地震時安定性の評価を行い、地震に対する安全性を確保するものとする。

#### (1) 液状化により被災した土堤

堤防の地震災害により浸水等の著しい二次災害が想定される区間（外水位や背後地の状況等を勘案）では、液状化を抑制する対策工法の選定が基本となる。

河川堤防の地震対策は二次災害の防止が目的であることから、液状化の抑制には直接的には関与しないものの、堤防の安定性の強化に寄与する工法（緩傾斜堤防など）も対策選定のひとつとして取り扱うことが適当である。

対策工法は、現場条件を踏まえた施工性、周辺環境への影響、工法の経済性等の比較検討を行って適切な工法を選定するものとする。

詳細は図3-12-6「河川堤防の被害箇所への復旧基本方針」を参照。

(ウ) 津波溯上により被災した堤防

津波により越水した河川は、高潮計画等の既存計画と整合を図り、高潮計画を考慮した計画堤防高にするなどの改良復旧を検討することとする。

イ 査定時の申請結果

被災原因が液状化と判断される(一)小野川等は液状化判定を行い地震に対する安全性を確保する工法により査定申請した。また、津波の溯上により堤防が決壊する等の被災を受けた(二)木戸川は高潮計画と整合を図った改良復旧により査定申請した。

同じく津波により被災した海岸保全施設は、査定時においては津波対策に関する対応方針が確定していなかったため、原形復旧により申請した。

【千葉県】 河川堤防の被災箇所への復旧基本方針

区分	復旧工法	応急工事(仮工事)		本工事(応急の場合は、応急本工事扱い)					備考	
		土砂充填	シート巻張り	切返し	川表削平	基礎削平	仮締切	事前切壊		事後工
ケースⅠ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がない場合	○	○		○					
ケースⅡ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がある場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	△		河岸部のみの場合
ケースⅢ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がない場合	○	○		○	○		○		亀裂変動の場合
ケースⅣ	堤防天端の亀裂がなく、河岸部の亀裂がある場合	○	○		○	△(必要に応じて)		○		砂光填
ケースⅤ	堤防の亀裂とともに堤体自体が沈下している場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	○		基礎処理対策検討 砂光填
ケースⅥ	堤防の亀裂とともに堤体自体がすべり破壊している場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	○		基礎処理対策検討 砂光填
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>亀裂箇所は、測量または石戻投入と試験によりその詳細を確認する(切返し深き決定の根拠となる)。</li> <li>切返しの高さは山積み0.8m<sup>2</sup>/バックホウのバケット幅程度の1.2mとし、切返し片側0.5m以上、段切り最小0.5m<sup>2</sup>×1.0m<sup>2</sup>、現地盤からの掘削法面勾配1:0.5を基本とする。</li> <li>亀裂深さがH.W.Lより深い場合は(ケースⅤ、Ⅵ)は各締切を計画する。</li> <li>亀裂深さがH.W.Lより浅い場合は施工時の降雨、出水等に十分配慮し施工する。</li> <li>堤体を含めた川表法面について切返し盛土を実施する場合は、H.W.Lまで護岸を計画する。</li> <li>ケースⅤ、Ⅵの場合は、液状化判定等を行い破壊メカニズムを解明する(堤防の耐震対策は液状化に對し実施する)。</li> <li>液状化判定により厳限の堤防機能が確保されていない場合は、堤内地の状況その他当該現場条件等を加味し、適切な液状化対策を実施する。</li> <li>上記に示す工法は基本的な考え方を示したものであり、基礎処理対策・護岸・仮締切等、申請に当たっては工法の経済比較を行う。</li> <li>本基本方針は河川堤防の復旧である土壌に対する方針を示したものであり、特殊土については別途検討を行う。</li> </ol>									

図3-12-6 河川堤防の被災箇所への復旧基本方針

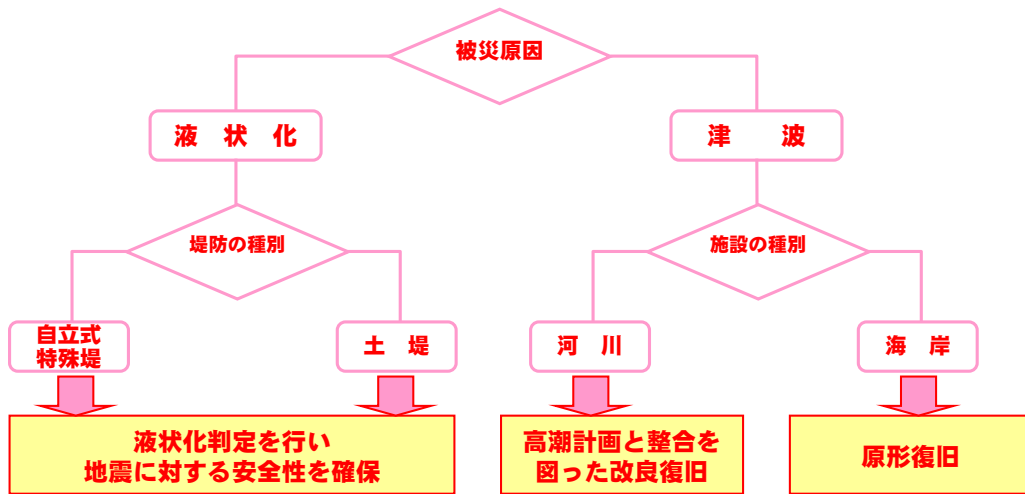


図 3-12-7 被災原因別の申請方針フロー

### 3 港湾

#### (1) 応急復旧の状況

発災後、液状化による墳砂によって臨港交通の妨げとなっている土砂の撤去等臨港道路の応急復旧を実施し、早期の交通解放に努めた。

津波により航路標識が流失した箇所については、船舶が安全に航行できるように航路標識の設置を実施した。また、地震により防波堤が沈下し、船舶が防波堤に衝突する恐れがあったため、衝突防止のための仮灯標設置を実施した。

さらに、住民の安全確保のため、危険な箇所については、立入禁止措置等も併せて実施した。



写真 3-12-9 臨港道路 土砂撤去



写真 3-12-10 臨港道路 土砂撤去



写真 3-12-11 防波堤 仮灯標



写真 3-12-12 防波堤 仮灯標施工状況



## 4 公園

### (1) 応急復旧の状況

各公園を管理する指定管理者により、公園利用者の安全を確保するために危険箇所の立入禁止措置等を実施した。

また、特に被害が甚大であった幕張海浜公園及び蓮沼海浜公園については、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、(社)千葉県造園緑化工事業協会に協力を要請し、被害状況の把握とともに、危険箇所の立入禁止措置や園路等の段差解消、堆積土砂の撤去等を実施した。



写真 3-12-13 応急措置及び応急復旧状況  
(幕張海浜公園)



写真 3-12-14 応急措置及び応急復旧状況  
(蓮沼海浜公園)

#### ア 幕張海浜公園

当公園には、プロ野球の千葉ロッテマリーンズが本拠地としている千葉マリンスタジアムがあり、駐車場及び進入路をはじめ、球場周辺の園路や污水管等が被災した。

プロ野球開幕戦となる4月12日までに野球観戦に訪れる利用者の交通手段を確保しなければならなかったことから、応急仮工事を実施した。

また、球場を含め園内から流入してくる污水管も使用不能な状況となっており、これについても応急的に仮復旧を実施した。

球場の設置者である千葉市をはじめ、千葉ロッテマリーンズ、バス会社、タクシー協会等と協議し、駐車場については、バス利用限定とし、一般車両の入場については、本復旧の完了後とした。



写真 3-12-15 応急仮復旧工事状況



写真 3-12-16 応急仮復旧工事状況

## イ 蓮沼海浜公園（応急本工事：公園災害復旧事業）

当公園には、地域最大級のレジャープールである「蓮沼ウォーターガーデン」があり、毎年夏のオープン期間中は多くの利用者が訪れるが、津波により造波プールの機械室が水没するなどして造波機械が被災し使用不能となった。

7月16日にオープンが控えており、災害査定を受けるよりも前に復旧を開始する必要があったことから、応急本工事により復旧することとした。

工事は5月25日に着手、7月12日に完了し、当初の予定通り7月16日にオープンすることができた。

## 5 下水道

### (1) 応急復旧の状況

公共下水道施設の被災は、液状化によるマンホールの浮上や、管渠の浮上及び沈下等に加え、管内に土砂が堆積し、流下能力が著しく阻害されたことから、応急復旧に多くの時間を要した。

通常、各下水道管理者において早急に行わなければならないことは、車道部で突出したマンホールの処理、住宅街等における仮設トイレの設置や下水道使用制限の周知を行うとともに、仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保やバキューム車による管内滞留物の吸引などである。

しかしながら、今回多くの被災箇所では、広範囲に渡り管内に土砂が堆積し固化した状態であり、応急復旧として管内堆積土砂等の除去作業が必須であったため、高圧洗浄車による洗浄とバキューム車による吸引を併用した作業により、仮復旧までに最大で35日を要した。



写真 3-12-17 仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保



写真 3-12-18 仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保



写真 3-12-19 マンホール浮上状況



写真 3-12-20 高圧洗浄車による洗浄と  
バキューム車による吸引作業

## 6 県営住宅

応急復旧については、千葉県住宅供給公社と、被害状況や復旧計画・方針について協議をおこなった。その上で生活上支障が出る箇所や危険な箇所について、千葉県住宅供給公社により応急復旧処置を緊急性の高いものから順に31団地において行った。

応急復旧内容としては、舗装補修、インターロッキング補修、ポンプ基礎傾きジャッキアップ、液状化の砂収集・飛散防止処理、アプローチ等の段差・亀裂解消、U字溝補修、エキスパンションジョイント補修、受水槽水漏れ補修、配管補修等を実施した。

4月にも現地調査を行い、度重なる余震で被害が拡大していないか調査確認し、応急復旧並びに本格的な復旧に向けての方針を決定した。

復旧については、県で行っており、平成24年12月31日時点ではほぼ完了している。

定期的に千葉県住宅供給公社によって経過観察を行い、情報を集め、追加が出た場合については、その都度協議を行い対応している。

当初応急復旧としていたものの、応急復旧の範囲を超える被害状況の拡大や詳細がその後の調査で確認された場合にも協議を行い、応急復旧範囲と本復旧範囲を分割して、緊急性の高い部分を優先して行うことで、住民の安全を優先させている。

i) 海浜幕張県営住宅（千葉市美浜区）・・・舗装一部沈下・破損



写真3-12-21 被害状況



写真3-12-22 応急復旧後

ii) 浦安高洲県営住宅（浦安市）・・・インターロッキング破損



写真3-12-23 被害状況



写真3-12-24 応急復旧後

iii) 横芝大島県営住宅（横芝光町）・・・浄化槽廻り陥没



写真3-12-25 被害状況



写真3-12-26 応急復旧

iv) 海浜検見川県営住宅（千葉市美浜区）・・・グレーチング破損



写真3-12-27 被害状況



写真3-12-28 応急復旧後

v) 実籾県営住宅（習志野市）・・・エキスパンションジョイント破損



写真3-12-29 被害状況



写真3-12-30 応急復旧後

vi) 菊間第七県営住宅（市原市）・・・雨水管破損



写真3-12-31 被害状況



写真3-12-32 応急復旧後

vii) 我孫子新木県営住宅（我孫子市）・・・アプローチ段差・ひび割れ



写真3-12-33 被害状況



写真3-12-34 応急復旧後

viii) 豊里県営住宅（銚子市）・・・U字溝破損



写真3-12-35 被害状況



写真3-12-36 応急復旧後

ix) 野田中野台県営住宅（野田市）・・・ブロック塀破損



写真3-12-37 被害状況



写真3-12-38 応急復旧後

### 7 土地造成整備事業関連施設

土地・道路及び護岸施設等では、千葉市、浦安市、船橋市、習志野市及び市原市で車道や歩道等の隆起、陥没、雨水・污水管等の破損が発生したが、平成23年3月中に応急復旧を実施し、その後、測量・調査を行った上で、平成23年度中に本復旧が完了した。

表 3-12-1 土地造成整備事業関連施設の復旧状況

市町村名	施設名等	箇所数	被害額（千円）	応急復旧完了日
千葉市	道路	14	179,070	3月19日
習志野市	道路	2	315,300	3月15日
船橋市	道路	1	65,900	3月26日
浦安市	道路	6	1,451,960	3月19日
千葉市	公園緑地	1	44,560	3月30日
千葉市	一般廃棄物処理施設	1	50,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
船橋市	護岸・突堤	1	176,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
船橋市	下水道	1	190,137	応急対応中
浦安市	公園緑地	1	96,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
浦安市	下水道	2	757,526	本復旧で対応 (8月31日現在)
市原市	防波堤等	1	26,500	3月25日

### 8 工業用水道

管路施設では、市川市、船橋市、習志野市及び市原市内の計17ヶ所で配水管から漏水が発生し、浄水施設等では、千葉市、習志野市、佐倉市、市原市、君津市における浄水場及び給水場等において壁の亀裂等が発生したが、給水には支障なく運転を継続した。

管路からの漏水は4月6日までに全ての箇所の応急復旧が完了した。

表 3-12-2 工業用水道関連施設の復旧状況

地区名	施設名等	被害状況	被害額 (千円)	復旧状況	備考
房総臨海	配水施設	東電鉄塔下配水管空気弁漏水	400	H24年3月復旧完了	
		椎津水管橋空気弁漏水	600	H24年3月復旧完了	
		石川水管橋漏水	500	H24年3月復旧完了	
		明光水管橋漏水	500	H24年3月復旧完了	
	袖ヶ浦 浄水場	沈殿池傾斜板設備損傷	20,000	H26年度以降復旧予定	H24年3月発見
	皿木分場	沈殿池傾斜板空気洗浄配管破損	4,000	H26年度以降復旧予定	H24年3月発見

地区名	施設名等	被害状況	被害額 (千円)	復旧状況	備考
五井市原	郡本 浄水場	N0.1、2フラッシュミキサーの 損傷により運転不能	2,000	H23年11月復旧完了	
	山倉ダム	地震データ収録システムの 不作動	8,000	H24年1月復旧完了	
五井姉崎	佐倉 浄水場	電気室及び送水ポンプ棟の 床等に亀裂	1,000	H24年3月復旧完了	
		濃縮槽可動トラフの損傷	2,000	H24年3月復旧完了	
		横流沈澱池地下歩廊継目より 漏水	2,000	H24年3月復旧完了	
		凝集剤貯留タンクの アンカー部の損傷	10,000	H24年3月復旧完了	
		横流沈澱池阻流板の外れ	9,000	H24年3月復旧完了	
		取水口付近護岸が河川側へ傾く	1,000	H24年3月完了	調査設計委託費
		同上	24,664	H25年3月完了予定	工事費
		薬注室前タタキに段差	1,000	H24年3月復旧完了	
		取水ポンプ室硝子破損他	1,000	H24年3月復旧完了	
	送水施設	I期送水管路路面陥没	500	6月復旧完了	
東葛・ 葛南	南八幡 浄水場	沈澱池整流壁に傾き	33,467	8月応急復旧完了、H24～ 25年度で本復旧	応急工事費、設計 委託費、補修工事費
	配水施設	配水管漏水	14,000	応急復旧	13ヶ所
			4,578	H23年8月舗装本復旧完了	3ヶ所
			8,096	H24年4月舗装本復旧完了	10ヶ所
習志野 給水場	場内沈下	193	H23年11月完了		
木更津 南部	人見 浄水場	1号配水池のコンクリート継目 から漏水	2,000	経過観察中	
千葉	印旛沼 浄水場	取水ポンプ室付属施設基礎沈下、 建屋外壁割れ他	14,500	H24年3月復旧完了	JFEとの共同 施設のため千葉県 負担分 (水量比)
	間野台 調圧塔	サージタンク漏水(少量)、階段 の柵手すり破損	14,000		
	宮崎 給水場	配水池の目地等から漏水(少量)、 外壁にひび割れ	6,000		
計			184,998		



## 第13節 農林水産業関連の応急・復旧と支援

### 1 復旧支援

農林水産業においても、農地の液状化や産業の基盤となる土地改良施設や漁港などのインフラ施設で大きな被害が発生したことから、被災市町村や被災事業者の要望に配慮しつつ、被害の状況に応じて農業用施設や漁港、共同利用施設等の早期復旧を進めてきた。

表 3-13-1 農林水産業施設の主な被害内容及び復旧状況（平成24年12月31日現在）

被害内容		復旧対応状況	今後の予定等
土地改良施設 2,337ヶ所 (水路、農道、揚・排水 機場の損壊など)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業による復旧工事を県・市町村等で実施中であり、平成23年度末までに約4割が完了した。</li> <li>・平成24年産の水稻作付けに支障のないよう、用水の復旧を優先的に実施した。 (香取市石納地区は、仮設ポンプを設置し、排水路から水をくみ上げて対応した。)</li> </ul> <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年産の水稻作付けに間に合うよう、用水路等の応急工事を実施したが、用水の確保ができず、318haで水稻作付けを断念した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業採択箇所については、24年度末までに8割、25年度末までに全て完了予定。</li> <li>・香取市石納地区（水田約48ha）の用水路復旧は、復興交付金事業として液状化対策を含めて実施する。</li> </ul>
農業集落排水施設 15地区 (マンホールの隆起、管路の蛇行、舗装損壊)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に支障がないよう直ちに復旧工事を実施し、11地区は完了した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の大きい香取市4地区で復旧工事を実施し、平成25年度内に完了予定。</li> </ul>
水田	津波による 塩害 663ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24年の水稻作付けまでに農業用水を利用した除塩作業を実施した。</li> </ul> <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術対策の周知・指導により、農業用水を利用した除塩作業を実施した結果、650haで水稻を作付けた。</li> <li>・13haで水稻作付けを断念した。</li> </ul>	(復旧済み)
	液状化740ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の甚大な利根川沿岸地域(香取市、神崎町)では、自力復旧のほか、災害復旧事業で対応した。</li> </ul> <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・49haで水稻作付けを断念した。 (香取市石納地区、香北地区等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香取市石納地区（水田約48ha）の用水路復旧は、復興交付金事業として液状化対策を含めて実施する。</li> </ul>

被害内容	復旧対応状況	今後の予定等
園芸用ハウス 65ヶ所 (約10ha) (津波による倒壊、地震による損壊)	・被災した園芸用ハウス約10ha復旧した。	(復旧済み。)
畜産物の廃棄 原乳 383t (地震による停電の影響)	・計画停電に備え、酪農家への発電機導入(209台)を支援した。	・事業要望農家の全てに発電機が導入され、計画停電時の危機管理体制が整備済み。
海岸県有保安林 32ヶ所 (31ha) (防風柵の倒壊、植栽木の流失・冠水など)	・倒壊した防風柵の撤去、防風ネットの復旧、護岸工など、緊急性の高い箇所から復旧に着手した。	・24年度末時点で23ヶ所復旧し、他に5ヶ所が一部復旧する予定。 ・植栽箇所は、植栽適期を勘案し、今後3年程度で復旧完了予定。
漁港 14漁港 (航路・泊地の埋そく、防波堤の沈下など)	・航路確保のためガレキ除去などの応急工事を実施し、ほぼ1か月で、全ての漁港が利用可能となった。 ・13漁港で復旧完了した。(銚子、片貝、勝浦、太東、和田、千倉、乙浜、富崎、岩和田、市川、浦安、飯岡、栗山川)	・外川漁港で復旧中。 (25年5月末までに完全復旧見込み)
漁船 405隻 (転覆、乗り上げなどによる損壊)	・復旧対応済み397隻。 (復旧済み364隻、持ち船整理等による廃船33隻) ・その他8隻は応急措置等に対応している。	(復旧済み)
漁協等の共同利用施設 142施設 (市場、冷蔵庫など)	・復旧済み115件。 ・その他27件は、応急措置等に対応している。	(復旧済み)
水産加工業者の施設 49社 (加工場、冷凍庫など)	・施設は復旧済み。(経済産業省の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に採択)	(復旧済み)
ノリ養殖施設 224施設 (津波による損壊)	・損壊した資材の更新により、養殖は例年どおり9月中旬から開始。	(復旧済み)

表 3-13-2 復旧支援の状況（平成 24 年 12 月 31 日現在）

区 分	支援内容（H24. 5. 31時点）	今後の予定等
金融支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災により影響を受けた農業者・漁業者に対して、再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を無利子で融資した。</li> <li>（東日本大震災農業対策資金24件、約73百万円貸付実施、東日本大震災漁業対策資金3件、約14百万円貸付実施）</li> </ul>	
技術指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩害対策や水稻の作付けが遅れた場合の栽培方法などを技術指導した。</li> </ul>	
支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化による用水路被害が甚大であった香取地域において、香取農業事務所に「復旧支援課」を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き復旧支援課において、香取地域の農業用施設の早期復旧を図る。</li> </ul>

## 2 調査研究

国と協力して農地土壌の放射性セシウム濃度モニタリング調査実施し、分布図を作成した。

また、(独)農業・食品産業技術総合研究機構や他県と共同で国の委託研究などにより、サツマイモ、ホウレンソウなどの野菜類12品目、ユズなど果樹類5品目、その他米や茶など合計23品目について、セシウム吸収抑制対策や実証試験を実施した。

## 第14節 各県立病院の応急・復旧状況

地震により、一部の県立病院では、一時的な断水や停電、建物・設備等への被害が発生したが、診療に大きな影響はなく、これらの被害に対しては、応急修繕を実施した上で、復旧工事を進めた。

表3-14-1 各県立病院の主な被害と復旧状況（平成24年12月31日現在）

施設名	被害状況	復旧状況
がんセンター	・西病棟の壁面に亀裂	H23. 11復旧
救急医療センター	・水道管の破損による給水量低下があり、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 12復旧
	・本館と他棟との接続部が破損	H23. 3応急修繕、H23. 7復旧
	・排水、雨水管等破損	H23. 7復旧
	・駐車場等で液状化発生	H23. 8復旧
精神科医療センター	・水道の使用量が通常時の7、8割程度に制限され、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 16復旧
	・駐車場等で液状化発生	H23. 7復旧
こども病院	・天井の一部破損	H23. 3復旧
循環器病センター	・復旧工事等を要する被害なし	
東金病院	・停電し、復旧までの間、自家発電装置で対応	H23. 3. 12復旧
	・天井等に亀裂	H23. 7復旧
佐原病院	・停電し、復旧までの間、自家発電装置で対応	H23. 3. 12復旧
	・水道が使用不能になり、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 16復旧
	・下水道が使用不能になり、復旧までの間、簡易トイレやバキュームカーで対応	H23. 3. 18復旧
	・本館の水漏れ、天井の破損	H24. 11復旧
	・ボイラー排煙突中間部破損	H24. 11復旧
	・駐車場等で液状化発生	H23. 11復旧

## 第15節 医療・社会福祉関係施設の復旧と支援

### 1 医療施設等の災害復旧に対する支援

国の一次補正予算において、医療施設の災害復旧費に対する補助制度が創設され、県内の15の医療施設等の災害復旧費に対する支援（補助）が行われた。（国の直接補助）

なお、公的医療機関について、補助率が1/2から2/3に引き上げられたことから、公的医療機関以外の医療施設等について、県で上乗せ（1/6）補助を実施した。

#### (1) 対象施設

- ・ 公的医療機関 3施設（補助率 国2/3）
- ・ 上記以外の医療機関等 14施設（補助率 国1/2、県1/6）  
※医療機関12、看護学校2

#### (2) 補助額

- ・ 国による直接補助 17施設計 16,199千円
- ・ 県による上乗せ補助 14施設計 13,186千円

### 2 社会福祉施設等災害復旧事業

地方公共団体、社会福祉法人、医療法人等が設置した、保護施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所、介護老人保健施設等の災害復旧事業の一部を補助した。（県有施設を除く。）

施設種別	件数	補助金額
地域福祉センター	2	—
救護施設	1	—
保育所	50	—
子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブ）	3	—
特別養護老人ホーム	23	—
軽費老人ホーム	12	—
老人短期入所施設	11	—
老人デイサービスセンター	8	—
老人福祉センター	5	—
認知症高齢者グループホーム	4	3,533千円
養護老人ホーム	1	15,018千円
地域包括支援センター	1	699千円
生活支援ハウス	1	7,188千円
介護予防拠点	1	1,912千円
障害福祉サービス事業所	10	25,803千円
共同生活介護・共同生活援助事業所	7	23,723千円
障害者支援施設	6	19,617千円
知的障害者更生施設	5	35,337千円
知的障害者入所授産施設	1	4,483千円
知的障害児通園施設	1	811千円
肢体不自由児施設	1	780千円
重症心身障害児施設	1	13,446千円

施設種別	件数	補助金額
身体障害者福祉センター	1	1,582千円
老人デイサービスセンター	3	7,151千円
老人短期入所施設	1	31,416千円
介護老人保健施設	17	45,118千円

※事業実施中等により補助額が確定していないものについては補助金額欄にーと記載

また、平成21年度に国の交付金を受けて造成した「千葉県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」により、民間事業者が設置した、老人福祉施設の災害復旧事業の一部を補助した。

施設種別	件数	補助金額
認知症高齢者グループホーム	7	17,257千円
小規模多機能型居宅介護事業所	2	5,319千円
認知症対応型デイサービスセンター	1	2,401千円

### 3 子育て支援事業設備等復旧支援事業

被災した子育て関連施設について、当事業の復旧に要する初期契約費用（礼金・手数料）、再開等準備費用の一部に対し補助を行った。

施設種別	件数	補助金額
放課後児童健全育成事業	8	1,315千円

### 4 医療施設耐震化臨時特例整備事業

平成21年度に造成し、平成22年度に積み増しを行った「千葉県医療施設耐震化臨時特例基金」等を活用して、県内14医療機関の耐震化工事に対する支援（補助）を実施した。

(1) 補助対象 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関

(2) 補助基準額

ア 災害拠点病院・救命救急センター

基準面積 $8,635\text{m}^2 \times 276\text{千円}/\text{m}^2 = 2,383,260\text{千円}$

イ 二次救急医療機関

基準面積 $8,635\text{m}^2 \times 165\text{千円}/\text{m}^2 = 1,424,775\text{千円}$

(3) 補助率

ア 災害拠点病院・救命救急センター 0.7

イ 二次救急医療機関 0.33~0.6

(4) 補助額 5,342,366千円（予定）

### 5 社会福祉施設における非常用自家発電機設置費補助事業（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等・障害者支援施設等）

人工呼吸器等による呼吸管理や体温調整が必要な者が入所している施設に対し、非常用自家発電機の設置経費の一部補助

施設種別	件数	補助金額
介護老人保健施設	38	24,892千円
特別養護老人ホーム等	93	36,995千円
障害者支援施設等	25	83,504千円

## 6 医療施設の自家発電装置の整備に対する支援

国の平成23年度3次補正予算で災害拠点病院の自家発電設備の整備に対する補助が措置されたことから、災害拠点病院1病院に対して、自家発電設備の整備に対する補助が行われた。(国の直接補助)

- (1) 補助対象先 災害拠点病院
- (2) 補助基準額 145,381千円
- (3) 補助率 国1/3
- (4) 補助額 28,000千円

また、救急患者の受入れや手術等のために常時電力を必要とするにも関わらず、自家発電装置を有していない救急病院の電力確保を支援するため、自家発電装置の整備に対する県単独の補助を実施した。

- (5) 補助対象先 自家発電装置を有しない救急病院（救急告示病院＋病院群輪番制病院）
- (6) 補助基準額 契約電力 (kw) ×1/2×250千円=145,381千円
- (7) 補助率 県1/3
- (8) 補助額 10,641千円

## 7 災害拠点病院の設備整備に対する支援

国の平成23年度3次補正予算において、災害拠点病院が災害発生時等の診療機能維持のために実施する自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム (DMAT) の活動体制強化を図るための応急用医療資機材等の整備に対する補助制度が創設されたことから、県内の12の災害拠点病院に対する支援(補助)が行われた。(国の直接補助)

- (1) 補助対象 災害拠点病院（公立病院を含む）12病院
- (2) 基準額
 

衛星電話	アンテナ設置型	1病院あたり	741千円
	DMAT携帯型	1チームあたり	588千円
医療資機材	応急用	1病院あたり	4,000千円
	DMAT携行用	1チームあたり	3,000千円
- (3) 補助率 国1/2
- (4) 補助額 21,370千円

## 第16節 商工業関連の応急・復旧と支援

### 1 雇用面での支援、商工業・観光業者等の復旧に係る支援

#### (1) 平成22年度予算の補正（知事専決処分）による応急的な対応

##### ア 県内中小企業に対する資金繰り支援

##### (ア) 利子補給に係る債務負担行為の追加

直接的な被害を受けた中小企業の再建を支援するため、セーフティネット資金（災害緊急対策）を創設するとともに、県独自の利子補給を実施するため、債務負担行為の追加（融資枠50億円）を実施した。

#### (2) 平成23年度5月補正予算による応急的な対応等

##### ア 雇用面での支援

##### (ア) 新卒未就職者人材育成事業

新卒未就職者を対象に、基礎的な研修を実施するとともに、県内中小企業等において職場実習を行い正規雇用としての就職促進を図る。

〔これまでの取組み〕

平成23年度第2期の参加者定員について、補正予算により震災対応として90名増員し200名とした。

##### (イ) 雇用企業開拓員事業

失業者を雇用企業開拓員として雇用し、雇用された雇用企業開拓員が企業訪問等により求人情報・企業情報の掘り起こしを行う。

〔これまでの取組み〕

被災者等への就労支援として、雇用企業開拓員事業のスキームを活用し、被災者を優先的に採用し、企業訪問等により収集した被災者向け求人情報を「ハローワーク」などの就業支援機関に提供した。

また、これらの求人情報を活用した合同就職面接会の開催等により、被災者の就労支援を促進した。

##### イ 商工業・観光業者等への支援

##### (イ) 中小企業組合等共同施設災害復旧費補助金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第14条に基づき、事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助した。

平成23年度 交付先：協同組合東金ショッピングセンター  
補助額：4,619千円

##### (ロ) 組合施設等災害復旧費補助金

東日本大震災により被災した中小企業組合等が実施する災害復旧事業に要する経費を補助した。

平成23年度 交付先：県南畜産処理事業協同組合、  
市川表面処理協同組合  
補助額：7,127千円



平成24年度 交付先：船橋機械金属工業協同組合  
補助額：42,113千円

(ウ) セーフティネット資金（震災復興枠）利子補給

セーフティネット資金の震災復興枠を活用し、被災した施設や設備等の復旧を行う中小企業に対して、借入負担を軽減し、被災施設等の復旧を促進するため利子補給（1.15%）を実施した。

平成24年3月31日借入実行分まで対象

利子補給対象：255件、3,712,946千円

(エ) 千葉県がんばる商店街復興支援事業補助金

東日本大震災の影響により、直接被害を受けた災害救助法適用地域の8市町にある商店街や商店等を支援し、地域経済の早期復興を図るため、施設・設備の整備に対し補助した。

a 補助対象事業（平成23年度5月補正予算額：26,000千円）

(a) 施設整備事業（ハード事業）

災害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の整備事業や集客回復を目的とした商店街施設の整備事業に対して補助する。また、商店街のLED街路灯設置等、節電対策のための施設・設備の整備に対して補助する。

(b) 集客回復事業

震災の影響により売上げが減少した商業団体が行う集客回復のための取組に対して補助する。

b 補助実績

施設整備事業 3事業 15,444千円

集客回復事業 6事業 9,312千円

計 9事業 24,756千円

(オ) 立地企業補助金（災害復興支援）

立地企業補助金（災害復興支援）は、東日本大震災により被災した企業の工場等の移転等に係る負担を軽減し、速やかな復興を支援するために創設した。

補助制度の概要は、被災した工場等が県内工業団地等に移転する場合等、投下固定資産額が5,000万円以上の投資に対し、当該投下固定資産額の3%を補助するものである。

平成23年度に2件認定し、同年度中に1件（2,548千円）交付した。残り1件は平成24年度中に交付予定である。

(カ) 諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行

東日本大震災以降、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国において日本から輸出される食品について証明書の発行が求められており、このような状況に対応するため、県では、国の要請に基づき、諸外国・地域向けに輸出される食品について証明書の発行を実施している（平成23年4月7日～）。

## 2 県有施設等の応急・復旧

### (1) 平成22年度予算の補正（知事専決処分）による応急的な対応

#### ア 産業支援技術研究所

機器分析室の天井からの漏水及び庁舎の壁面、床面の亀裂等により被害額1,909千円であった（応急復旧完了日 H23.6.22）。

#### イ 幕張メッセ

国際展示場ホール床の亀裂・段差、駐車場液状化による噴砂等により被害額421,000千円であった（応急復旧完了日 H23.7.11）。

#### ウ サンライズ九十九里

宿泊棟のエキスパンション部分の破損、プール棟の柱・壁の亀裂等により被害額35,000千円であった（応急復旧完了日 H23.3.13、復旧完了日 H24.3.25）。

### (2) 平成23年度5月補正予算による応急的な対応

#### ア 東葛テクノプラザ

建物の亀裂、硝子の損傷、エレベーターのレール破損等により被害額18,167千円であった（応急復旧完了日 H24.3.15）。

#### イ かずさアカデミアホール

ホールのロビー・メインホール天井一部落下、非常用発電設備故障、構内道路段差により被害額26,519千円であった（復旧完了日 H24.2.22）。

### (3) 平成22年度の予算流用及び平成23年5月補正予算による応急的な対応

#### ア 高等技術専門校

6校中3校で建物の一部に亀裂等により被害額2,828千円であった（応急復旧完了日 H23.9.15）。

#### イ かずさDNA研究所

天井一部落下、各棟接続部の亀裂・損傷等により被害額856千円であった（応急復旧完了日 H23.7.19）。

## 第17節 教育関連の施設等の応急・復旧と支援

### 1 授業の実施等

(1) 県立高等学校及び中学校

校舎の修繕や設備の整備を進め、新学期から現校舎で授業実施した。

但し、県立浦安南高校については、地盤沈下など大きな被害があり、安全な教育活動を続けることが困難な状況であったため、4月から概ね6か月程度、旧県立船橋旭高校に一時移転して授業実施した。

(2) 県立特別支援学校

校舎の修繕や設備の整備を進め、新学期から現校舎で授業実施した。

(3) 市町村立小中学校及び特別支援学校(千葉市立を除く)

校舎の修繕や設備の整備をすすめ、新学期から授業実施した。

ア 始業式…全校で計画どおり実施した。

イ 入学式…ほとんどの学校で計画どおり実施した。ただし、体育館の被害等により小学校1校が日程の変更、小学校4校・中学校4校は会場・時間等を変更して実施した。

ウ 授業予定…全ての学校で平常どおり実施した。ただし、香取市立新島中学校1校は、授業内容は平常通りだが、校舎が使用できないため近隣小学校の校舎を使用した。

(4) 県民向け教育機関

利用者の安全確保及び節電等に留意しつつ、全ての教育機関がサービスを提供している。なお、総合スポーツセンター、総合スポーツセンター東総運動場、国際総合水泳場については、施設の一部の閉鎖や、利用時間を制限した施設もあった。

(5) 予算措置

ア 3月補正予算の主な内容

地震により被害を受けた県立高等学校等の修繕 444,700千円

イ 5月補正予算の主な内容

(ア) 県立高等学校災害復旧事業【新規】 777,000千円

地震により被害を受けた県立高等学校12校の校舎及びグラウンドの復旧

(イ) 社会教育施設等災害復旧事業 180,100千円

(既定予算と合わせ205,658千円)

地震により被害を受けた博物館、図書館などの社会教育施設等の復旧

(ロ) 体育施設災害復旧事業 61,000千円

(既定予算と合わせ102,500千円)

地震により被害を受けた総合スポーツセンター及び国際総合水泳場の復旧

(エ) 浦安南高校通学費助成【新規】 3,000千円

被災により仮校舎に通学することになった県立浦安南高校の生徒に対し、通学費の増額分について助成

ウ 6月補正予算の主な内容

総合スポーツセンター野球場災害復旧事業 6,400千円  
(既定予算と合わせ11,400千円)

余震により被害が拡大した総合スポーツセンター野球場の復旧

エ 9月補正予算の主な内容

(ア) 被災者雇用緊急事業【新規】 42,670千円

地震により被災された方に、当面の就業機会を提供し、生活再建に向けての第一歩となる支援を行うため、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、県の非常勤職員として採用した。

(イ) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業【新規】 63,622千円

市町村が実施する就園、就学支援事業への助成等をした。

(ウ) 被災文化財再建支援事業 1,790千円

地震により被害を受けた文化財について、復旧に必要な経費を助成した。

## 2 県内の被災児童生徒の就学支援等

(1) 被災した児童生徒の教科書等を確保した。

教科書給付を決定した児童生徒数 41名

(2) 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ及び県立高等学校に係る入学検査料・入学料を減免した。

公立小学校（千葉市立を含む）への受入れ決定児童数 2名

公立中学校（千葉市立を含む）への受入れ決定生徒数 0名

県立高校・特別支援学校への受入れ決定児童生徒数 0名

合計 2名

(3) スクールカウンセラーの被災地への緊急派遣

派遣期間	派遣対象校	派遣総時間数
3月16日～3月25日	小学校・・・2校 中学校・・・1校	46時間
4月7日～5月31日	小学校・・・18校 中学校・・・5校 高等学校・・・7校	500時間
6月13日～10月31日	小学校・・・10校 中学校・・・5校 高等学校・・・4校	560時間

## 第18節 災害廃棄物等の処理

### 1 災害廃棄物とその特徴

災害廃棄物は、地震や津波、風水害などの自然災害に伴って、倒壊した家屋のがれきや家財道具、浸水し使用不能となった家財道具や衣類、家電製品や粗大ごみ、生活系ごみなどである。これらの災害廃棄物は家庭から発生する生活系ごみと同じ一般廃棄物として被災地の市町村による処理が行われることになるが、その性状や形状は住宅やビル等の建設系の解体現場から発生する産業廃棄物と類似している。

また、災害廃棄物は生活していた状態が渾然一体となった状態で発生することから、危険物や環境汚染が懸念されるものも含まれている。



<搬入時の状況>



<危険物>

写真：(社)千葉県産業廃棄物協会

写真 3-18-1 渾然一体となっている災害廃棄物

### 2 千葉県の被災状況

県内の津波、液状化の被害により発生した建物被害は、6万棟以上にのぼり、災害廃棄物と津波堆積物の発生量は合わせて約14万8千トンと推定（平成24年12月末現在）されている。このうち約14万トンの災害廃棄物等が仮置場に搬入され、既に12万9千トンの処理が完了している。

特に、津波による被害が甚大だった旭市では、平常時の約3年分に相当する約8万トンもの災害廃棄物が発生した。

### 3 災害廃棄物の処理体制

災害廃棄物は、大規模な災害発生時には一時期にあらゆるものが混ざった状態で大量に発生することから、被災市町村単独での処理は難しく、他の市町村の処理施設や産業廃棄物処理施設において処理を行うなどの協力が必要になる。

そのため、県では「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」を策定し、市町村に震災時の廃棄物処理体制の整備を促すとともに、災害発生時に速やかな復旧が進められるよう関係団体と廃棄物処理等の協力体制を整備し、被災地

の復旧・復興を支援している。

被災市町村が単独でのごみ処理事業等を維持することが難しい場合に、県内の市町村間で相互に協力し合い処理を行う「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」のほか、大量の災害廃棄物の処理など市町村が独力では対処できないときに、(社)千葉県産業廃棄物協会(以下「産業廃棄物協会」という。)の支援協力で収集、運搬、処理、処分などを産業

廃棄物処理業者によって行う「地震等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定」や、災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災家屋の解体、撤去などを千葉県解体工事業協同組合の支援協力で行う「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定」、さらに、し尿や浄化槽汚泥の収集について(社)千葉県環境保全センターの支援協力で行う「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しており、官民一体となった支援体制を整備している。

これらは、阪神・淡路大震災を教訓として整備したものである。

#### 4 災害廃棄物の処理方針

ありとあらゆるものが混ざった状態の災害廃棄物の処理は、直接埋め立てるのではなく、廃棄物の種類ごとに徹底した分別を行い、それぞれの特性に応じ、適切なりサイクルを優先して、できる限り資源としての有効活用をすることを処理方針としている。これにより、最終処分量の削減とともに、処理コストの低減を図ることになる。

#### 5 災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、それぞれの被災市町村が災害廃棄物処理を実施したが、平常時のごみ発生量の約3年分もの災害廃棄物が発生した旭市では、広域的な処理体制が生まれ、処理が実施されたので、その取組を紹介する。

単独での処理が困難な旭市では、市町村間相互応援協定を活用するとともに、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき産業廃棄物協会の協会員らによる仮置場の管理、災害廃棄物の分別作業、搬出、処理・処分に至るまでの処理が実施された。

##### (1) 仮置場への搬入

震災直後から旭市によって仮置場が設置され、早期の復旧・復興に向けた作業が開始されていたが、協定に基づく産業廃棄物協会の協力によって

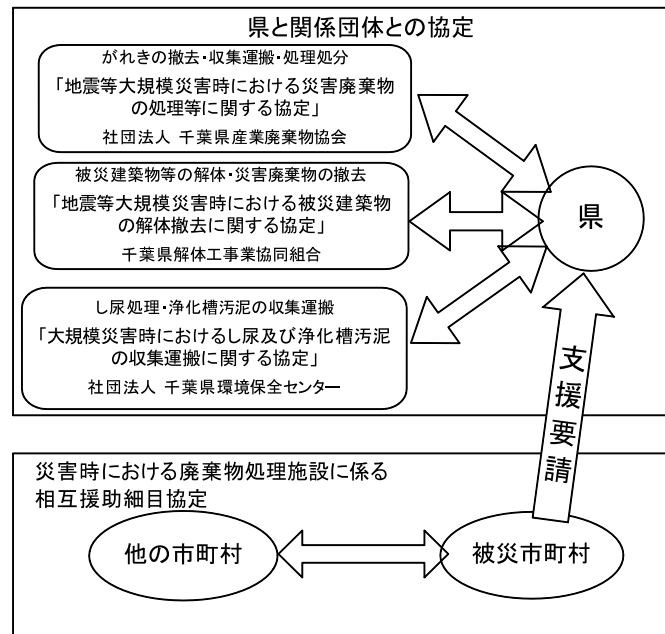


図 3-18-1 災害廃棄物の処理体制

「旧海上中学校跡地」、「飯岡野球場」、「野中」、「飯岡漁港用地（県有地）」、「海上野球場」、「岩井（県有地）」の6ヶ所の仮置場で分別作業などが進められた。当初、「市営駐車場」仮置場も設置されていたが、立地条件から現地での作業に支障があったため、仮置場に受け入れた災害廃棄物を他の仮置場へ移動し閉鎖した。

また、現在も被災家屋の解体作業が続いていることから、新たに発生する廃棄物の仮置場として「岩井（市有地）」仮置場が平成24年5月に新たに設置され、旭市による作業が行われている。



写真 3-18-2 仮置場の設置状況

## (2) 分別・再資源化

災害廃棄物を、できる限り資源として有効活用を図るためには、仮置場で徹底した分別を行った上で、破砕や焼却などの中間処理施設への運搬、中間処理、最終処分といった一連の作業が必要であることから、日頃、これら一連の作業を業務として行っている産業廃棄物処理業者約80社が協定に基づく支援に協力するとともに、市町村間の相互協定に基づき、千葉市、市川市、市原市の3市の協力で、畳や布類等の可燃物の焼却処理が実施された。

震災直後は主に津波被害による混在した状態の災害廃棄物が仮置場に大量に搬入されていたが、時間の経過とともに、発生場所で、ある程度分別された災害廃棄物が搬入されるようになってきた。仮置場では、試行的な重機（バックホウ）を用いた分別や、作業員の目視と手作業による分別などから始まり、機械式のふるい（トロンメル）などが導入され、徐々に、仮置場内での分別作業が本格的に稼働していった。試行錯誤を繰り返す中で、仮置場での受入れのルール、選別・分別の方法や現場の管理手法などが構築され、がれき類、木くず、繊維くず、金属くず、プラスチック類、可燃くず、廃家電、危険物などに細かく徹底した分別が実施されたことで、資源化施設で処理された木材チップや再生砕石など、多くは資源として有効活用された。

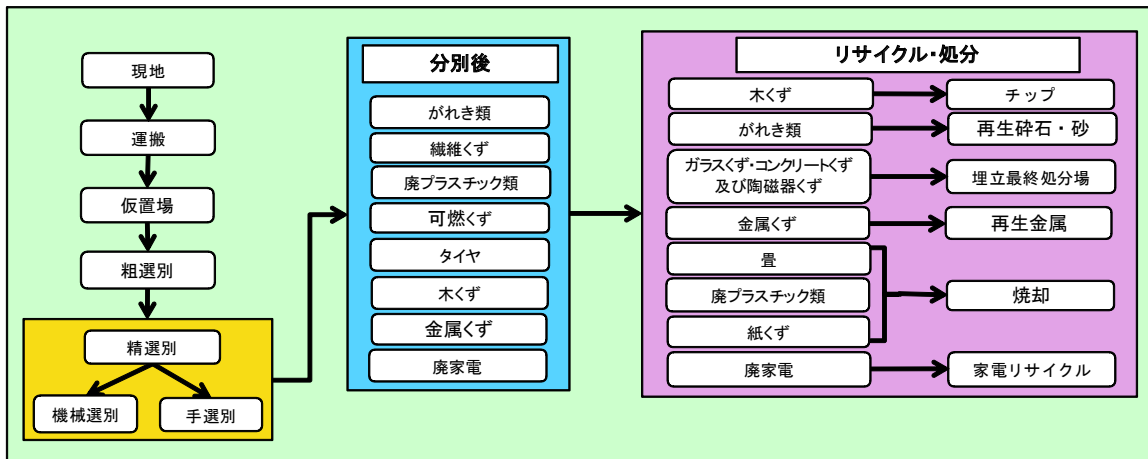
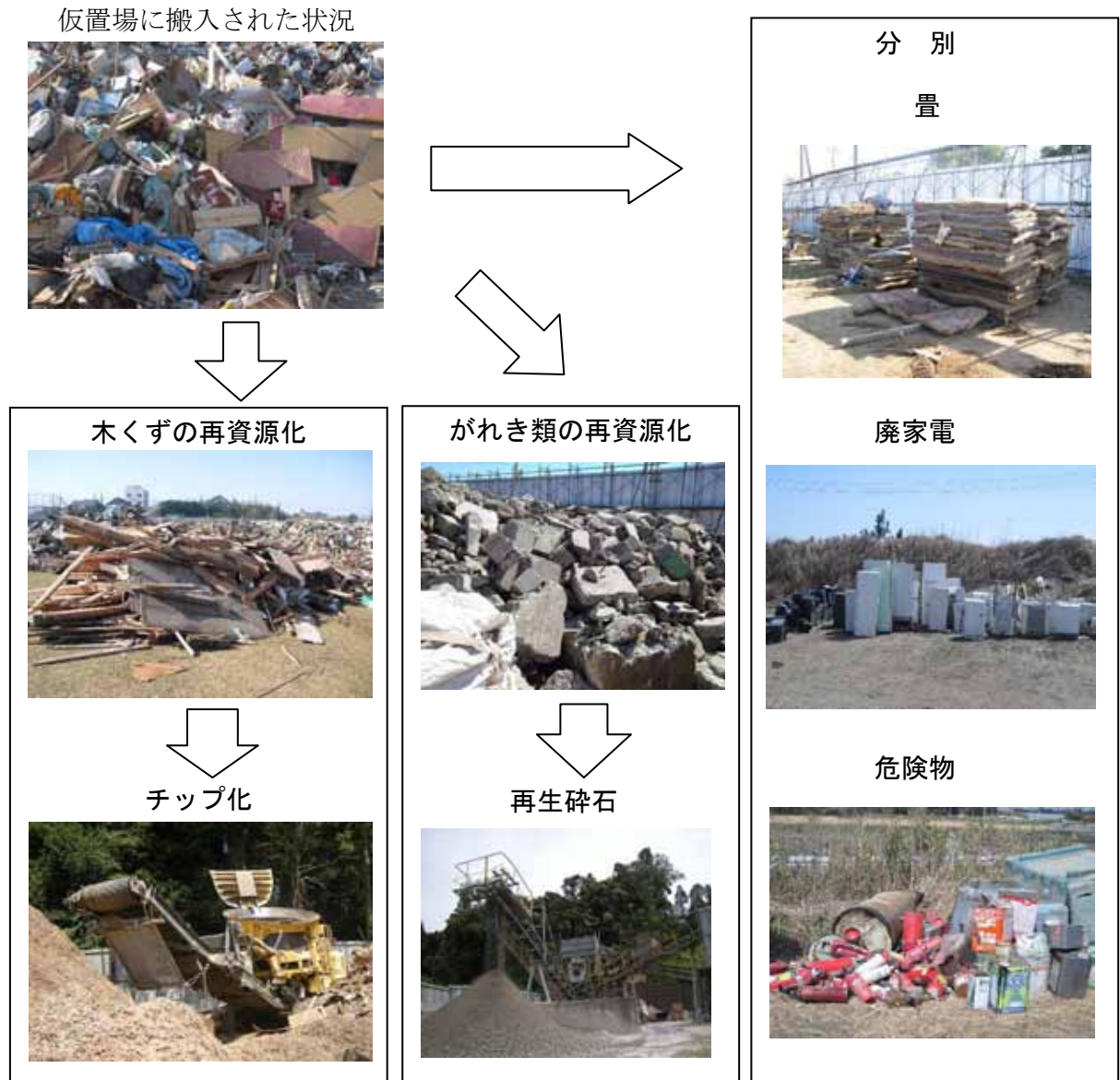


図 3-18-2 旭市における災害廃棄物処理フロー



写真：(社)千葉県産業廃棄物協会

写真 3-18-3 旭市における分別・再資源化の状況





写真3-18-4 旭市の災害廃棄物の状況



写真3-18-5 山武市（本須賀）の災害廃棄物の状況

## 第19節 全国からの支援

### 1 緊急消防援助隊

平成23年3月12日から14日にかけて、市原市に緊急消防援助隊（東京消防庁9隊、川崎市消防局1隊、横浜市消防局4隊、三重県隊31隊）、千葉県消防広域応援隊（千葉市消防局9隊）が出動し、市原市のコスモ石油コンビナート火災の消火活動にあたった。

### 2 千葉県消防広域応援隊出動及び緊急消防援助隊受援状況

- (1) 出動先：市原市五井海岸2 コスモ石油(株)千葉製油所タンク火災
- (2) 消防部隊出動状況等
  - ア 現地消防本部（市原市消防局） 11隊
    - 指揮隊3隊、消火隊3隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）、大型化学車2隊
  - イ 千葉県消防広域応援隊（千葉市消防局部隊）9隊（消防艇1艇を含む）
    - 3月11日17時22分 市原市消防局長から統括消防機関（千葉市消防局長）に千葉県消防広域応援隊の出動要請
    - 統括指揮隊1隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、大型高所放水車1隊、泡原液搬送車1隊）、泡原液搬送車1隊、消火部隊2隊、消防艇1艇、後方支援隊1隊
  - ウ 緊急消防援助隊 45隊（消防艇2艇を含む）
    - 3月11日18時15分 消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊出動
    - (ア) 川崎市消防局（1隊）
      - 指揮支援部隊1隊（千葉県庁内：千葉県消防応援活動調整本部）
    - (イ) 東京消防庁（8隊1艇）
      - 大型化学車1隊、遠距離送水用大型ポンプ車2隊、人員輸送車1隊、無人放水車1隊、屈折放水塔車1隊、消火部隊2隊、消防艇1艇
    - (ウ) 横浜市消防局（3隊1艇）
      - 3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）、消防艇1艇
    - (エ) 三重県隊（31隊）
      - 県隊指揮隊2隊、消火部隊8隊、救助部隊3隊、救急部隊6隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、大型高所放水車1隊、泡原液搬送車1隊）、後方支援隊9隊
  - エ その他の機関 7隊（船舶4艇を含む）
    - (ア) 千葉海上保安部 2艇
    - (イ) 海上災害防止センター 2艇
    - (ウ) 共同防災3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）

※ 総出動部隊数 65隊7艇（その他の機関3隊4艇を含む）

3月13日17：35市原市消防局及び共同防災にて現場対応が可能と判断し、緊急消防援助隊及び千葉県消防広域応援隊は、現場引揚げ

## 第20節 東北地方等への支援

各省庁、全国知事会、各災害対策本部などからの要請を受け、関係各機関の協力により東北地方等へ様々な支援を行った。

### 1 人的支援

- (1) 避難所における健康管理として、宮城県へ保健師等 147人
- (2) 救護班（医療関係）として 岩手県へ医師等 148人  
宮城県へ医師等 14人
- (3) 救護班（心のケア）として 岩手県へ医師等 149人
- (4) 義援金の申請受付業務等として（H23）岩手県へ県・市町村職員：159人
- (5) 東北被災地の復興に係る長期的な人的支援（H24）  
岩手県：1人、宮城県：2人、福島県：5人、宮城県山元町：2人、  
岩手県大船渡市：1人、福島県いわき市：1人、宮城県気仙沼市：1人
- (6) 入浴支援業務として 岩手県へ県防災職員 14人
- (7) スクールカウンセラーとして 岩手県へ 12人  
宮城県へ 19人  
福島県へ 6人

### 2 物資支援

- (1) 医薬品（災害用備蓄医薬品セット 1,000人分）岩手県へ
- (2) 救援物資（下着等日用品 1,200人分）岩手県へ
- (3) 義援物資（一般募集分）  
岩手県へ 段ボール 約1,150箱  
宮城県へ 段ボール 約1,650箱  
福島県へ 段ボール 約500箱
- (4) 納体袋（新型インフルエンザ対策用備蓄分 2,600枚）宮城県へ

### 3 千葉県警察の派遣状況

千葉県警察では、県内における災害応急対策に取り組むとともに、被害甚大地域の岩手県、宮城県及び福島県からの援助要求に基づき、警備部隊、刑事部隊、交通部隊、地域部隊、生活安全部隊等の警察官を派遣し、救出救助活動、行方不明者の捜索、検視業務、交通規制、地域パトロールや避難所警戒等の各種活動を展開した。

※ 平成23年3月11日から平成24年12月31日までの2,079日間（派遣継続中）延べ約56,500人

#### (1) 警備部隊

##### ア 広域緊急援助隊

発災直後における生存者の救出救助及び行方不明者の捜索を目的に第三機動隊、管区機動隊で編成する広域緊急援助隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月11日～3月15日



写真 3-20-1 広域緊急援助隊による行方不明者の搜索状況

#### イ 県機動隊、管区機動隊

津波被害の沿岸地域における行方不明者の搜索（水中の搜索を含む）、検問、警戒警ら等を目的に県機動隊及び管区機動隊を交替で岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月14日～継続中（平成24年12月31日まで計30回派遣）



写真 3-20-2 岩手県内における管区機動隊による行方不明者搜索状況



写真 3-20-3 機動隊スクーバ部隊による水中搜索

#### ウ 特別機動隊、連合機動隊

被災地域における治安維持活動を目的として、警察署員で編成する特別機動隊及び特別機動隊と県機動隊で編成した連合機動隊を宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月17日～5月8日  
 平成23年5月27日～6月17日  
 平成23年7月6日～7月27日  
 平成23年9月10日～9月28日  
 平成23年10月10日～10月26日  
 平成23年11月21日～12月7日



写真 3-20-4 特別機動隊による宮城県内での集団パトロール状況

(2) 刑事部隊

ア 広域緊急援助隊（刑事部隊）

刑事技術支援を目的として、広域緊急援助隊刑事部隊を岩手県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月12日～10月16日（74次にわたり派遣）

イ 機動捜査隊

被災地における治安維持を目的として、機動捜査隊を岩手県及び宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月12日～平成24年4月9日（50次にわたり派遣）

ウ 身元確認支援部隊

発見されたご遺体の身元確認作業の支援を目的として、警察本部刑事部及び生活安全部に所属する職員で編成した支援部隊を宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年5月12日～23日

(3) 交通部隊

ア 広域緊急援助隊（交通部隊）

緊急交通路の確保等を目的として、交通機動隊、高速道路交通警察隊で編成する広域緊急援助隊交通部隊を宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月15日～6月3日（13次にわたり派遣）

イ 特別交通派遣部隊

被災地における交通対策を目的として、警察本部交通部に所属する警察官で編成する特別交通派遣部隊を宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年6月3日～12月15日（10次にわたり派遣）

(4) 地域部隊

ア 地域部隊

被災地における警ら活動を目的として、自動車警ら隊を岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月6日～平成24年5月31日  
（48次にわたり派遣）



写真 3-20-5 東北被災地における自動車警ら隊の活動状況

#### イ 地域特別派遣部隊

仮設住宅等における移動交番の開設や被災地でのパトロールを目的として、警察署員が乗務する移動交番車を岩手県及び宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年7月8日～29日（3回）及び平成23年11月25日～12月23日（4回）

#### (5) 生活安全部隊

##### ア 女性警察官部隊

避難所等における相談業務などを目的として、警察本部及び警察署の女性警察官で編成する部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月18日～27日



写真 3-20-6 女性警察官による避難所における相談業務の状況

#### イ 被災者支援部隊

避難所等における相談窓口業務を目的として、警察本部生活安全部に所属する警察官で編成した被災者支援部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年8月22日～31日

#### ウ 生活安全特別部隊

仮設住宅での相談受理を目的として、警察本部生活安全部及び警務部に所属する警察官で編成した生活安全特別部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年10月25日～11月7日

#### 4 緊急消防援助隊

岩手県へ 91隊 332人（陸上部隊）

福島県へ 269隊 838人

（指揮支援部隊23隊92人・航空部隊13隊64人・陸上部隊233隊682人）

##### (1) 福島県に対する消防応援出動

###### ア 指揮支援部隊・航空部隊

###### (ア) 出動要請

平成23年3月11日15時55分 消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊出動要請

###### (イ) 出動状況

○指揮支援部隊（千葉市消防局指揮隊）※延べ23隊92名

・派遣先：福島県庁（福島県消防応援活動調整本部）

・出動状況：3月11日～6月6日（第1次派遣～第23次派遣）

全活動終了

○航空部隊（千葉市消防局航空隊）※延べ13隊64名

・派遣先：福島空港（航空部隊活動拠点）

・出動状況：3月11日～4月30日（第1次派遣～第13次派遣）

全活動終了

###### (ウ) 活動内容

○指揮支援部隊（指揮支援部隊長）

福島県内における緊急消防援助隊の統括指揮

○航空部隊

情報収集・救急搬送・資器材搬送・空中消火活動

###### イ 陸上部隊

###### (ア) 部隊移動等の指示

平成23年3月21日10時25分 消防庁長官の指示により、3月14日から岩手県陸前高田市で活動中の千葉県隊に、福島県への部隊移動及び救急隊増隊の要請

・移動日：3月22日

・派遣先：福島県福島市（活動拠点：福島県消防学校）

・派遣隊：県隊指揮隊・救急隊・後方支援隊

###### (イ) 活動内容（救急業務）

・避難所における救急対応、病院・福祉施設間における転院搬送

・東京電力福島第一原子力発電所で負傷者の発生時における対応

・在宅医療看護者の訪問看護同行

・地元消防本部の支援

###### (ウ) 出動状況 ※延べ233隊682名（県内23消防本部）

3月22日～6月6日（第4次派遣～第17次派遣）全活動終了

（県隊指揮隊14隊56名、救急隊101隊305名、後方支援隊118隊321名）

## (2) 岩手県（陸前高田市）に対する消防応援出動

## ア 出動要請

平成23年3月13日消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊千葉県隊出動要請

- ・派遣先：岩手県陸前高田市（活動拠点：滝の里工業団地）
- ・派遣隊：県隊指揮隊・消火隊・救助隊・救急隊・後方支援隊

## イ 出動状況

- ・第1次派遣32隊120名（3月14日～18日）
  - ・第2次派遣27隊 98名（3月17日～21日）
  - ・第3次派遣32隊114名（3月20日～22日）
- 延べ91隊332名（県内17消防本部）  
（県隊指揮隊3隊12名・消火隊21隊101名・救助隊16隊80名・救急隊10隊30名・後方支援隊41隊109名）

## ウ 活動内容

- 行方不明者検索活動及び救急活動
- ・遺体発見44体、救急出動15件

## 5 バス派遣等

## (1) 避難者移送用バス派遣 福島県南相馬市へ 10台390台

福島県南相馬市避難対象施設（石上中学校、高平中学校、保健センター、福祉会館、テクノアカデミー、原町第一小学校）から新潟県内の避難場所（燕弥彦総合事務組合防災センター、燕市体育センター、三条市スポーツ施設体育文化センター、三条勤労青少年ホーム）に390名を移動する。

- ・大日ドリーム観光 3台
- ・東京湾岸交通 2台
- ・ジャパングリーン 3台
- ・千葉中央バス 2台

## ア 新潟県燕市内 4台143名

- ・燕弥彦総合事務組合防災センター 2台
- ・燕市体育センター 2台

## イ 新潟県三条市内 6台247名

- ・三条市スポーツ施設体育文化センター 3台
- ・三条市勤労青少年ホーム 3台

## (2) 震災に係る広域的な火葬受入 岩手県から 207体

## (3) 県所有入浴システムによる入浴支援 岩手県へ貸出 5セット

## 6 教育庁の他県への支援策

## (1) 東北3県等県外の被災者の受入れ施設に関する情報提供

「東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター」などに、松戸矢切高校ほか7施設について、市町村が開設する避難所として市町村への提供が可能であることを情報提供した。



(2) 東北3県等県外の被災児童生徒の就学支援等

ア 被災した児童生徒の公立小中学校への受入れ等に係る必要な支援の実施

イ 被災地から転入学した児童生徒への教科書の給付

ウ 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ及び県立高校に係る入学検査料・入学料の減免

- ・公立小学校（千葉市立を含む）への受入れ決定児童数 442名
  - ・公立中学校（千葉市立を含む）への受入れ決定生徒数 184名
  - ・県立高校・特別支援学校への受入れ決定児童生徒数 139名
- 合計 765名

※受入れ児童生徒数については、平成23年6月30日現在

エ 被災県への教職員等の派遣

- ・行政職・教員等 12名
  - ・スクールカウンセラー 29名
- 合計 41名

7 被災県に対する医療救護活動

(1) DMAT

3月11日午後6時00分、日本医科大学千葉北総病院に対しドクターヘリにてDMATを被災地に派遣するよう要請した。さらに、千葉県循環器病センター・千葉大学医学部附属病院・順天堂大学医学部附属浦安病院・亀田総合病院・君津中央病院・松戸市立病院・千葉県救急医療センターにDMATの派遣を要請した。

8病院・13チームが被災県である岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県（成田市）に対し、3月11日～3月16日まで医師25名・看護師27名・調整員16名を派遣し、医療救護活動を実施した。

表 3-20-1 DMATの派遣状況

派遣期間	派遣病院	チーム構成	派遣先
3月11日～13日 3月13日～15日	日本医科大学千葉北総病院	医師2、看護師2 医師2、看護師2、調整員1	福島県 福島県・ 宮城県
3月12日～14日	千葉県循環器病センター	医師2、看護師2、調整員1	宮城県
3月11日～12日 3月13日～15日 3月14日～17日	千葉大学医学部附属病院	医師2、看護師2、調整員2 医師2、看護師2、調整員2 医師2、看護師2、調整員2	茨城県 宮城県 岩手県
3月12日 3月14日～16日	千葉県救急医療センター	医師1、看護師3 医師2、看護師2、調整員1	成田市 宮城県
3月11日～13日	順天堂大学医学部附属浦安病院	医師2、看護師1	福島県
3月12日～13日	松戸市立病院	医師2、看護師3、調整員1	宮城県
3月11日～14日	亀田総合病院	医師2、看護師1、調整員2	宮城県
3月11日～13日 3月13日～16日	君津中央病院	医師2、看護師3、調整員2 医師2、看護師2、調整員2	茨城県 岩手県

## (2) 救護班（医療関係）

ア 岩手県陸前高田市小友町の仮設診療所に3月19日～6月1日まで16病院・25チーム、医師47名・看護師54名・その他47名を派遣し、診療を実施した。

表 3-20-2 救護班の派遣状況

派遣期間	派遣病院	チーム構成
3月18日～23日	旭中央病院	医師2、看護師2、事務1
3月20日～23日	千葉市立青葉病院	医師3、看護師2、事務1
3月21日～26日	旭中央病院	医師2、看護師1、薬剤師1、事務1
3月24日～28日	千葉県救急医療センター	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1
3月27日～31日	千葉市立青葉病院	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1
3月29日～4月2日	千葉県がんセンター	医師2、看護師2、薬剤師1、他1
4月1日～5日	千葉県立佐原病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師4、放射線技師1、薬剤師1、事務1
4月4日～8日	千葉県立東金病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師3、薬剤師1、保健師1、精神保健福祉相談員1、事務1
4月7日～11日	千葉県立こども病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師3、薬剤師1、事務1
4月10日～14日	船橋市立医療センター	医師2、看護師2、薬剤師1、事務2
4月13日～16日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師3、看護師2、薬剤師1
4月15日～19日	君津中央病院	医師2、看護師2、事務2
4月18日～22日	千葉県循環器病センター	医師1、看護師2、薬剤師1、事務1
4月21日～25日	千葉県千葉リハビリテーションセンター	医師1、看護師2、薬剤師1、理学療法師1、事務1
4月24日～28日	化学療法研究所付属病院	医師2、看護師2、薬剤師2、事務2
4月27日～30日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師3、看護師2、事務1
5月5日～9日	千葉市立青葉病院	医師2、看護師2、事務1
5月11日～15日	千葉市立海浜病院	医師2、看護師3、薬剤師1
5月14日～18日	千葉医療センター	医師2、看護師2、事務1
5月17日～21日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師2、看護師2、事務1
5月20日～24日	君津中央病院	医師1、看護師2、事務2
5月23日～27日	千葉県千葉リハビリテーションセンター	医師1、看護師2、理学療法師1、事務1
5月26日～30日	旭中央病院	医師2、看護師2、事務2
5月29日～6月1日	千葉県立こども病院	医師1、看護師2、事務1

イ 南三陸町志津川、歌津地区の救護所及び宮城県登米市立佐沼病院に3月25日～4月8日まで順天堂大学医学部附属浦安病院・3チーム、医師8名・看護師3名・その他3名を派遣し、診療を実施した。

## (3) 保健師チーム

厚生労働省を通じた宮城県からの要請に基づき、避難所等の避難者に対し訪問活動による健康相談を実施するため、県及び市町村の保健師等を石巻市、多賀城市、七ヶ浜町、東松島市へ派遣した。（派遣期間3月24日～10月28日）

表 3-20-3 保健師チームの派遣状況

派遣期間	チーム構成	派遣元	派遣先
3月24日～28日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県東松島市
4月1日～5日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県石巻市
4月5日～9日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県石巻市
4月9日～13日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月13日～17日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月17日～21日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
4月21日～25日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
4月25日～29日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月29日～5月3日	保健師2、栄養士1、事務1	千葉県	宮城県石巻市
5月3日～7日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
5月7日～11日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
5月11日～15日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
5月15日～19日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
5月19日～23日	保健師2、事務1	木更津市	宮城県石巻市
5月23日～27日	保健師2、事務1	千葉県2 袖ヶ浦市1	宮城県石巻市
5月27日～31日	保健師2、事務1	いすみ市	宮城県石巻市
5月31日～6月4日	保健師2、事務1	南房総市	宮城県石巻市
6月4日～8日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
6月8日～12日	保健師2、事務1	千葉県2 君津市1	宮城県石巻市
6月12日～16日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
6月16日～20日	保健師2、事務1	茂原市	宮城県石巻市
6月20日～24日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
6月24日～28日	保健師2、事務1	千葉県2 館山市1	宮城県多賀城市
6月28日～7月2日	保健師2、事務1	千葉県2 長生村1	宮城県七ヶ浜町
7月2日～6日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県多賀城市
7月6日～10日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月10日～14日	保健師2、事務1	柏市	宮城県石巻市
7月14日～18日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月18日～22日	保健師2、事務1	館山市	宮城県石巻市
7月22日～26日	保健師2、事務1	南房総市	宮城県石巻市
7月26日～30日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月30日～8月3日	保健師2、事務1	千葉県2 君津市1	宮城県石巻市

派遣期間	チーム構成	派遣元	派遣先
8月3日～7日	保健師2、事務1	千葉県3	宮城県石巻市
8月7日～11日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
8月16日～19日	保健師2、事務1	千葉県2 大多喜町1	宮城県石巻市
8月19日～23日	保健師2、事務1	千葉県2 大多喜町1	宮城県石巻市
8月23日～27日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
8月27日～31日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
9月5日～9日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
9月12日～16日	保健師2、事務1	千葉県2 我孫子市1	宮城県石巻市
9月19日～23日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
9月26日～30日	保健師2、事務1	茂原市	宮城県石巻市
10月3日～7日	保健師2、事務1	千葉県2 一宮町1	宮城県石巻市
10月10日～14日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
10月17日～21日	保健師2、事務1	千葉県1 柏市2	宮城県石巻市
10月24日～28日	保健師3、事務2	千葉県4 鎌ヶ谷市1	宮城県石巻市

## (4) 心のケアチーム

## 岩手県陸前高田市に派遣

派遣期間	派遣元医療機関及び人数
4月1日～5日	千葉県精神科医療センター 2
4月4日～8日	千葉県精神科医療センター 4
4月7日～11日	千葉県精神科医療センター 2
4月24日～28日	木村病院4
4月27日～5月1日	精神保健福祉センター 1、木村病院4
5月1日～5日	旭神経内科リハビリテーション病院5
5月4日～8日	千葉県精神科医療センター 2、木村病院2
5月8日～12日	初石病院5、しのだの森ホスピタル2
5月11日～15日	中村古峽記念病院4
5月15日～19日	千葉県精神科医療センター 2、磯ヶ谷病院3
5月18日～22日	下総病院4
5月22日～26日	船橋北病院2、手賀沼病院4
5月25日～29日	市原メンタルクリニック1、しのだの森ホスピタル4
5月29日～6月2日	市原鶴岡病院4
6月1日～5日	千葉県精神科医療センター 2、三橋病院2、障害福祉課1
6月5日～9日	袖ヶ浦さつき台病院4

派遣期間	派遣元医療機関及び人数
6月8日～12日	東条メンタルホスピタル2、三橋病院2
6月12日～16日	恩田第二病院1、磯ヶ谷病院5
6月15日～19日	船橋北病院 4
6月19日～23日	しのだの森ホスピタル 4
6月22日～26日	恩田第二病院 1、三橋病院 3
6月26日～30日	木更津病院 4
7月5日～8日	千葉県精神科医療センター 2、木村病院 2
7月12日～15日	千葉病院 4
7月19日～22日	精神保健福祉センター 4、障害福祉課 1
7月26日～29日	中山病院 4
8月2日～5日	木更津病院 4
8月24日～26日	千葉県精神科医療センター 2
8月31日～9月2日	木村病院 3
9月7日～9日	大多喜病院 2、木村病院 1
9月14日～16日	千葉病院 3
9月21日～23日	木村病院 3
9月28日～30日	市原鶴岡病院 1、市原メンタルクリニック 2
10月5日～7日	千葉県精神科医療センター 2
10月12日～14日	袖ヶ浦さつき台病院 3
10月19日～21日	千葉病院 3
10月26日～28日	中山病院 3
11月1日～2日	精神保健福祉センター 2、木村病院 1、障害福祉課 1

(5) スクールカウンセラー等

派遣期間	派遣先	人数等
5月11日～6月23日	宮城県気仙沼市	1派遣は原則2名体制とする。 毎週2泊3日の派遣とし、3日間にわたり学校を訪問し教員の心のケアに当たる。継続的に6週間実施する。
5月9日～6月17日	岩手県山田町	1派遣は原則2名体制とする。 毎週移動日も含め5泊6日の派遣とし、継続的に6週間実施する。

### 手作り椅子を幼稚園へ

インテリア科では「木材工芸」と「インテリアデザイン」を2つの柱として学んでいる。「木材工芸」では多くの作品を制作しているが、その一つとして「子どもイス」を制作した。完成した作品を被災地に届けたいと考えていたところ、実践的授業や企業交流会等で支援していただいている「日本フリーランスインテリアコーディネーター協会（以下JAFICA）」から、津波で被災した宮城県東松島市の「のびる幼稚園」が支援を希望していることをうかがい、平成23年8月、子どもイス25脚にJAFICA制作の防災頭巾を付けて現地に贈り届けた。そして平成24年8月に、園舎の再建に伴い、あと30脚必要との話が届き、在庫15脚とこの夏休みに制作した15脚を持って、実際に制作した代表生徒6名が初めて現地に足を運び、直接園児に届けた。のびる幼稚園での贈呈式では生徒一人ひとりが挨拶し、子どもイスを園児に直接手渡した。その後、以前贈ったイスの汚れをサンドペーパーで落とす「メンテナンス作業」や、キャンバスに色を塗る作業などを園児と共に行い交流を深めた。生徒達は被災地を見学し、また実際に被災された方々からお話をうかがい、今後私たちにできる活動は何かを考えた。手作り子どもイスを届ける活動を通しての絆は成長し続けている。

この活動をするにあたり、市川工業高校後援会、JAFICAの皆様には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(市川工業高等学校)



写真 3-20-7 のびる幼稚園児に手作り椅子を手渡す市川工業高校の生徒(市川工業高等学校提供)

## 第21節 ボランティアの活動・支援活動

### 1 東日本大震災時のボランティアの活動状況

(1) 千葉県災害ボランティアセンター連絡会による千葉県災害ボランティアセンターの運営等

ア 千葉県災害ボランティアセンター連絡会緊急会議の開催

期 日 平成23年3月14日

会 場 千葉県社会福祉センター1階会議室

参加者 18名

内 容 千葉県地域防災計画に基づき千葉県からの要請を受け、千葉県災害ボランティアセンターの設置及び運営についての緊急会議を行った。

イ 千葉県災害ボランティアセンターの運営

設置主体 千葉県

設置日時 平成23年3月16日午前9時～平成23年4月28日(閉所)

設置場所 千葉県社会福祉協議会内(千葉市中央区千葉港4-3)

開設時間 午前9時～午後4時

実施主体 千葉県災害ボランティアセンター連絡会

事務局 千葉県社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部

構成団体 千葉県共同募金会、千葉県ボランティア連絡協議会、千葉県民生委員・児童委員協議会、セーフティリーダー千葉県ネットワーク、特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイク、千葉県土建一般労働組合、千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会、千葉市社会福祉協議会、千葉県災害対策コーディネーター連絡会、千葉県労働者福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、日本防災士会千葉県支部

ウ 活動内容

(ア) 先遣隊による被災状況調査・情報の収集発信活動

(イ) 災害ボランティア活動に関する相談対応(電話相談・来所相談)、ボランティア活動上の安全衛生・ボランティア保険についての情報の提供、被災地災害ボランティアセンターに対する立ち上げ・運営支援、資機材の管理・不足時の配慮・運搬、活動の記録など

相談件数：3,055件

(主な相談内容はボランティア活動希望者からの相談の他、企業の社会貢献部門から物資や食料及び人的支援の提供に関する相談など)

活動期間：3月16日～4月28日

活動人数：延べ431人

(ウ) 支援物資

県災害対策本部からの要請により、平成23年3月22日～27日

並びに3月29日、3月31日の午前9時から午後4時まで、県庁中舎1階ロビーにて千葉県災害ボランティアセンター連絡会が中心となり、個人からの支援物資の受付、仕分、搬入、後片付けを行った。

受付ボランティア人数 318人

- (エ) 県災害対策本部からの要請により、千葉県災害ボランティアセンター連絡会有志が、陸前高田市からの身元不明のご遺体火葬儀を千葉市斎場で受け入れ参列、献花を行った。(4回)

(4月8日、4月14日、4月20日、4月26日)(活動者延べ81人)

※このほか、千葉県社会福祉協議会から佐倉市社会福祉協議会に依頼し、佐倉市社会福祉協議会会長はじめ理事、評議員、職員並びにボランティア連絡協議会の有志が、さくら斎場における被災者の葬儀に参列、献花を行った。(3回)

(4月17日、4月23日、4月29日)(活動者延べ87人)

- (オ) 避難者の公営住宅入居抽選会に立ち会い

(4月18日・4月26日)(活動者延べ4人)

## エ 活動経緯

- (ア) 3月11日

連絡会の事務局である千葉県社会福祉協議会が、同協議会として災害対策本部を設置し、県内市町村社会福祉協議会から当該市町村の被害状況、避難所開設状況、災害ボランティアセンターの立ち上げ状況等を確認した。

- (イ) 3月12日

千葉県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイクは、県内7地域に先遣隊を派遣し、被害状況等の調査活動及び情報の収集発信を実施した。

- (ウ) 3月13日

千葉県社会福祉協議会職員7名を浦安市災害ボランティアセンターに派遣し、立ち上げ支援と現地活動を支援した。また、機動力を活かし県内巡回情報収集提供活動を展開した。

- (エ) 3月14日

旭市の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を行うため、千葉県社会福祉協議会職員4名を派遣した。(以降31日まで2～5名を継続派遣)また、千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員団体がサポートに入り被災地域の見回りを行い取り残された被災者や要援護者の発見活動などを行ったほか、常時7～10名がシフト制でボランティアスタッフとして加わり支援を行った。

また、旭市災害ボランティアセンターは、日本赤十字千葉県支部が設置した救護に係るボランティアセンターと連携・協力して活動を実施した。これにより、ボランティアセンタースタッフ及びボランティアの



健康管理・安全衛生への配慮を行いながら活動したことは今後の活動に繋がる実績である。

(オ) 3月16日

千葉県社会福祉センター1階に千葉県災害ボランティアセンターを開所し、災害ボランティアに関する相談・情報提供を開始した。

(カ) 3月25日

災害ボランティアセンターを立ち上げずに被災者支援を行っている山武市社会福祉協議会、香取市社会福祉協議会等へ訪問調査を行った。

(キ) 4月28日

千葉県災害ボランティアセンターを閉所した。

(相談件数3,055件 活動人数：延べ431人)

オ 千葉県災害ボランティアセンター閉所後の主な活動

(ア) 5月10日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会にて、東日本大震災における活動の評価及び今後の活動について会議を開催した。

(イ) 6月3日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、岩手県大槌町支援ボランティアの募集及びボランティアバスの運行について会議を行った。

(ウ) 11月10日

ボランティアコーディネーター研修会の席を利用し、「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づく県内相互支援活動の振り返りを行った。

(エ) 12月13日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、岩手県大槌町支援ボランティア活動の報告及び年度活動の総括などを行った。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置状況

ア 設置状況：県内5市(浦安市、我孫子市、旭市、佐倉市、市川市)で設置

イ 活動したボランティア人数：延べ18,384人

ウ ボランティアの活動内容

泥かき作業、家財道具の運び出し、がれきの片付け、避難所運営手伝い(掃除、整理、給水等)等を行った。

エ その他

災害ボランティアセンターは設置しなかったものの、習志野市、山武市、香取市の社会福祉協議会が、現行のボランティアセンターの活動として、災害ボランティアの派遣を行った。

(3) 社会福祉協議会による相互支援

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、県内被災社会福祉協議会からの要請により、

災害支援のための職員派遣、物資調達等を行った。

(4) 千葉県社会福祉協議会

ア 浦安市、旭市の各災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ64名を派遣した。

イ 旭市の各災害ボランティアセンターに対する資機材を提供した。

ウ ホームページ、FAXを通して災害関連情報を発信した。

エ 災害ボランティア関係の相談への対応

○市町村社会福祉協議会

浦安市、旭市の各災害ボランティアセンターに対する資機材の提供及び運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ103名を派遣した。

(5) その他

東日本大震災でのボランティア活動は、災害ボランティアセンターを通じた支援のほかにも、発災当日の帰宅困難者への支援をはじめ、義捐金の寄付やそれぞれの市町村内における募金活動・支援物資の収集活動、広域避難者への支援活動など、市民活動団体、企業、学校等の様々な主体が様々な活動を展開したところである。また、現在でも被災地の仮設住宅でのサロン活動などが継続されている。(しかしこれらは、民間の主体による自主的な活動であるがゆえに、その全容を把握することは困難である。)

また、県内外から千葉県に対して様々な支援活動がなされた一方で、被災規模の大きかった東北三県に対して全国から支援活動が展開される中、千葉県からも多くの民間団体による支援活動が実施されたところである。

(東北のボランティアセンターでは、本県でニーズが多かった泥かきやがれきの撤去に加え、写真の洗浄、避難所支援、支援物品の提供、音楽や足湯など娯楽の提供等の支援も実施された。)

さらに、県内外の多くの自治体において災害ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会が担うこととなっている中、県内の社会福祉協議会が、福島県相馬市、福島県いわき市、岩手県陸前高田市の災害ボランティアセンター等に中核的なスタッフを派遣するなどの支援活動を実施した。

## 2 専門職による県内避難所等におけるボランティア支援事業

仮設住宅入居者や県外からの避難者に対して、就労、生活費、介護サービスの提供等を行うためのコーディネーターを配置し、当該分野における専門知識と経験を持った専門ボランティアの登録や仮設住宅等への派遣を行なった。

(1) コーディネーターの配置 1名(平成23年10月から)

(2) 専門ボランティアの登録 登録者19名

(3) 専門ボランティアの派遣 1回 3日間

(4) 臨床心理士を3日間継続して派遣し、支援者に対し対応時の心構え等についての講義をするとともに、現地にて避難者への対応を行なった。

(5) コーディネーターの派遣 10回